

**第3次賀茂地区障害者計画**

**第5期賀茂地区障害福祉計画**

**第1期賀茂地区障害児福祉計画**

平成30年3月

下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町



# 目 次

## 第1章 総論

1. 計画策定の概要.....	3
(1) 計画策定の背景.....	3
(2) 計画の目的と位置づけ.....	5
(3) 計画の対象者.....	7
(4) 計画の期間.....	7
(5) 実態調査の実施.....	8
2. 障害者の現状.....	9
(1) 賀茂地区の概要.....	9
(2) 身体障害者（児）の状況.....	12
(3) 知的障害者（児）の状況.....	14
(4) 精神障害者（児）の状況.....	15
(5) 障害支援区分.....	16
(6) 難病患者.....	17
3. 実態調査からみた障害者（児）の現状と課題.....	19
3-1 アンケート調査.....	19
(1) 調査の概要.....	19
(2) 障害者（児）調査結果の概要.....	20
(3) 住民調査（障害者を除く）結果の概要.....	27
3-2 ヒアリング調査.....	30
(1) 調査の概要.....	30
(2) 調査結果の概要.....	31
4. 計画の基本的な考え方.....	40
(1) 目指す姿.....	40
(2) 基本理念.....	40
(3) 基本目標.....	41
5. 計画の推進.....	42
(1) 賀茂地区の連携.....	42
(2) 推進体制の確立.....	42
(3) 計画の周知.....	42
(4) 地域住民等との協働.....	42
(5) P D C Aサイクルによる進行管理.....	43
(6) 計画の達成状況の点検及び評価.....	43

## 第2章 障害者計画

基本目標1 障害のある人への理解と交流を深める.....	47
◆施策の体系.....	47
◆現状と課題.....	47

◆施策の方向 .....	48
1. 障害に対する理解の促進 .....	48
(1) 広報・啓発活動の推進 .....	48
(2) ふれあい・交流機会の確保 .....	49
2. 福祉に関する人材育成と活動支援 .....	49
(1) ボランティアの育成 .....	49
(2) ボランティア活動基盤の整備 .....	50
(3) 地域における推進リーダーの活用 .....	50
(4) 地域間交流の推進 .....	51
3. 福祉教育の推進 .....	51
(1) 学校における福祉教育の推進 .....	51
(2) 生涯を通じた福祉教育の推進 .....	52
基本目標 2 保健・医療・福祉の体制整備に努める .....	53
◆施策の体系 .....	53
◆現状と課題 .....	53
◆施策の方向 .....	54
1. 健康づくりと障害の早期発見・早期対応 .....	54
(1) 予防対策の充実 .....	54
(2) 健康づくりの推進 .....	54
(3) 精神保健対策の充実 .....	55
(4) 難病対策等の充実 .....	55
2. 保健・医療・地域リハビリテーションの充実 .....	56
(1) 健康相談・指導の充実 .....	56
(2) 医療体制の充実 .....	57
(3) 保健・医療・福祉の連携強化 .....	57
基本目標 3 地域での自立した生活を実現する .....	58
◆施策の体系 .....	58
◆現状と課題 .....	58
◆施策の方向 .....	60
1. 相談・情報提供サービスの充実 .....	60
(1) 情報提供の充実 .....	60
(2) コミュニケーション手段の確保 .....	60
(3) 相談体制の充実 .....	60
2. 福祉サービスの充実 .....	61
(1) 在宅福祉サービスの充実 .....	61
(2) 障害者（児）施設等の整備 .....	62
(3) 住まいのバリアフリー化 .....	63
3. 総合的な福祉サービスの提供 .....	63
(1) サービス提供体制の整備 .....	63
(2) 権利擁護の向上 .....	64
(3) 虐待の防止 .....	64
(4) 経済的支援の充実 .....	65

基本目標 4 可能性を広げ、社会参加を促進する .....	66
◆施策の体系 .....	66
◆現状と課題 .....	66
◆施策の方向 .....	67
1. 教育・療育体制の充実 .....	67
(1) 就学前教育・保育の充実 .....	67
(2) 就学指導・相談の充実 .....	68
(3) 特別支援教育の充実 .....	68
2. 障害者等の就労と活動の場の確保 .....	69
(1) 就労相談の充実 .....	69
(2) 企業等に対する障害者雇用の啓発 .....	70
(3) 官公庁等における雇用の促進 .....	70
(4) 福祉的就労の充実 .....	71
3. 情報バリアフリー化の推進 .....	71
(1) 情報通信技術による情報提供の促進 .....	71
(2) 図書館サービスの充実 .....	71
4. スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進 .....	72
(1) 学級・講座への障害者（児）等の参加促進 .....	72
(2) 文化・スポーツ活動の促進 .....	72
(3) 施設のバリアフリー化と使用料の減免 .....	73
基本目標 5 人にやさしいまちをつくる .....	74
◆施策の体系 .....	74
◆現状と課題 .....	74
◆施策の方向 .....	75
1. バリアフリーのまちづくり .....	75
(1) 福祉のまちづくりの普及・啓発 .....	75
(2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進 .....	75
(3) 公共交通機関等の利便性の向上 .....	76
2. 防災・防犯体制の整備 .....	76
(1) 防災・防犯意識の向上 .....	76
(2) 緊急時体制の確立 .....	77
基本目標 6 施策推進のための基盤を整備する .....	78
◆施策の体系 .....	78
◆現状と課題 .....	78
◆施策の方向 .....	79
1. 住民、関係機関・団体、民間事業者等との連携 .....	79
(1) 住民参加の促進 .....	79
(2) 関係機関との連携強化 .....	79
2. 行政における人材の育成・確保 .....	80
(1) 保健福祉職員の確保・充実 .....	80
3. 推進体制の整備 .....	80
(1) 各市町における推進体制の整備 .....	80

(2) 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会による計画の推進 .....	80
(3) 賀茂地区障害者自立支援協議会による計画の点検・評価 .....	80

### 第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1. サービスの体系 .....	83
2. 平成32年度までに達成を目指す目標 .....	84
(1) 施設入所者の地域生活への移行 .....	84
(2) 精神障害にも対応した地域包括システムの構築 .....	84
(3) 地域生活支援拠点等の整備 .....	84
(4) 福祉施設から一般就労への移行等 .....	85
(5) 障害児支援の提供体制の整備等 .....	85
3. 自立支援給付 .....	87
(1) 訪問系サービス .....	87
(2) 日中活動系サービス .....	93
(3) 療養介護 .....	102
(4) 短期入所（ショートステイ） .....	103
(5) 居住系サービス .....	106
(6) 計画相談支援 .....	109
(7) 地域相談支援 .....	111
4. 障害のある児童へのサービス .....	114
(1) 障害児通所支援 .....	114
(2) 障害児相談支援 .....	119
(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 .....	120
5. 地域生活支援事業 .....	121
◆地域生活支援事業とは .....	121
(1) 必須事業 .....	122
(2) 任意事業 .....	133

### 資料編

1. 用語の解説 .....	139
2. 協議会の要綱、規約及び名簿 .....	150
3. ヒアリング調査の事業所（一部、調査票による調査） .....	158
4. サービス種別事業所一覧 .....	159

注：計画策定時点の元号表記で統一しています。

# 第1章 総論



# 1. 計画策定の概要

---

## (1) 計画策定の背景

### 1) 国の動き

わが国では、平成19年に国連総会において障害者の権利に関する条約への署名後、締結に向け障害福祉に係る国内法の整備が進められてきました。

平成23年の障害者基本法の改正では、日常生活や社会生活のなかで障害のある人がその障害や社会的障壁によって受ける制限を取り除くために、可能な限り合理的な配慮を行うように定められました。

平成24年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が制定され、平成30年4月には改正障害者総合支援法が施行されます。

さらに、平成25年に相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別解消を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されました。

雇用の分野においては、障害者等への雇用に関し差別禁止を推進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」を制定しました。

これらの法整備を踏まえ、平成26年1月20日、障害者権利条約を批准し、同条約は平成26年2月19日から効力を生ずることとなりました。

こうしたなか、障害者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画（平成25年度～29年度）」が平成25年9月に策定され、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加への支援施策の推進が図られています。

また、児童福祉法の改正により、平成30年度から新たに「市町村障害児福祉計画」を定めることとなりました。

以上のように障害者、障害児を取り巻く国の制度は、急速に大きく変革しており、新しい制度のもとに、新しい施策が総合的に推進されつつあります。

### 2) 静岡県の動き

静岡県では、平成15年3月に障害者基本法に基づく「第1次静岡県障害者計画」（ふじのくに障害者プラン21）が策定され、平成19年3月には「第2次静岡県障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「第1期静岡県障害福祉計画」を一体のものとして「ふじのくに障害者プラン21」が策定され、総合的な障害者施策の推進が行われてきました。

その後、国の障害保健福祉制度が急激に変革するなかで、平成25年7月には「第3次静岡県障害者計画」（ふじのくに障害者しあわせプラン）が策定され、また「障

害福祉計画」については、3か年を計画期間として第2期、第3期、第4期と計画の改定が進められてきました。

そして平成29年度には、「第3次静岡県障害者計画」及び「第4期静岡県障害福祉計画」が最終年度を迎え、平成30年度を初年度とする「第4次静岡県障害者計画」及び「第5期静岡県障害福祉計画」が策定されました。

またこの間、平成25年に制定された「障害者差別解消法」に基づき、県条例「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定され、平成29年4月から施行されました。

### 3) 賀茂地区の動き

賀茂地区では、平成18年度に施行された「障害者自立支援法」に基づき策定することとなった市町村障害福祉計画において、障害者等の生活を広域連携によってサポートしていくために、賀茂地区（1市5町）が連携して、合同で計画策定を行いました。

また、この計画策定を受けて、それまで下田市、賀茂郡がそれぞれ別々に策定していた障害者計画についても、広域でのより一層の連携を図り、障害者等の施策を弾力的に推進するため、平成19年度を初年度とした「第1次賀茂地区障害者計画」を合同で策定し、「ともに暮らし、ともに活動できるまち」を賀茂地区の目指す姿として掲げ、「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」・「エンパワメント」を基本理念とし、障害者等の自立と社会参加の推進に取り組んできました。

そして、「障害者計画」は第2次計画（平成25年度～29年度）が、また「障害福祉計画」は第4期計画（平成27年度～29年度）が最終年度を迎え、国、県の指針、計画等との整合を図りながら、平成32年度を目標年度とする、「第3次賀茂地区障害者計画」、「第5期賀茂地区障害福祉計画」及び「第1期賀茂地区障害児福祉計画」を策定しました。

## (2)計画の目的と位置づけ

### 1)計画策定の目的

賀茂地区では、今後の障害者政策の基本理念、基本方針並びに今後の施策展開の基本方向を定める「第3次賀茂地区障害者計画」、障害者（児）を始め、何らかの障害により支援が必要な人への福祉サービスの整備目標を定める「第5期賀茂地区障害福祉計画」及び「第1期賀茂地区障害児福祉計画」を一体的に推進するため、一本の計画（以下「本計画」という。）として策定します。

### 2)計画の位置づけ

「第3次賀茂地区障害者計画」（以下「第3次障害者計画」という。）は、障害者基本法第11条3項で定める「市町村障害者計画」として、また、「第5期賀茂地区障害福祉計画」（以下「第5期障害福祉計画」という。）は、障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」として、「第1期賀茂地区障害児福祉計画」（以下「第1期障害児福祉計画」という。）は、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として位置づけられます。

#### ① 市町村障害者計画

- ・障害者基本法第11条第3項を根拠法とします。
- ・賀茂地区（1市5町）における障害者施策の基本的方向を示すとともに、地域内の住民、企業、関係機関・団体等にとっては、今後の取り組みの指針を示すものです。
- ・国の定める「障害者基本計画」、静岡県が定める「第4次静岡県障害者計画」との整合性を図り、計画を策定しました。

#### ② 市町村障害福祉計画

- ・障害者総合支援法第88条を根拠法とします。
- ・賀茂地区（1市5町）において展開する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保の目標、種類ごとの必要量の見込みを示すものです。
- ・国の定める基本指針に即し、静岡県の定める「第5期静岡県障害福祉計画」との整合性を図り、計画を策定しました。

#### ③ 市町村障害児福祉計画

- ・児童福祉法第33条の20を根拠法とします。
- ・賀茂地区（1市5町）において計画期間に展開する障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保の目標、種類ごとの必要量の見込みを示すものです。
- ・国の定める基本指針に即し、静岡県の定める「第1期静岡県障害児福祉計画」との整合性を図り、計画を策定しました。

## ◆障害者基本法

### 第11条(一部抜粋)

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

## ◆障害者総合支援法

### 第88条(一部抜粋)

- 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
    - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込
    - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
    - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
    - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
  - 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
  - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
  - 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

## ◆児童福祉法

### 第33条の20(一部抜粋)

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(第33条の20第4項、第5項省略)

6 市町村障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

## (3)計画の対象者

本計画の支援の対象は、身体障害、知的障害、精神障害のある人(各手帳所持者)に限らず、難病疾患のある人や高次脳機能障害、発達障害など、障害のある人で、日常生活や社会生活で支援を必要とする人が対象となります。

また、本計画の推進にあたっては、障害者等を中心に、その家族、介助者、援助者、ボランティア、地域社会を形成する住民全てが対象となります。

## (4)計画の期間

本計画は、各計画を一体的に推進するために、計画期間を同一とします。平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする3か年計画とします。

なお、計画期間中における関連計画の変更、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

## (5)実態調査の実施

本計画策定にあたり、障害者の生活実態や施策・サービスに対する意向、地区住民の意識等を把握するために、アンケート調査を実施しました。また、サービス事業者等の実態、施策・サービスに対する意向等を把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

### ① アンケート調査の概要

#### ア 障害者(児)調査

- ・調査対象者：賀茂地区（1市5町）に居住し、障害者手帳を所持する身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）
- ・配付・回収：配付数 2,002 人 有効回収数 1,087 人 有効回収率 54.3%
- ・調査方法：郵送配付・郵送回収
- ・調査時期：平成28年11月

#### イ 住民調査(障害者を除く)

- ・調査対象者：賀茂地区（1市5町）に居住する20歳以上の住民
- ・配付・回収：配付数 998 票 有効回収数 368 票 有効回収率 36.9%
- ・調査方法：郵送配付・郵送回収
- ・調査時期：平成28年11月

### ② ヒアリング調査の概要

- ・団体数：14団体（サービス事業者8団体 各市町の社会福祉協議会6団体）
- ・調査方法：調査票による調査と直接面会調査
- ・調査時期：平成29年11月

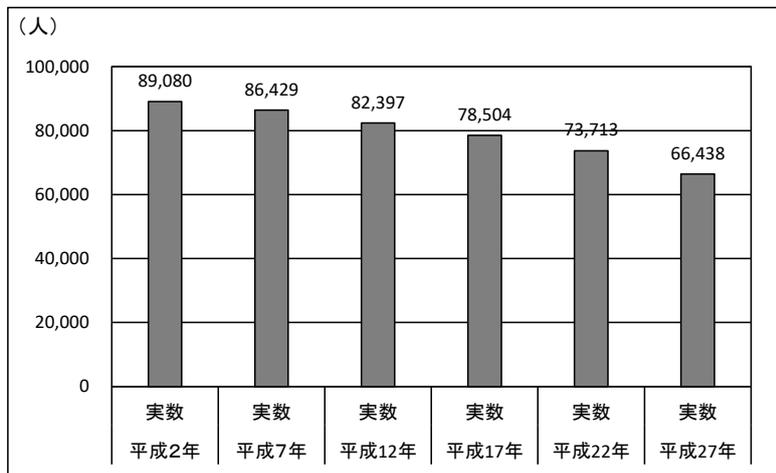
## 2. 障害者の現状

### (1) 賀茂地区の概要

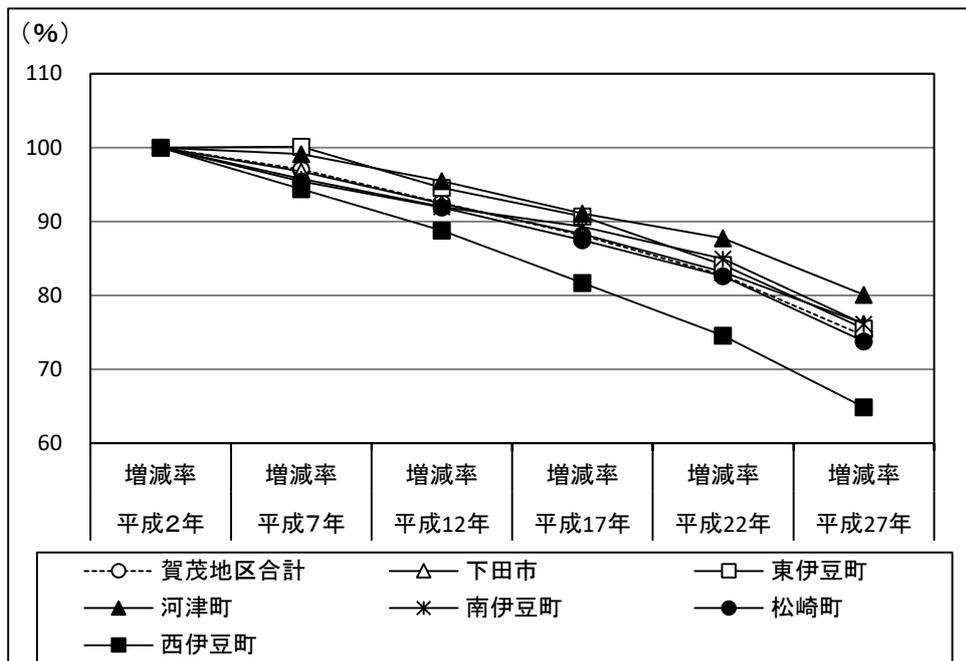
#### 1) 総人口の推移

賀茂地区の人口は、国勢調査の平成27年現在、66,438人で、平成2年からの推移をみると減少を続け、平成27年までの25年間で約23,000人減少しました。各市町別でみると、西伊豆町の減少率が最も大きく、平成2年を100%とした場合の平成27年の各市町の割合は、下田市76.2%、東伊豆町75.5%、河津町80.1%、南伊豆町76.1%、松崎町73.8%、西伊豆町64.9%となっています。

#### ◆ 賀茂地区の総人口の推移



#### ◆ 各市町の減少率



## ◆賀茂地区の総人口の推移

単位: 実数(人)、増減率(%)

年	項目	賀茂地区 合計	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
平成2年	実数	89,080	30,081	16,719	9,118	11,200	9,266	12,696
	増減率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成7年	実数	86,429	29,103	16,741	9,036	10,725	8,841	11,983
	増減率	97.0	96.7	100.1	99.1	95.8	95.4	94.4
平成12年	実数	82,397	27,798	15,807	8,705	10,304	8,515	11,268
	増減率	92.5	92.4	94.5	95.5	92.0	91.9	88.8
平成17年	実数	78,504	26,557	15,165	8,303	10,003	8,104	10,372
	増減率	88.1	88.3	90.7	91.1	89.3	87.5	81.7
平成22年	実数	73,713	25,013	14,064	7,998	9,516	7,653	9,469
	増減率	82.7	83.2	84.1	87.7	85.0	82.6	74.6
平成27年	実数	66,438	22,916	12,624	7,303	8,524	6,837	8,234
	増減率	74.6	76.2	75.5	80.1	76.1	73.8	64.9

注: 西伊豆町の平成2年、7年、12年は、旧賀茂村を含む。

資料: 国勢調査

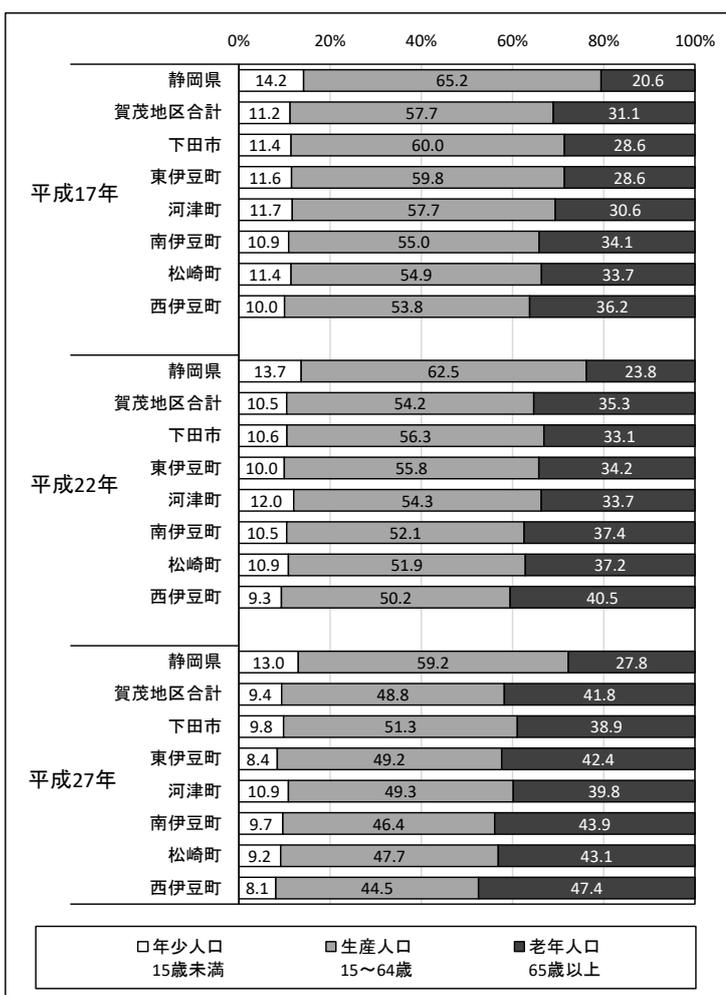
増減率は平成2年を100%とした場合の各年度の割合(%)

## 2)年齢別人口の推移

平成27年の賀茂地区の年少人口、生産年齢人口及び老年人口(ただし、年齢不詳を除く。以下「3階級別人口」という。)は、国勢調査で年少人口が6,209人(構成比9.4%)、生産年齢人口32,339人(48.8%)、老年人口27,705人(41.8%)になっています。平成17年以降、この10年間で年少人口、生産年齢人口ともに減少を続け、老年人口が増加しています。その結果高齢化率は平成17年の31.1%から41.8%と約10ポイント上昇し、2.5人に1人が高齢者という非常に高い高齢化率を示しています。

各市町別にみると、西伊豆町の高齢化率が47.4%と最も高く、約2人に1人が高齢者となっています。

### ◆賀茂地区の3階級別人口の割合の推移



### ◆賀茂地区の3階級別人口の推移

各年度末現在(単位:人)

年	年齢	項目	静岡県	賀茂地区 合計	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
平成17年	合計	実数	3,787,327	78,471	26,556	15,133	8,303	10,003	8,104	10,372
		構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	年少人口 15歳未満	実数	536,799	8,810	3,037	1,748	971	1,089	927	1,038
		構成比	14.2	11.2	11.4	11.6	11.7	10.9	11.4	11.4
	生産人口 15~64歳	実数	2,471,335	45,292	15,922	9,055	4,791	5,498	4,450	5,576
		構成比	65.2	57.7	60.0	59.8	57.7	55.0	54.9	53.8
老年人口 65歳以上	実数	779,193	24,369	7,597	4,330	2,541	3,416	2,727	3,758	
	構成比	20.6	31.1	28.6	28.6	30.6	34.1	33.7	36.2	
平成22年	合計	実数	3,743,297	73,630	24,961	14,050	7,997	9,511	7,643	9,468
		構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	年少人口 15歳未満	実数	511,575	7,709	2,635	1,402	961	999	831	881
		構成比	13.7	10.5	10.6	10.0	12.0	10.5	10.9	9.3
	生産人口 15~64歳	実数	2,339,915	39,917	14,066	7,839	4,341	4,952	3,971	4,748
		構成比	62.5	54.2	56.3	55.8	54.3	52.1	51.9	50.2
老年人口 65歳以上	実数	891,807	26,004	8,260	4,809	2,695	3,560	2,841	3,839	
	構成比	23.8	35.3	33.1	34.2	33.7	37.4	37.2	40.5	
平成27年	合計	実数	3,674,371	66,253	22,740	12,619	7,303	8,524	6,834	8,233
		構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	年少人口 15歳未満	実数	478,084	6,209	2,234	1,065	793	824	627	666
		構成比	13.0	9.4	9.8	8.4	10.9	9.7	9.2	8.1
	生産人口 15~64歳	実数	2,175,004	32,339	11,658	6,206	3,600	3,956	3,258	3,661
		構成比	59.2	48.8	51.3	49.2	49.3	46.4	47.7	44.5
老年人口 65歳以上	実数	1,021,283	27,705	8,848	5,348	2,910	3,744	2,949	3,906	
	構成比	27.8	41.8	38.9	42.4	39.8	43.9	43.1	47.4	

注: 年齢不詳を除く

資料: 国勢調査

## (2)身体障害者(児)の状況

賀茂地区の身体障害者手帳所持者(表1)は、平成28年度が3,124人で、18歳未満が28人、18歳以上3,096人になっています。平成18年度が3,553人で、この10年間で429人減少しています。

障害種別(表1)で見ると、肢体不自由が1,577人と最も多く、次いで内部障害の952人となっています。また、等級別(表2)にみると、最も多いのが1級の1,159人で、次いで4級の673人、2級の484人、3級の442人と続きます。1級、2級の重度が全体の半数以上を占めています。

◆賀茂地区の身体障害者手帳所持者の推移(表1)

					単位:実数(人)、構成比(%)				
年度	年齢	項目	市町	総数	視覚障害	聴覚平衡障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害
平成18年度	18歳未満	実数	賀茂地区計	49	1	5	0	24	19
		横構成比		100.0	2.0	10.2	0.0	49.0	38.8
		縦構成比		1.4	0.3	1.3	0.0	1.3	2.3
	18歳以上	実数	賀茂地区計	3,504	381	390	66	1,870	797
		横構成比		100.0	10.9	11.1	1.9	53.4	22.7
		縦構成比		98.6	99.7	98.7	100.0	98.7	97.7
	総数	実数	賀茂地区計	3,553	382	395	66	1,894	816
		横構成比		100.0	10.8	11.1	1.9	53.3	23.0
		縦構成比		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成23年度	18歳未満	実数	賀茂地区計	38	2	5	0	21	10
		横構成比		100.0	5.3	13.2	0.0	55.3	26.3
		縦構成比		1.1	0.7	1.5	0.0	1.2	1.1
	18歳以上	実数	賀茂地区計	3,358	298	334	66	1,782	878
		横構成比		100.0	8.9	9.9	2.0	53.1	26.1
		縦構成比		98.9	99.3	98.5	100.0	98.8	98.9
	総数	実数	賀茂地区計	3,396	300	339	66	1,803	888
		横構成比		100.0	8.8	10.0	1.9	53.1	26.1
		縦構成比		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成28年度	18歳未満		下田市	11	0	4	0	2	5
			東伊豆町	11	0	0	0	7	4
			河津町	0	0	0	0	0	0
			南伊豆町	3	0	0	0	2	1
			松崎町	3	0	1	0	1	1
			西伊豆町	0	0	0	0	0	0
		実数	賀茂地区計	28	0	5	0	12	11
		横構成比		100.0	0.0	17.9	0.0	42.9	39.3
		縦構成比		0.9	0.0	1.7	0.0	0.8	1.2
	18歳以上		下田市	899	71	68	16	469	275
			東伊豆町	629	68	37	7	319	198
			河津町	309	21	16	6	157	109
			南伊豆町	425	34	48	19	213	111
			松崎町	351	25	42	1	178	105
			西伊豆町	483	29	74	8	229	143
		実数	賀茂地区計	3,096	248	285	57	1,565	941
		横構成比		100.0	8.0	9.2	1.8	50.5	30.4
		縦構成比		99.1	100.0	98.3	100.0	99.2	98.8
	総数		下田市	910	71	72	16	471	280
			東伊豆町	640	68	37	7	326	202
			河津町	309	21	16	6	157	109
			南伊豆町	428	34	48	19	215	112
			松崎町	354	25	43	1	179	106
			西伊豆町	483	29	74	8	229	143
		実数	賀茂地区計	3,124	248	290	57	1,577	952
		横構成比		100.0	7.9	9.3	1.8	50.5	30.5
		縦構成比		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:各市町データ(各年度末現在)

◆賀茂地区の等級別身体障害者手帳所持者数(表2)

単位:人

区分	市町	総数	視覚障害	聴覚平衡 障害	音声言語 障害	肢体 不自由	内部障害	
重度	1級	下田市	343	36	2	0	108	197
		東伊豆町	251	33	1	0	78	139
		河津町	128	8	1	1	43	75
		南伊豆町	153	15	1	0	49	88
		松崎町	116	10	1	0	30	75
		西伊豆町	168	7	1	0	50	110
		賀茂地区計	1,159	109	7	1	358	684
		構成比	37.1	9.4	0.6	0.1	30.9	59.0
	2級	下田市	144	8.0	20.0	2.0	113.0	1.0
		東伊豆町	93	9	6	0	76	2
		河津町	43	7	2	1	29	4
		南伊豆町	50	9	13	0	28	0
		松崎町	66	10	12	0	44	0
		西伊豆町	88	8	22	1	56	1
賀茂地区計	484	51	75	4	346	8		
構成比	15.5	10.5	15.5	0.8	71.5	1.7		
中度	3級	下田市	120	4	12	10	67	27
		東伊豆町	100	3	7	6	68	16
		河津町	38	2	2	3	21	10
		南伊豆町	84	1	7	14	55	7
		松崎町	44	1	7	0	27	9
		西伊豆町	56	3	9	3	32	9
		賀茂地区計	442	14	44	36	270	78
		構成比	14.1	3.2	10.0	8.1	61.1	17.6
	4級	下田市	201	7	13	4	122	55
		東伊豆町	133	8	8	0	72	45
		河津町	62	1	3	1	37	20
		南伊豆町	90	2	10	5	56	17
		松崎町	88	2	9	1	54	22
		西伊豆町	99	1	17	4	54	23
賀茂地区計	673	21	60	15	395	182		
構成比	21.5	3.1	8.9	2.2	58.7	27.0		
軽度	5級	下田市	46	8	0	0	38	0
		東伊豆町	34	11	0	0	23	0
		河津町	24	3	0		21	
		南伊豆町	22	5	0	0	17	0
		松崎町	16	1	1	0	14	0
		西伊豆町	24	5	0	0	19	0
		賀茂地区計	166	33	1	0	132	0
		構成比	5.3	19.9	0.6	0.0	79.5	0.0
	6級	下田市	56	8	25	0	23	0
		東伊豆町	29	4	15	1	9	0
		河津町	14	0	8		6	
		南伊豆町	29	2	17	0	10	0
		松崎町	24	1	13	0	10	0
		西伊豆町	48	5	25	0	18	0
賀茂地区計	200	20	103	1	76	0		
構成比	6.4	10.0	51.5	0.5	38.0	0.0		
総数	賀茂地区計	3,124	248	290	57	1,577	952	
	構成比	100.0	7.9	9.3	1.8	50.5	30.5	

資料:各市町データ(平成29年3月31日現在)

### (3)知的障害者(児)の状況

賀茂地区の療育手帳所持者の推移(表1)をみると、平成28年度が561人で、18歳未満が94人、18歳以上が467人になっています。平成18年度が455人で、この10年間で106人増加しています。

等級別にみると、重度(A)が228人、中軽度(B)333人になっています。(表1)

次に知的障害と身体障害の重複障害者数(表2)をみると、重度(A)が72人、中軽度が16人で合計88人となっています。年齢別にみると、18歳未満が4人、18歳以上64歳以下が73人、65歳以上が11人になっています。

#### ◆賀茂地区の療育手帳所持者の推移(表1)

単位:実数(人)

年度	年齢	市町	総数	重度(A)	中軽度(B)
平成18年度	18歳未満	賀茂地区計	85	33	52
		賀茂地区計	370	188	182
	総数	賀茂地区計	455	221	234
		構成比	100.0	48.6	51.4
平成23年度	18歳未満	賀茂地区計	89	28	61
		賀茂地区計	440	213	227
	総数	賀茂地区計	529	241	288
		構成比	100.0	45.6	54.4
平成28年度	18歳未満	下田市	35	6	29
		東伊豆町	23	5	18
		河津町	10	2	8
		南伊豆町	7	1	6
		松崎町	11	3	8
		西伊豆町	8	4	4
		賀茂地区計	94	21	73
		構成比	100.0	22.3	77.7
	18歳以上	下田市	144	70	74
		東伊豆町	107	42	65
		河津町	48	15	33
		南伊豆町	60	31	29
		松崎町	38	16	22
		西伊豆町	70	33	37
		賀茂地区計	467	207	260
		構成比	100.0	44.3	55.7
	総数	下田市	179	76	103
		東伊豆町	130	47	83
		河津町	58	17	41
		南伊豆町	67	32	35
松崎町		49	19	30	
西伊豆町		78	37	41	
賀茂地区計		561	228	333	
構成比		100.0	40.6	59.4	

資料:各市町データ(各年度末現在)

#### ◆知的障害と身体障害の重複者数(表2)

平成29年3月31日現在(単位:人)

年齢	知的等級	総数	身体1級	身体2級	身体3級	身体4級	身体5級	身体6級
18歳未満	重度(A)	3	2	0	0	1	0	0
	中軽度(B)	1	1	0	0	0	0	0
	総数	4	3	0	0	1	0	0
18~64歳	重度(A)	61	26	14	12	7	1	1
	中軽度(B)	12	2	4	0	2	3	1
	総数	73	28	18	12	9	4	2
65歳以上	重度(A)	8	1	3	2	1	0	1
	中軽度(B)	3	0	1	1	0	0	1
	総数	11	1	4	3	1	0	2
総数	重度(A)	72	29	17	14	9	1	2
	中軽度(B)	16	3	5	1	2	3	2
	総数	88	32	22	15	11	4	4

資料:各市町データ

## (4)精神障害者(児)の状況

賀茂地区の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(表1)をみると、平成28年度が361人で、平成18年度218人、平成23年度281人と増加傾向にあり、この10年間で143人増加しました。等級別にみると、1級が44人、2級が245人、3級が72人になっています。

次に、賀茂地区の自立支援医療(精神通院)公費負担利用者数の推移(表2)をみると、賀茂地区全体で平成28年度が552人になっています。

### ◆賀茂地区の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(表1)

単位:実数(人)

年度	市町	総数	1級	2級	3級
平成18年度	賀茂地区計	218	22	149	47
平成23年度	賀茂地区計	281	27	186	68
平成28年度	下田市	147	16	103	28
	東伊豆町	60	10	37	13
	河津町	14	2	10	2
	南伊豆町	51	4	34	13
	松崎町	42	8	25	9
	西伊豆町	47	4	36	7
	賀茂地区計	361	44	245	72
	構成比	100.0	12.2	67.9	19.9

資料:各市町データ(各年度末現在)

### ◆賀茂地区の自立支援医療(精神通院)公費負担利用者数の推移(表2)

単位:実数(人)

年度	市町	総数
平成18年度	賀茂地区計	474
平成23年度	賀茂地区計	611
平成28年度	下田市	236
	東伊豆町	144
	河津町	50
	南伊豆町	40
	松崎町	7
	西伊豆町	75
	賀茂地区計	552

資料:各市町データ(各年度末現在)

## (5)障害支援区分

障害支援区分については、賀茂地区全体で認定を受けている人が360人になります。最も多いのが区分6の93人で、区分5の73人、区分4の72人と続きます。重度の区分6、区分5で約半数弱を占めています。

### ◆障害支援区分

(単位:人)

市町	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
下田市	115	3	13	20	22	22	35
東伊豆町	83	2	13	25	12	17	14
河津町	31	1	3	7	7	4	9
南伊豆町	38	1	1	4	14	9	9
松崎町	40	2	2	6	8	11	11
西伊豆町	53	0	11	8	9	10	15
賀茂地区計	360	9	43	70	72	73	93

資料:各市町データ(平成29年3月31日現在)

## (6)難病患者

指定難病、小児慢性特定疾患医療費受給者数の推移(表1)についてみると、平成28年度において指定難病医療費受給者は454件、小児慢性特定疾患医療費受給者は40件となっています。指定難病医療費受給者は、平成26年度までは450件未満でしたが、平成27年度、28年度は、450名以上と増えています。小児慢性特定疾患医療費受給者は平成24年度の61件以降、減少傾向にあります。

指定難病別医療費受給者数の推移(表2)についてみると、パーキンソン病関連疾患が最も多く平成28年度において101人、次いで潰瘍性大腸炎の66人となっています。両指定難病とも平成24年度以降、増加傾向にあります。

### ◆指定難病、小児慢性特定疾患医療費受給者数の推移(表1)

分類	単位:実数(件)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定難病医療費受給者	444	434	418	465	454
小児慢性特定疾患医療費受給者	61	50	40	38	40

資料:静岡県健康福祉部(各年度末現在)

### ◆指定難病別医療費受給者数の推移(表2)

種別	(単位:人)				
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
ベーチェット病	6	6	6	6	4
多発性硬化症	10	10	8	9	9
重症筋無力症	7	6	7	7	6
全身性エリテマトーデス	24	23	23	23	20
スモン	1	1	1	1	1
再生不良性貧血	1	1	1	1	1
サルコイドーシス	14	15	15	16	15
筋萎縮性側索硬化症	11	6	6	11	8
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	38	40	39	40	40
特発性血小板減少性紫斑病	12	13	8	12	9
結節性動脈周囲炎	7	10	8	8	6
潰瘍性大腸炎	59	60	61	64	66
大動脈炎症候群	1	1	1	0	0
ピュルガー病	2	2	2	2	2
天疱瘡	0	0	1	1	0
脊髄小脳変性症	8	8	8	8	10
クローン病	9	10	8	8	8
パーキンソン病関連疾患	96	94	97	101	101
アミロイドーシス	1	0	0	0	0
後縦靭帯骨化症	28	27	24	23	23
モヤモヤ病	9	8	7	11	12
特発性拡張型心筋症	11	9	10	9	9
多系統萎縮症	4	2	1	1	1
表皮水泡症	1	1	1	1	1
広範脊柱管狭窄症	6	4	2	2	2
原発性胆汁性肝硬変	1	3	3	3	4
特発性大腿骨頭壊死症	7	9	7	14	12
混合性結合組織病	4	4	5	4	4
原発性免疫不全症候群	1	1	1	1	1
特発性間質性肺炎	10	5	2	5	4
網膜色素変性症	24	26	22	23	18
肺動脈性肺高血圧症	4	5	4	5	4
神経線維腫症	3	3	5	6	6
特発性慢性肺血栓塞栓症	2	2	0	0	0
ライソゾーム病	1	1	1	1	1
黄色靭帯骨化症	8	9	6	8	7
間脳下垂体機能障害	8	8	11	10	7
上記以外の国指定疾患			2	18	30
小計	439	433	414	463	452
【県指定特定疾患】					
橋本病	0	0	0	0	1
突発性難聴	5	1	4	2	1
小計	5	1	4	2	2
合計	444	434	418	465	454

資料:静岡県健康福祉部(各年度末現在)

◆市町別指定難病、小児慢性特定疾患医療費受給者数

平成29年3月31日現在(単位:件)

分類	賀茂地区	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
指定難病医療費受給者	454	157	92	46	64	38	57
小児慢性特定疾患医療費受給者	40	8	9	8	5	8	2

資料:静岡県健康福祉部

◆市町別指定難病別医療費受給者数

平成29年3月31日現在(単位:人)

種別	賀茂地区	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
ベーチェット病	4	2	0	1	1	0	0
多発性硬化症	9	3	0	0	5	1	0
重症筋無力症	6	1	3	0	1	0	1
全身性エリテマトーデス	20	9	6	1	1	2	1
スモン	1	0	0	1	0	0	0
再生不良性貧血	1	0	0	0	0	0	1
サルコイドーシス	15	7	1	1	3	0	3
筋萎縮性側索硬化症	8	2	0	2	2	1	1
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	40	16	10	4	4	3	3
特発性血小板減少性紫斑病	9	5	2	1	0	1	0
結節性動脈周囲炎	6	1	4	0	0	1	0
潰瘍性大腸炎	66	21	8	7	12	5	13
大動脈炎症候群	0	0	0	0	0	0	0
ピュルガー病	2	0	0	0	2	0	0
天疱瘡	0	0	0	0	0	0	0
脊髄小脳変性症	10	6	1	0	0	1	2
クローン病	8	2	1	2	0	2	1
パーキンソン病関連疾患	101	35	27	8	9	6	16
アミロイドーシス	0	0	0	0	0	0	0
後縦靭帯骨化症	23	7	5	1	7	2	1
モヤモヤ病	12	5	3	2	0	2	0
特発性拡張型心筋症	9	4	0	1	1	0	3
多系統萎縮症	1	0	1	0	0	0	0
表皮水泡症	1	0	1	0	0	0	0
広範脊柱管狭窄症	2	1	1	0	0	0	0
原発性胆汁性肝硬変	4	1	2	0	1	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	12	6	1	1	2	2	0
混合性結合組織病	4	3	0	0	0	1	0
原発性免疫不全症候群	1	0	0	0	0	1	0
特発性間質性肺炎	4	1	1	1	0	0	1
網膜色素変性症	18	4	1	3	5	3	2
肺動脈性肺高血圧症	4	1	1	1	1	0	0
神経線維腫症	6	0	1	1	1	0	3
特発性慢性肺血栓塞栓症	0	0	0	0	0	0	0
ライソゾーム病	1	0	0	1	0	0	0
黄色靭帯骨化症	7	1	1	2	2	1	0
間脳下垂体機能障害	7	1	2	2	0	1	1
上記以外の国指定疾患	30	11	7	2	4	2	4
小計	452	156	91	46	64	38	57
【県指定特定疾患】							
橋本病	1	1	0	0	0	0	0
突発性難聴	1	0	1	0	0	0	0
小計	2	1	1	0	0	0	0
合計	454	157	92	46	64	38	57

資料:静岡県健康福祉部

## 3. 実態調査からみた障害者(児)の現状と課題

---

### 3-1 アンケート調査

---

#### (1)調査の概要

##### 1)調査の目的

賀茂地区の障害者(児)の生活実態や環境、サービスの利用実態やニーズ等、住民(障害者を除く)の福祉活動の実態、障害福祉に対する考え等を把握し、「第3次障害者計画」、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」策定の基礎資料とするために実施しました。

##### 2)調査項目

###### ① 障害者(児)調査

- ア あなた自身について
- イ 住まい・暮らしについて
- ウ 障害福祉サービス等の利用状況について
- エ 仕事や家計について
- オ 生活の環境や安全・安心について
- カ 社会参加について
- キ 悩み事に対する相談について
- ク その他

###### ② 住民調査(障害者を除く)

- ア あなた自身について
- イ 福祉への関心について
- ウ 福祉活動全般について
- エ 福祉施策について
- オ 災害時のことについて
- カ その他

##### 3)調査の設計

###### ① 調査対象地域

賀茂地区(下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)

###### ② 調査対象者

###### ア 障害者(児)調査

身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)の手帳所持者

- イ 住民調査(障害者を除く) 20歳以上の男女

③ 調査方法 郵送配付・郵送回収

④ 調査時期 平成28年11月

⑤ 回収状況

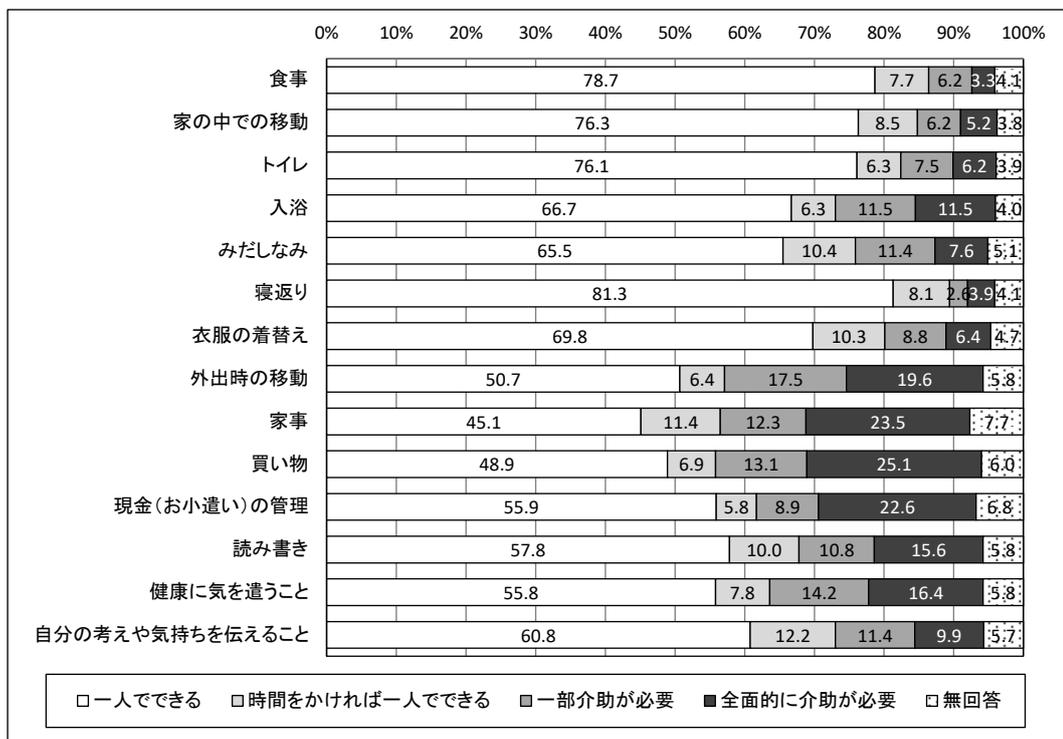
	配付数 (人)	回収数 (人)	無効数 (人)	有効数 (人)	有効回収率 (%)
障害者(児)調査	2,002	1,088	1	1,087	54.3%
住民調査(障害者を除く)	998	368	0	368	36.9%

(2)障害者(児)調査結果の概要

障害者(児)調査結果より、計画を検討するうえでポイントとなる調査結果を抽出すると、以下のようなことが挙げられます。

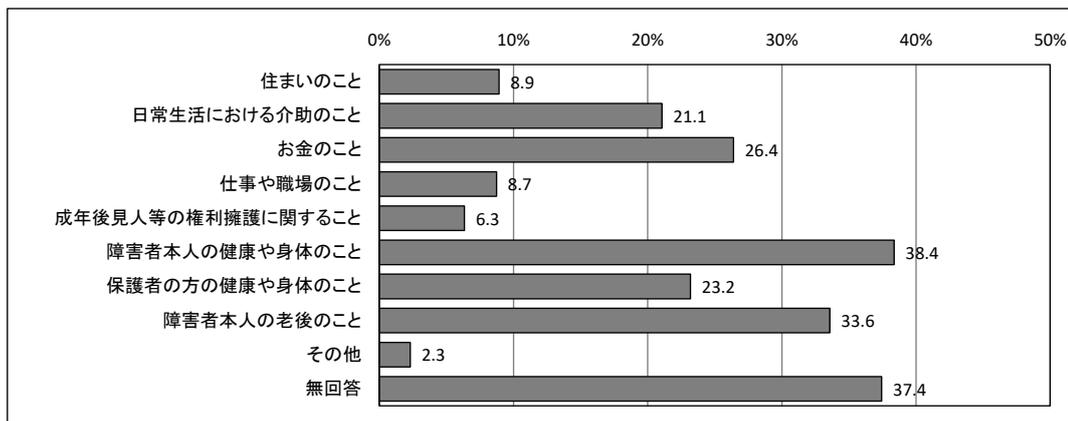
1)生活行為の一人でできる程度

「一人でできる」行為については、「寝返り」(81.3%)、「食事」(78.7%)、「家の中での移動」(76.3%)、「トイレ」(76.1%)が上位となっています。一方、「全面的に介助が必要」の回答が高いのは「買い物」(25.1%)、「家事」(23.5%)、「現金(お小遣い)の管理」(22.6%)、「外出時の移動」(19.6%)であり、これらの生活行為の支援の需要が高くなっています。



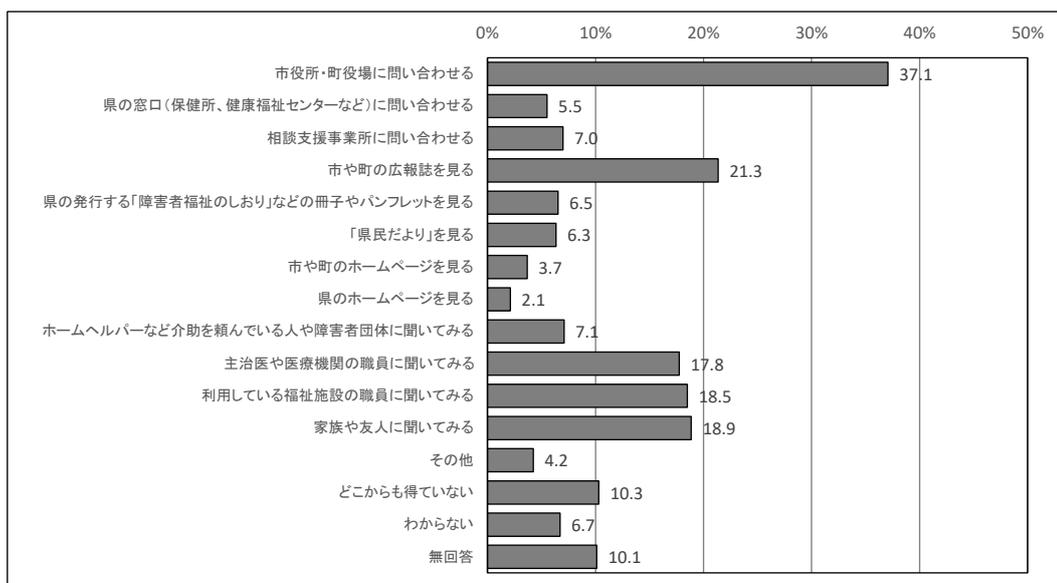
## 2)障害者本人の今後の生活に対する保護者の不安

障害者本人の今後の生活に対する保護者の不安については、「障害者本人の健康や身体のこと」(38.4%)、「障害者本人の老後のこと」(33.6%)、「お金のこと」(26.4%)が主な項目となっています。ご本人の身体、老後、お金といった、将来の基本的な保障に係ることが上位を占めています。



## 3)障害福祉に関する情報の入手先

障害福祉に関する情報の入手先については、「市役所・町役場に問い合わせる」(37.1%)が群を抜いて高くなっています。次いで「市や町の広報誌を見る」(21.3%)が続いています。障害者(児)等に対する情報提供において、行政が大変重要な役割を担っています。

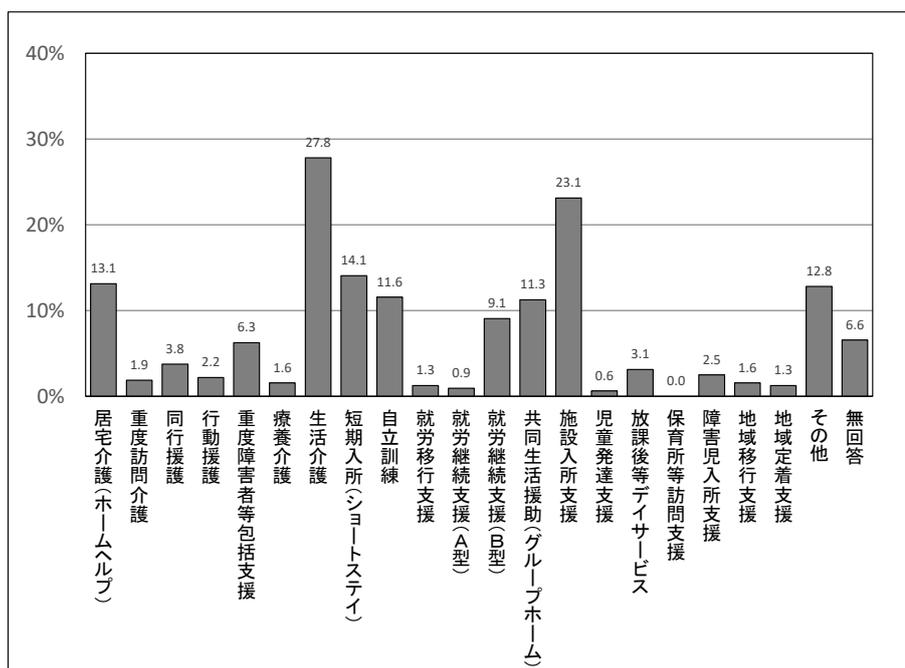


#### 4)現在利用しているサービスと今後利用したいサービス

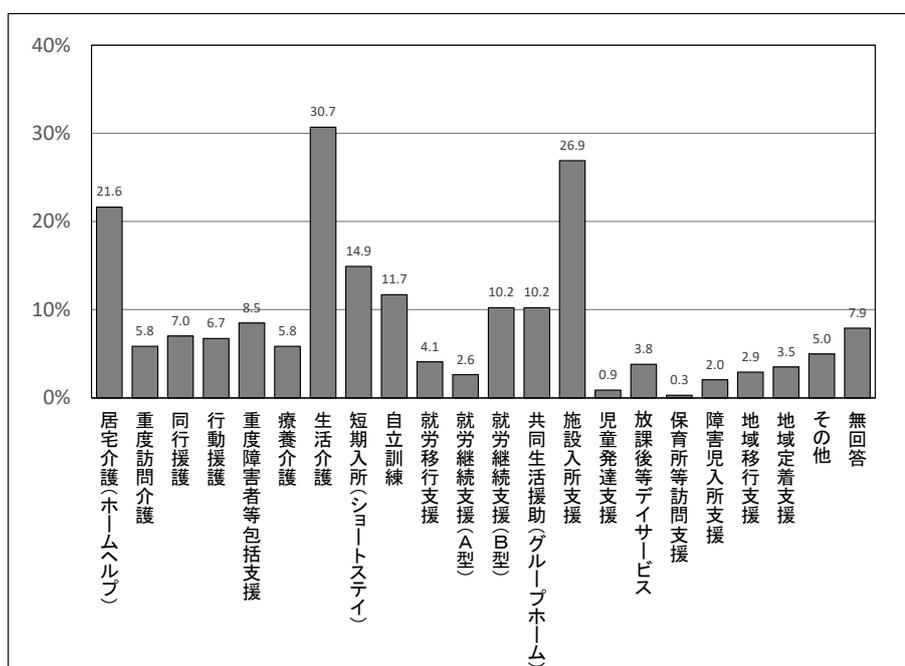
現在利用しているサービスと今後利用したいサービスについては、ともに「生活介護」と「施設入所支援」が上位を占めています。

現在利用しているサービスと今後利用したいサービスを比較すると、全体的に今後利用したいサービスの回答が高くなっています。特に「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「療養介護」といったサービスで今後の利用意向が高くなっています。サービスの利用促進のためのサービス内容の周知、サービス提供のための体制整備が重要となっています。

##### ◆現在利用しているサービス

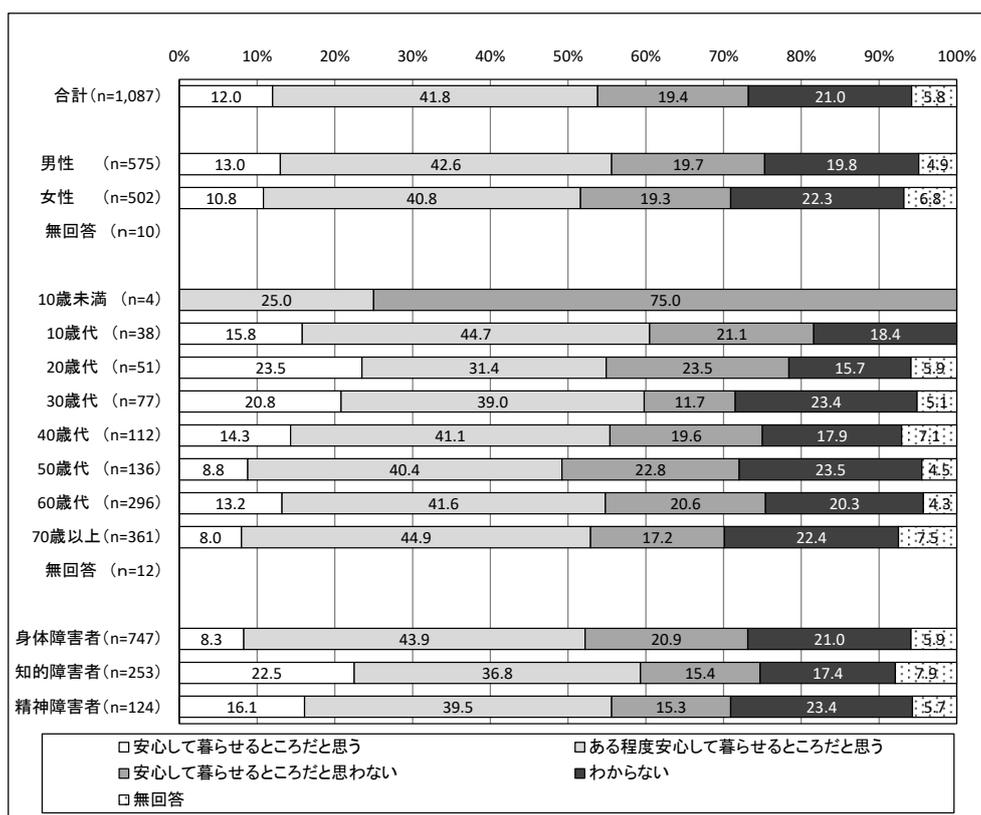


##### ◆今後利用したいサービス



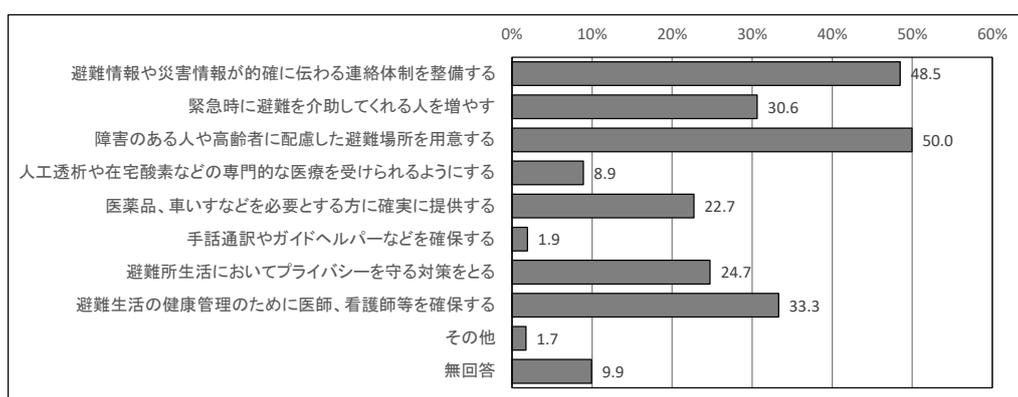
## 5)住んでいるまちの安心についての評価

安心して暮らせるまちかどうかの評価を全体でみると、「安心して暮らせるところだと思う」との回答は 12.0%で、「ある程度安心して暮らせるところだと思う」の 41.8%を合わせると「安心して暮らせる」との回答は 53.8%です。半数弱の人は「安心して暮らせるところだと思わない」「わからない」との回答で、年齢別による大きな差はなく、全ての年齢層において安全の確保は課題となっています。



## 6)災害が発生した時に必要なこと

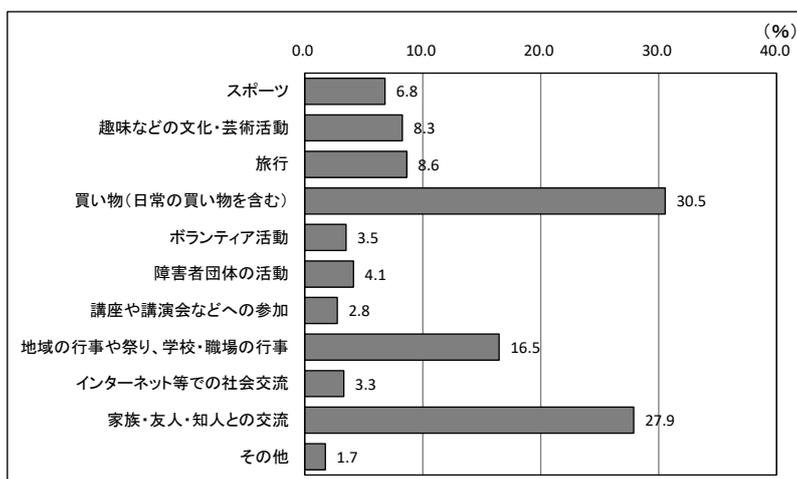
災害が発生した時に必要なことに対する回答で、最も多いのが「障害のある人や高齢者に配慮した避難場所を用意する」(50.0%)、次いで「避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制を整備する」(48.5%)となっています。災害時の重要な対策として、障害者(児)や高齢者に配慮した避難場所の整備、連絡体制の整備が挙げられます。



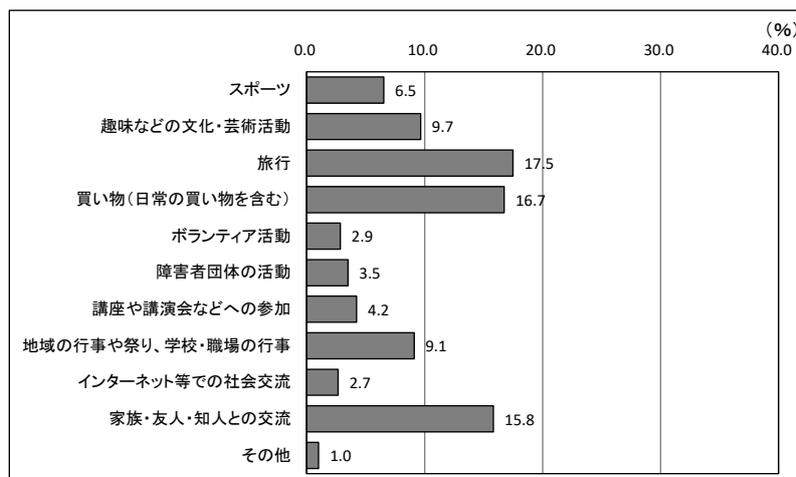
## 7)最近1か月間で行った社会参加と今後したい社会参加

障害者（児）が地域社会で自立した生活を送るために、地域活動への参加が重要となります。「最近1か月間で行った社会参加活動」（表1）として最も多いのが「買い物（日常の買い物を含む）」（30.5%）、次いで「家族・友人・知人との交流」（27.9%）、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」（16.5%）と続いています。一方、「今後したい社会参加活動」（表2）については、「旅行」（17.5%）が最も高く、「趣味などの文化・芸術活動」（9.7%）も回答率が高くなっています。今後の社会参加については、より活動的な、また個人の志向に添った内容の傾向が見られ、それらの方向に沿った参加機会の確保等の施策展開が重要です。

◆最近1か月間で行った社会参加活動（表1）

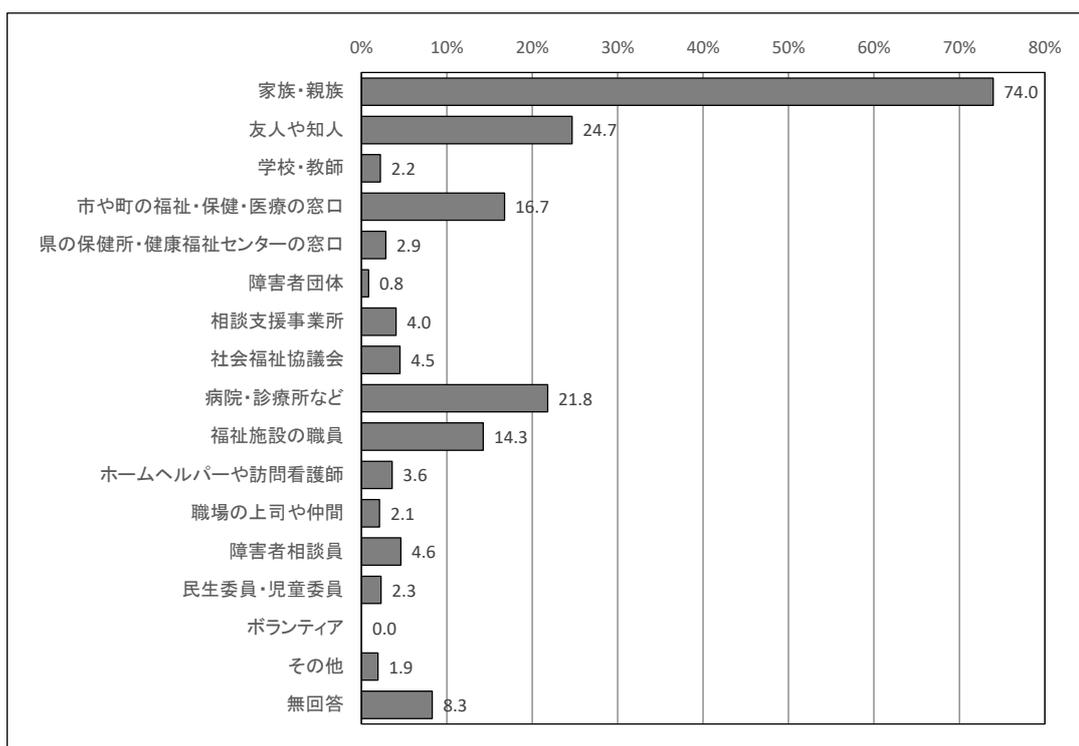


◆今後したい社会参加活動（表2）



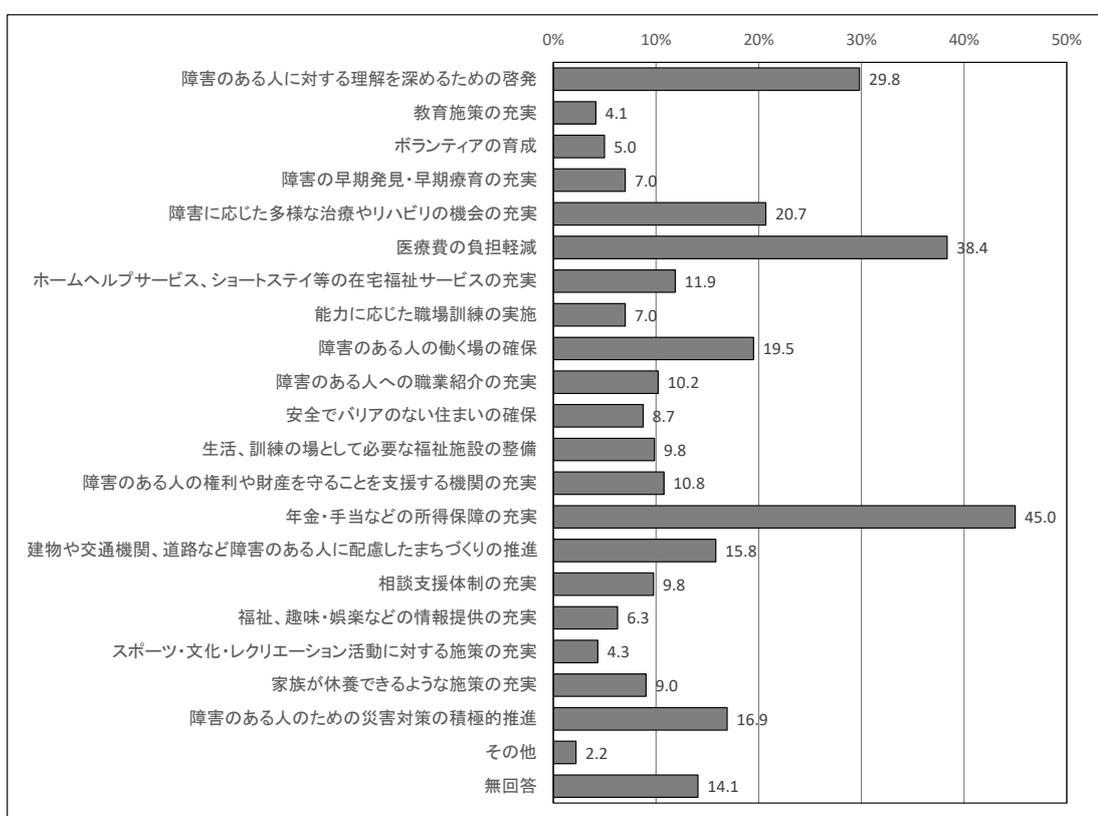
## 8)困った時の主な相談先

困った時の相談先として、「家族・親族」が74.0%と最も多く、まずは家族・親族に相談することになると思われます。その次に続くのが「友人や知人」(24.7%)、「病院・診療所など」(21.8%)、「市や町の福祉・保健・医療の窓口」(16.7%)、「福祉施設の職員」(14.3%)となっています。「障害者相談員」「民生委員・児童委員」といった相談の専門員、「社会福祉協議会」「相談支援事業所」といった専門機関、団体への相談はごくわずかになっており、今後の利用促進が課題として挙げられます。



## 9)今後、行政に力を入れてほしいこと

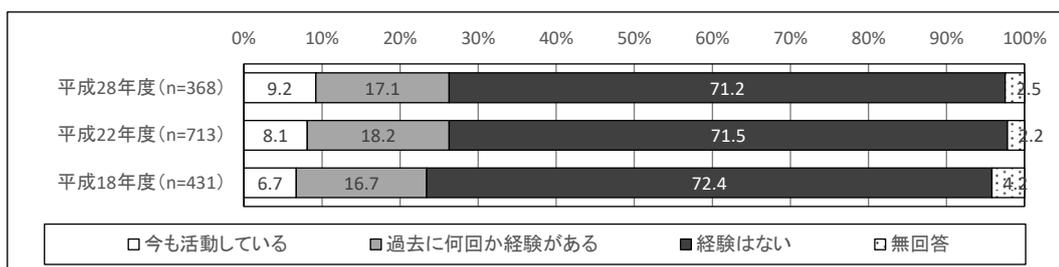
今後、行政に力を入れてほしいことについては、「年金・手当などの所得保障の充実」が45.0%と最も多く、「医療費の負担軽減」(38.4%)、「障害のある人に対する理解を深めるための啓発」(29.8%)と続きます。経済的な保障と障害に対する理解促進が2大要望となっています。また、それに続き「障害に応じた多様な治療やリハビリの機会の充実」(20.7%)、「障害のある人の働く場の確保」(19.5%)、「障害のある人のための災害対策の積極的推進」(16.9%)、「建物や交通機関など障害のある人に配慮したまちづくりの推進」(15.8%)と続きます。障害に対する医療・治療の充実、就業の場の確保、災害時の対策、まちづくりの推進といったことが要望として挙げられており、今後の施策展開が重要となります。



### (3)住民調査(障害者を除く)結果の概要

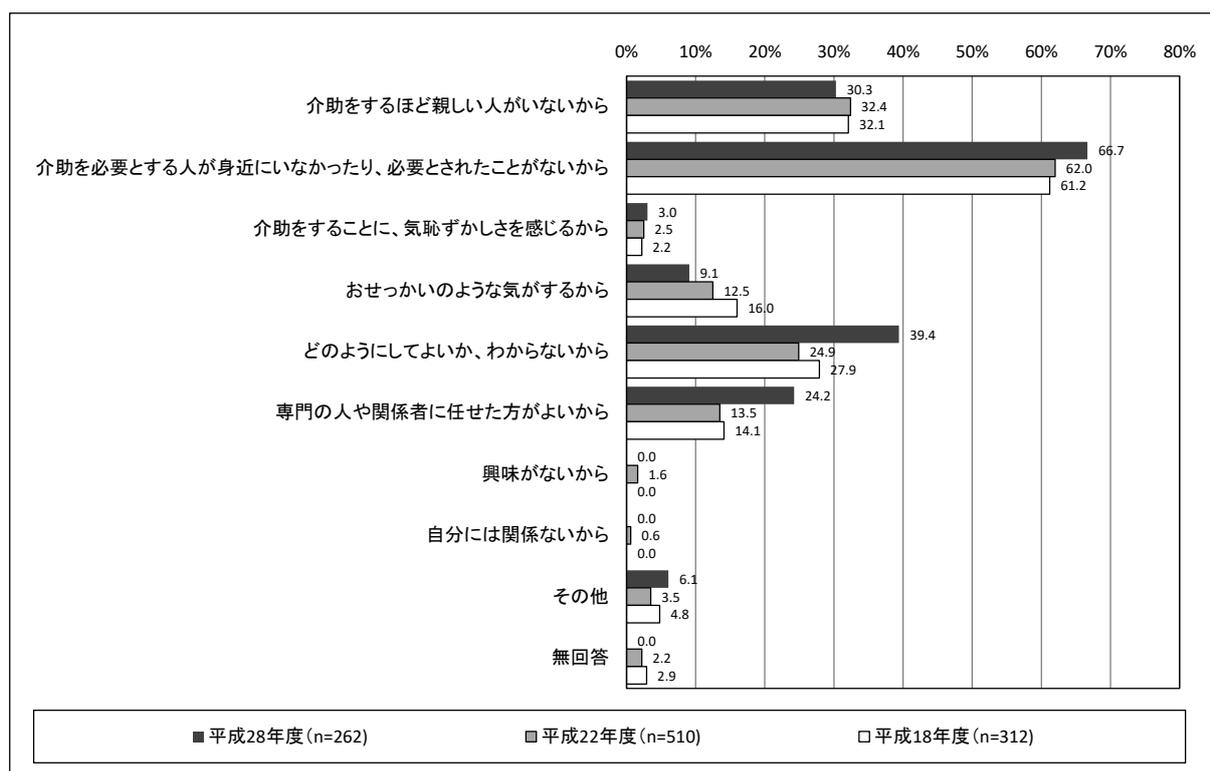
#### 1)この1年間、障害者(児)と活動した経験の有無

障害者(児)理解を促進するうえで、障害者(児)とともに活動することが最も有効な方策と言えます。しかし障害者(児)との活動経験についてみると、「今も活動している」が9.2%、「過去に何回か経験がある」が17.1%と、合わせても約26%であり、「経験はない」が70%強を占めます。過去の調査結果と比較すると、ほとんど差がないことから、今後より一層、障害者(児)との交流活動を促進することが重要です。



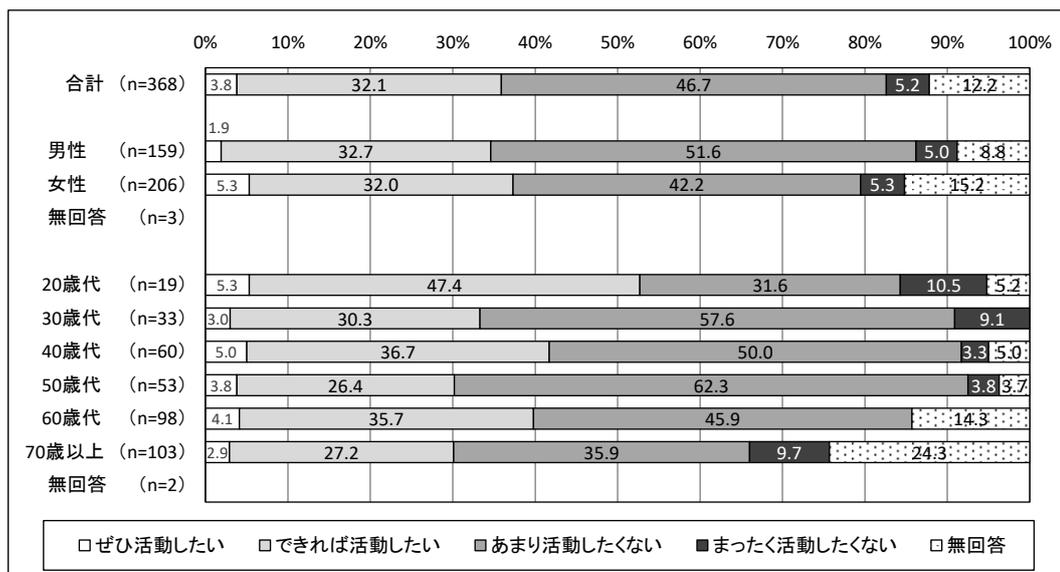
#### 2)活動しない理由

活動をしない理由については、「介助を必要とする人が身近にいなかったり、必要とされたことがないから」が66.7%と最も多く、「どのようにしてよいか、わからないから」が39.4%、「介助するほど親しい人がいないから」が30.3%となっています。障害者(児)との交流のきっかけづくりが重要となっています。



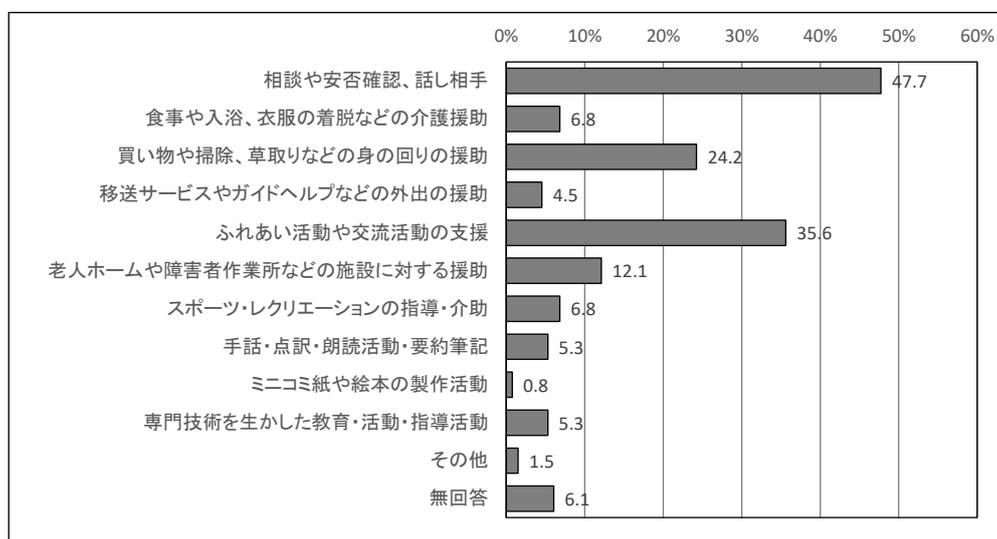
### 3)福祉関係のボランティア活動の意向

障害者（児）の地域生活を促進するために、地域住民のボランティア活動が重要な役割を担っています。そのボランティア活動に対する地域住民の意向については、「あまり活動したくない」との回答が46.7%と最も多く、「できれば活動したい」は32.1%、また、「ぜひ活動したい」は3.8%とわずかになっています。地域住民に対する障害者（児）に対する理解促進とボランティア活動の啓発、参加促進が重要となっています。



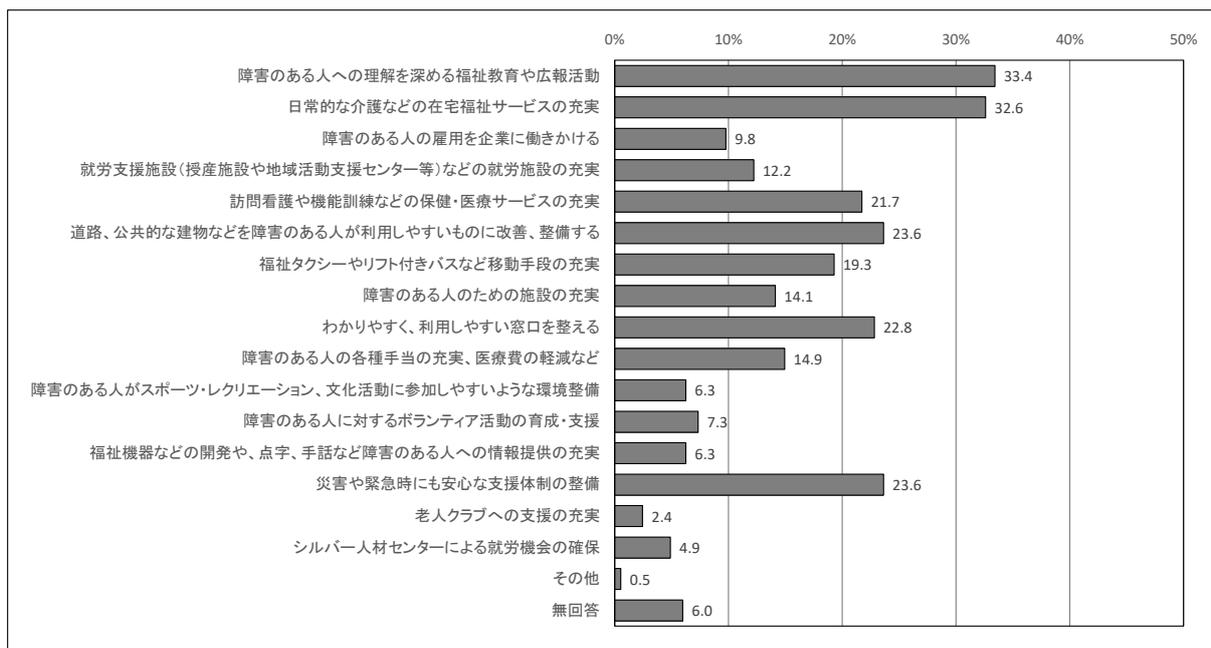
### 4)活動したいボランティアの内容

活動したいボランティア活動についてみると、「相談や安否確認、話し相手」が47.7%と最も多く、「ふれあい活動や交流活動の支援」の35.6%、「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」の24.2%が続きます。地域住民のボランティア活動への参加を促進するために、身近で比較的軽易な活動から始められるよう、参加の仕組みづくりが重要と考えられます。



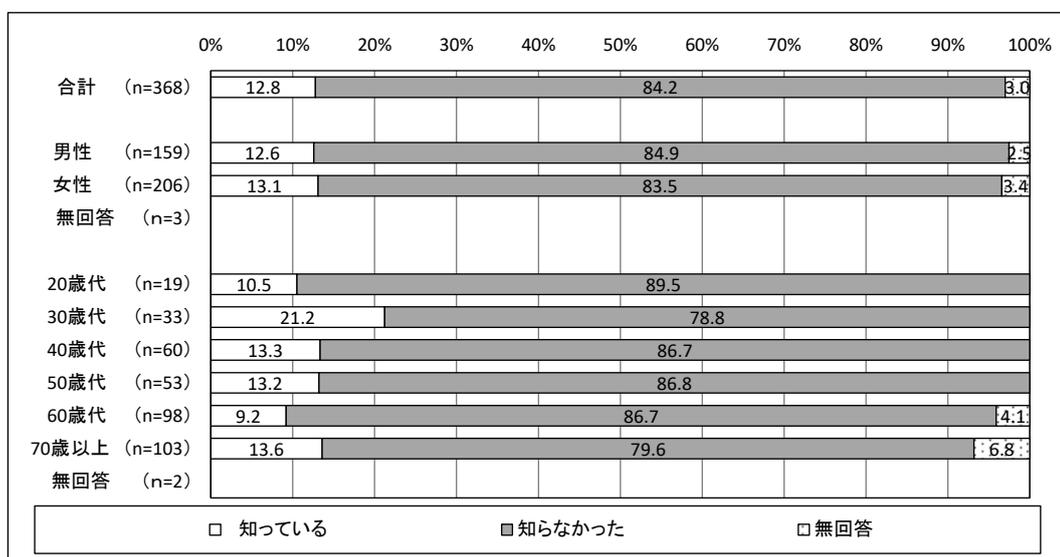
## 5)障害者(児)にとって住みやすいまちづくりの施策

地域住民が考える障害者(児)にとって住みよいまちづくり施策については、「障害のある人への理解を深める福祉教育や広報活動」の33.4%が最も多い回答で、「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」の32.6%が続きます。障害者(児)の回答(P26-9)今後、行政に力を入れてほしいことと比較すると、障害者(児)等への理解促進については、障害者(児)、住民(障害者を除く)ともに、重要な施策として考えています。



## 6)「障害者差別解消法」の認知

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に対する住民(障害者を除く)の認知状況については、「知っている」との回答が12.8%と低いレベルにあります。障害による不当な差別のない「共生社会」の実現のために、その周知と理解を促進することが重要となっています。



## 3-2 ヒアリング調査

---

### (1)調査の概要

#### 1)調査の目的

賀茂地区の障害者(児)の生活実態や環境、サービスの利用実態、事業者のサービス提供の実態、事業運営上の課題、今後の障害者(児)施策に対する意向等を把握し、「第3次障害者計画」、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」策定の基礎資料とするために実施しました。

#### 2)調査項目

##### ①サービス提供の概要

- ア 現在提供しているサービス内容
- イ 今後、新たに実施を予定しているサービス内容
- ウ 事業運営上の課題、問題
- エ 不足しているサービス
- オ 利用者、家族からの苦情・相談内容

##### ②福祉施設入所者の地域生活移行

- ア 実績と見込み
- イ 地域生活移行の問題、課題

##### ③福祉施設から一般就労移行

- ア 実績と見込み
- イ 一般就労移行の問題、課題

##### ④今後の障害者(児)施策の意向

- ア 保健・医療
- イ 生活環境の整備
- ウ 相談・情報提供
- エ 住宅の確保
- オ 雇用・就労
- カ 障害への理解と交流
- キ 教育・保育
- ク 生涯学習活動

#### 3)調査対象事業所

##### ①調査対象事業所

14事業所

##### ②調査実施時期

平成29年11月

## (2)調査結果の概要

調査の結果、各項目の集計結果、また、具体的な意見については、以下のようなことが出されました。

### 1)事業運営上の問題点、課題

#### ◆問題点、課題の集計結果

問題点、課題の項目	回答数(★1つ:1事業所)
・ 職員の確保	★★★★★★★★★★
・ 利用者の確保	★★★
・ 事務作業量が多い	★★★★★★
・ 老朽化への対応、施設設備の改善	★★★
・ 制度改正など、必要な情報の入手	★★
・ 職員の資質向上	★★★★★
・ 利用者や家族のサービス利用に対する理解	★
・ 行政との連携	
・ 労働条件の改善	★★
・ その他	

#### ◆問題点、課題の具体的な意見

- ・ 計画相談支援について、特に初めて関わり始めるケースは、計画作成までに面接を何回も実施することになるので時間を要する。
- ・ 次世代を担う女性職員の確保が難しい。生産活動の準備と利用者の日常生活支援、また施設外就労支援などが同時進行であり、工賃確保と利用者対応資質が要求される。障害者に馴染めない場合、定着しない。
- ・ 事務作業が多岐にわたり、制度熟知を要求される。また制度改正の都度、その対応に追われる。新たに専門事務員を雇用できる経営環境にない。
- ・ ヘルパーを募集しているが応募が来ない。
- ・ 同行援護は長い時間、または一日の行事参加もあり、一度に何人もの人の同行援護にヘルパーが付くことは人数的に無理があり（介護保険も訪問があるため）、利用者さんが何人か参加される行事を受けるのは難しい。
- ・ サービスの利用者が、各サービス0～2名と少ない。
- ・ 同行援護で必要な資格を取得する研修が少ない。有料だと高い。
- ・ 同行援護サービスの単価が低い（身体介護なしの場合、ヘルパーが長時間拘束される）。

- 現在、障害者支援の事業は行っていない（介護系の事業は行っていない）。日常生活自立支援事業は成年後見事業など、在宅の生活を自立して行うための事業は行っている（行う予定）。
- 今後は個別支援件数が増えると社協だけでは支援が困難になることが予想される。

## 2)不足していると感じるサービス

### ◆回答されたサービスの種類

- 訪問系サービス全般
- 共同生活援助
- 精神障害者（児）サービス
- 移動支援（2件）
- 短期入所
- 居宅介護（3件）
- 生活介護
- 就労移行支援

### ◆不足と感じる具体的な意見

- 労働条件。
- 選択の幅が狭く、サービスを選べる自由がない。就労継続支援 A 型は賀茂地区にないため、利用の希望はあっても通えない。また通えるケースでも遠方の事業所になると計画相談で対応することが難しい。
- グループホームは東伊豆に1か所、下田に1か所、南伊豆は入所型である。西伊豆地区にはない。小法人では経営が成り立たない。
- 賀茂地区に精神障害者の就労系は1か所のみとなっている。当施設も建前は3障害受入れとなっているが、知的中心であったため、職員のスキルや休憩場所など、責任をもって受け入れる体制にないのが現状である。今後サービス充実を図る分野と思う。
- 移動支援一月に2～3回の短期入所を利用する際に、移動支援が利用できず全額自己負担となっている。
- 居宅介護—各市町に1～2事業所しかない。生活介護—各市町にない、障害にあったサービス提供が難しい。就労移行支援—全くないため、他地域事業所利用となるが数に限りがある。
- 入所施設や介護職員の不足。
- ニーズはあってもサービスが限定され、利用できないことがある。
- 職員の高齢化、介護職員の不足。
- 居宅介護—利用者は少ないが、困難なケースが多かったり精神的負担も大きく、参入する事業所が少ない。

### 3)利用者や家族からの苦情・相談

#### ◆問題点、課題の集計結果

苦情・相談の項目	回答数(★1つ:1事業所)
・ サービス内容に関すること	★★★★★
・ 費用負担に関すること	★★
・ 利用手続きに関すること	★★★★★
・ 介護者・家族からの虐待	
・ 職員の対応に関すること	★★★★★
・ 施設・設備に関すること	
・ その他	

#### ◆苦情・相談の具体的な内容

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 手続きの方法が分からない。</li><li>・ 通院支援において病院からの苦情があった。利用者の行動に対して職員の対応が暴言のような言い方であったり、合理的配慮に欠けるというものであった。苦情受付担当が病院に出向き事情を聞き取り、内部対応後、再発防止について報告した。</li><li>・ 送付された書類の内容や書き方が分からない。書き方の見本がほしい。</li><li>・ 高等部卒業後、進路先が決まらない。</li><li>・ 重度心身障害児が利用できる施設（短期入所など）が限られており、緊急時に利用できない。</li><li>・ 提供時に守ってほしい事柄を事前に何度もお願いしているにもかかわらず、サービス提供責任者にも依頼するが、伝えているという返事のみ。改善意志の有無は不明。どうにかしてほしい。選択できるだけの事業所を確保してほしい。</li><li>・ 65歳になると介護保険を利用しなければならないこと（費用負担増、時間制限）。</li></ul>
---

### 4)地域生活移行の問題点、課題

#### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入所者の高齢化にともない、医療・介護の必要性が増えているため、地域生活移行ができない。</li></ul>
---

## 5)一般就労移行の問題点、課題

### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

- 施設外就労で実習を経験し、他の事業所と連携し、一般就労を実現した。
- 賀茂地区は実習受け入れ先が少ないこと、定着のためには継続的な支援が必要なこと、就労先の理解など、課題があると思う。
- (就労受け入れの) 企業が少ない。
- 職場までの移動手段が少ない(金銭的負担が大きい)ので、求める職場が自宅に近い所が良い。
- 体調に合わせた働き方をさせてくれる所が良い。

## 6)今後の障害者(児)施策の要望

### ① 保健・医療について

### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

- 伊豆地域の医療不足。
- 松崎、西伊豆地区には精神科医療機関がなく、通院が大変。治療の継続という点からも医療体制の整備が必要と感じる。
- 子どもや思春期の専門の精神科医がいると心強い。
- 引きこもりケースへのアウトリーチの体制があると良い。
- 健康管理は事業所として必須の支援業務であり、年一度の健診を行っている。行政の健診など障害者が一般の人たちの中で行うとなかなか採血ができないなど、困難な場面もあるので、集団健診の設定を他の事業所と協同で行うなど、工夫が必要である。
- 訪問診療可能な地域が限定されているため、なかなか他地域から依頼することができない。訪問歯科診療の機関も同様。
- 最近、精神障害者の就労支援や貸付の相談が増加している。本人の経済的状況を理由に診察が受けられず、判断できない場合がある。このような人たちの初動のための優遇処置対応を検討してほしい。

## ② 生活環境の整備

### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

- 公共の移動手段が不足している。
- 鉄道の障害者運賃割引の制度がほしい。
- 単身で障害者等を対象とした防犯・防災対策を知る機会がほしい。
- 歩車分離信号が設置されている一部に、渡り切る時間が短すぎる信号がある。
- 移動手段にお金がかかる。
- 災害時の薬（精神薬）の調達方法に不安がある。
- 精神障害者（児）は人との交流（大人数）が苦手なので、防災訓練に参加していない。
- 状況を把握するのが難しい。
- 通院や外出に利用できる移動手段が極めて少ないか、地域によっては無い。

## ③ 相談・情報提供

### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

- そもそも各施設や行政等のコミュニケーションが不足しており、協力体制が作られていない。
- 緊急時の対応ができる体制づくり。
- 当事業所の相談業務は1名の職員が日中活動利用者支援と兼任で行っているのが現状である。他の相談事業所でも多くの事例を抱え、新たな事例があった場合、どの事業所も受けられないといったケースが出てきている。相談支援専門員の資質向上と同時に、人材確保、地区としての中核事業所を立ち上げるなど、相談業務体制の見直しが必要と思う。
- 知的や精神障害の方などが相談に来られたり、相談電話を受けても、どこまで聞くのか判断が難しく、適切な支援ができない。

#### ④ 住宅の確保

##### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

- 障害への理解や費用面で借りられるアパートが少ない。
- 精神障害者（児）の入所施設が不足している。
- グループホームを利用したい人は多くいると思われるので、施設整備を進めたいが、経営できる運営費の増額を望む。
- 経営として成立できない中、現在、グループホーム利用者の保護者の声として、将来グループホーム入所を希望する人は多いとの声がある。
- 現在、グループホーム入居希望者の人数に対し、グループホームの数が足りていない。グループホーム周辺の公共賃貸住宅を利用したサテライト型のグループホームもあれば良いと感じる。
- 親亡き後に、1人で生活できるかが不安。
- 親亡き後の生活の場がない（あっても満床）。

#### ⑤ 雇用・就労

##### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

- 障害者への理解がない。
- 障害者雇用の枠があっても、距離的に通勤が困難（通勤手段やそれにかかる費用）な場合があるため、通うための足の確保が必要。
- 障害者の働ける場所が少ない。
- 障害者優先調達推進法の制定に伴い、当事業所も県、市町より優先的に物品等の調達を受け、工賃向上につながっています。就労が困難な障害者等のやる気にもつながり、今後とも行政支援をお願いしたい。
- 就労を希望する（考える）時に、一般就労と就労継続B型事業所の選択になってしまう（賀茂圏域にA型事業所が無い）。賀茂圏域にもA型事業所の利用を希望される方がいるが、B型へ行くか、就労されていないのが現状である。A型事業所があれば良いのにと感じる。
- 障害者を受け入れる企業が少ない。
- 職場までの移動手段が少ない（金銭的負担が多い）ので、職場は自宅に近い所が良い。
- 体調に合わせた働き方をさせてくれる所がよい。
- 障害者雇用の枠が少なく、職種も限られているため、希望に合う業種がなかったりする。

## ⑥ 障害への理解と交流

### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

- 広報でも障害に関する啓発活動をしてほしい。
- 子どもの頃から障害者等と交わる活動をすることや、ボランティアの体験をすることが理解につながるのではないかと思う。
- ピア活動ができる場があると良い。
- 社会福祉協議会のサマーショートボランティア募集など、学校現場への働きかけは障害者理解促進につながっている。ふれあい広場への参加など施設としてできることを行っていきたいと思う。また、年末行っている日中活動4事業所の共同作品展など、地域への発信を継続してほしい。当日行っている福祉講演に対して行政にも支援してほしい。
- 共生社会に向けて介護施設（介護者）との連携が必要となるが、障害者（障害）の理解が難しい現状にあると感じる。
- 精神障害者（児）は人との交流（大人数）が苦手なので、ふだんの交流が必要。
- 地域によっては親が健在時は親のみで養育等をして、地域や他人とのかかわりが極めて少ないという暮らしをしている方がいる。広報や声かけ、近所の付き合い等の活動が、今後さらに必要。
- 知的障害者の居場所づくりが必要。

## ⑦ 教育・保育

### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

- 学校卒業後の体制（卒業後、何年か引きこもりが経過して、相談に上がってくるケースがあり、援助が必要な間は途切れずに見守れる体制があると良い。
- 放課後児童クラブの増加が望まれる。施設見学等に福祉サービスの柔軟利用。
- 教育の分野についてはデリケートなものとして、本人や家族に直接対応するケースが多く、まだまだ閉鎖的であると思われる。就労を含めた支援体制だけでなく、生活面においてもケアハウス等の支援の需要が増加することが予想される。

## ⑧ 生涯学習活動

### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

- チームプレイをするスポーツでは、当事者だけで人数が確保できず、かといって健常者のチームに加わることは難しい。一緒に体験できる機会があると良い。スポーツをしたいという希望はある。
- 知的障害者（児）が余暇を楽しむ選択肢は、かなり限定的である。当事業所としても、余暇支援日を土曜日に設定し、行っているが限界がある。水仙まつり、みなみの桜、ビッグジャワーなど、あらかじめ分かっているイベント、行事に同行支援することはできる。
- 参加方法など情報が少ない。

## ⑨ その他

### ◆具体的な問題点、課題、要望意見

- 行政の横のつながりをどうにかしてほしい。
- 住みやすい環境になるよう体制を作ったり、内容の充実を図ってほしいと思う。障害者、その家族以外の住民の方たちが障害についてどのようにとらえているのかも知りたい。
- 賀茂地区は精神障害者（児）対象が2事業所と限定されている。知的障害者の方々と同じ空間になじめなかったり、しばらく一人になりたいといった時の休憩施設がないなど、受け入れ環境として不十分な状況にある。また、医療・家庭との連携、1人住まいの時の薬の管理など、知的障害者への対応と異なった支援が要求され、職員に経験の蓄積がないなど、責任ある受け入れ体制がとれないと認識している。地域の受け皿が少なく、精神障害者（児）の方々が家庭で過ごさなければならない状況は、改善の余地があると考える。自立支援協議会など、地域の問題として取り上げてほしい。
- 65歳以上は原則的に介護保険制度に移行とのことだが、65歳以上の元気な知的障害者はショートステイを希望する場合、一律に割り切れないと考えられる。自立支援給付と介護保険給付の柔軟な行政対応をしてほしいと思う。
- 計画相談のモニタリング計画が月により偏りがある。区分や認定有効期間の末日を誕生月に変更すると偏りも緩和されると思う（現在、誕生月のところは少ない）。
- 受給者証のモニタリング期間の記載が、市町で違うので分かりにくく、統一した記載が望ましい。

- 障害サービスが押しなべて少ない地域であるので、行政が主体となって、申請ができやすくなるように広報・研修を開催してほしい。自立支援協議会を有効に活用することで、事業所も協力しやすくなると思う。
- 成年後見制度の普及啓発、利用促進。
- 計画支援事業所が町内になく、不足を感じているが、障害サービス単独での参入は人材不足もあり、困難。
- 賀茂地区全体で高齢化も問題で、行き詰まりを感じる。
- 事務の手間もあり、介護保険との一本化を早期実現してほしい。
- 報酬単価の抑制により加算ありきとなっているが、人材不足であると加算も取りにくいので悪循環となる。

## 4. 計画の基本的な考え方

### (1) 目指す姿

目指す姿

～ともに暮らし、ともに活動できるまち～

基本理念

「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」・「エンパワメント」

本計画は、「第2次賀茂地区障害者計画」及び「第4期賀茂地区障害福祉計画」からの事業の継続性・一貫性の観点から、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活を営むことができる地域づくりを目指します。地域社会を形成する人々すべてが、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する、「ともに暮らし、ともに活動できるまち」を目指します。

### (2) 基本理念

「ともに暮らし、ともに活動できるまち」の実現を目指し、「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」・「エンパワメント」の基本理念のもとに、施策を推進します。

#### 1) ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、同じように生活し、ともに活動できる社会づくりを目指します。

#### 2) リハビリテーション

障害のある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階において、持てる能力を最大限に発揮して、その人らしく生活できることを目指します。

#### 3) エンパワメント

障害者施策を推進するとともに、障害のある人自らが、自分の生活を自分で選び決定し、実現できるよう能力を高めます。

### (3)基本目標

「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」・「エンパワメント」の理念のもとに、「ともに暮らし、ともに活動できるまち」の実現のため、以下の6つの基本目標にそって施策の展開に取り組んでいきます。

#### **基本目標1：障害のある人への理解と交流を深める**

障害者（児）等が地域で安心して暮らすためには、地域の人たちの障害に対する理解を深め、交流を広げることが大切です。そのために、広報・啓発活動の一層の推進や、交流機会、学習機会の充実、ボランティア活動等を促進します。

#### **基本目標2：保健・医療・福祉の体制整備に努める**

障害の原因となる疾病を予防する健康づくりを推進します。また、疾病の早期発見・早期治療により、障害への影響を最小限に抑えられるよう保健、医療、福祉が連携し、一人ひとりの状態にあった医療、リハビリテーションの体制整備に努めます。

#### **基本目標3：地域での自立した生活を実現する**

障害者（児）等が自らの住まいを選択できる体制を整備し、地域の中で自立し、共生できるよう、障害者（児）一人ひとりのニーズに沿ったサービスの提供を推進します。

#### **基本目標4：可能性を広げ、社会参加を促進する**

障害のある子どもたちが、一人ひとりの能力、可能性を最大限に発揮できるよう、療育・教育体制の充実及び就労機会の拡充を図ります。また、生涯にわたり、学習、スポーツ、趣味に取り組めるよう、活動機会の充実を図ります。

#### **基本目標5：人にやさしいまちをつくる**

障害の有無にかかわらず、互いの人格を尊重し合いながら、差別のない共生社会の実現を推進します。また、全ての地域住民にとって暮らしやすい環境、活動しやすい環境を実現する福祉のまちづくりを推進するとともに、安心して暮らせる防災・防犯体制の整備を推進します。

#### **基本目標6：施策推進のための基盤を整備する**

障害者（児）の生活ニーズに対し、総合的な対応を図るため、住民、関係機関、団体、行政の連携・協力体制の整備を推進するとともに、優良なサービス提供事業者の参入促進、障害福祉を担う人材の育成を推進します。

## 5. 計画の推進

---

### (1) 賀茂地区の連携

賀茂地区（1市5町）は、伊豆半島の南部に位置し、人口は全体で約6万人と小規模であり、サービス対象の障害者（児）等は広範囲に分散しています。

従って様々な施策、サービスの実施にあたっては、広域的な連携により、効率的に実施することが求められています。これまで地域の繋がりを持つ賀茂地区の連携をより深め、施策、サービスの充実に努めます。

### (2) 推進体制の確立

障害者（児）施策は、福祉や保健・医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般に及び、障害のある人それぞれの障害や程度、ライフステージに応じたきめ細かな対応が必要となります。

このため、推進組織である「賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会」が中心となり計画の推進を図ります。

### (3) 計画の周知

計画の周知においては、障害に関する正しい知識や理解を広める必要があります。関係機関や障害者（児）支援に関わる人々と連携し、障害の有無にかかわらず人々がともに暮らす地域社会の実現のために、広報やホームページ等を通して周知を図っていきます。

### (4) 地域住民等との協働

各施策を効果的に実施していくうえで、地域社会と関係機関（福祉施設、医療機関、教育機関、保健所、社会福祉協議会、ボランティア団体、障害者関係団体、事業者など）との連携を強化するとともに、障害者施策の推進に向けて、地域住民の主体的な参画を促進します。

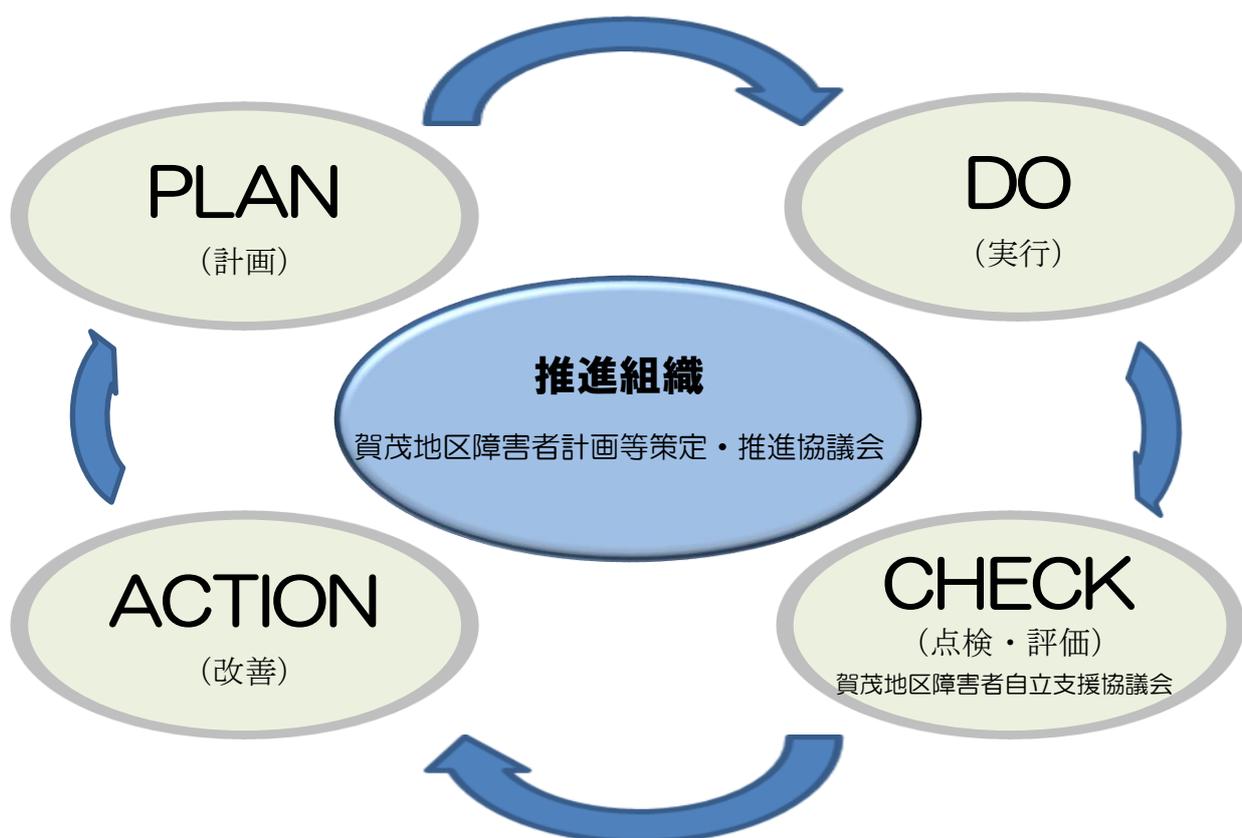
## (5)PDCAサイクルによる進行管理

計画の達成状況の点検・評価については、サービスの見込量と実際の利用量を踏まえながら、施策・サービスの推進上の課題、方向性、改善方策の検討を行い、PDCAによる進行管理と調整を行います。

## (6)計画の達成状況の点検及び評価

施策の取り組み状況、サービス見込み量等の達成状況を「賀茂地区障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価をします。その結果に基づいて、施策、サービスの充実を検討し、実施に取り組みます。

### <PDCAサイクルによるマネジメント>





## 第2章 障害者計画



# 基本目標1 障害のある人への理解と交流を深める

## ◆施策の体系

施策の方向	主要施策
1 障害に対する理解の促進	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) ふれあい・交流活動の確保
2 福祉に関する人材育成と活動支援	(1) ボランティアの育成 (2) ボランティア活動基盤の整備 (3) 地域における推進リーダーの活用 (4) 地域間交流の推進
3 福祉教育の推進	(1) 学校における福祉教育の推進 (2) 生涯を通じた福祉教育の推進

## ◆現状と課題

障害者（児）等が地域で安心した生活を送るためには、地域住民の障害に対する理解が不可欠です。最近では、テレビや新聞等で障害者（児）等の活動が取りあげられる機会も増え、障害者（児）等に配慮した施設や設備が増えてきていることから、ノーマライゼーションの理念が広まっていると思われます。その一方で、障害者専用駐車場への健常者の駐車や、点字ブロックの上への駐輪等、障害者（児）等への配慮に欠けた行為を依然として行う人もいます。障害者（児）等の場合、周囲の理解がなかなか得られにくい側面もあることから、障害のない人たちが障害や障害者（児）等について対して正しく理解することが求められます。

こうしたお互いの理解を深めるにあたっては、障害のない人とある人とが交流する等、お互いを肌で感じることで、一層理解が深まることが期待できます。しかし、アンケートの住民調査では、障害者（児）等と活動をしたことがある人は3人に1人しかおらず、交流の機会は少ないようです。また、ボランティア活動は、障害者（児）等へのサービス提供や社会参加を促しますが、実際に活動を行っている人は少ない状況にあります。これらの現状を踏まえ、広報活動やイベント等、様々な機会を通じて障害や障害者（児）に対する地域住民の意識啓発を行い、ボランティア活動を促進させ、障害の有無にかか

ならず、地域住民が互いを尊重し合えるところ豊かな地域づくりを進めることが重要となります。

## ◆施策の方向

### 1. 障害に対する理解の促進

#### (1) 広報・啓発活動の推進

各市町の広報紙、各種のお知らせ、啓発用冊子、ホームページ等を通じた広報・啓発活動を充実するとともに、広域的に連携し、「障害者週間（毎年12月3日から12月9日）」等を活用したキャンペーンを実施します。また、表彰制度を活用し、広く住民に活動を周知します。

#### 主要施策

施策名	内容
広報・啓発活動の推進	障害福祉や福祉医療制度に関する記事の掲載や、わかりやすい紙面づくり等、広報紙の充実を図ります。また、各種のお知らせ、ポスター、若年者向けには市町のホームページを活用する等、住民の生活スタイルに合わせた情報発信を行います。
啓発キャンペーンの推進	「障害者週間」等を活用し、障害福祉に関する行事やイベントを障害者（児）団体や県等、関係機関と連携して啓発を行います。
各種情報提供の推進	障害福祉施設等への視察研修や民生委員・児童委員協議会への参加により、医療機関、福祉施設等関係機関、民生委員・児童委員等保健福祉関係者との障害者（児）福祉に関する情報の共有及び連携強化を促進します。
各種表彰制度の活用	地域で福祉実践活動を行っている個人、団体等、市町や社会福祉協議会の福祉実践活動功労者の表彰制度等を活用し、住民への広報に努めます。

## (2)ふれあい・交流機会の確保

地域の行事や活動等へ、障害者（児）たちが参加しやすいようコミュニティ施設等の整備を促進するとともに、様々な機会を活用した交流機会の確保に努めます。

### 主要施策

施策名	内容
地域行事等への障害者（児）等の参加促進	質の高いホームヘルパーを養成することを目的に、県主催の研修の周知を行い、参加を奨励します。
交流・ふれあいの場をつくる	障害者（児）等と地域住民との交流を促進するため、地域や福祉施設で開催されるイベント等に社会福祉協議会と協力し、交流の機会を増やします。また、住民に対し、イベント開催について広報等を活用した周知を行い、参加を促進します。
コミュニティ施設の整備	障害者（児）等でも活動に参加しやすいよう、公民館や文化・スポーツ施設、集会所等、コミュニティ施設について、段差の解消や車いす対応トイレ、障害者用駐車場の設置等、バリアフリー化を促進します。

## 2. 福祉に関する人材育成と活動支援

### (1)ボランティアの育成

障害者（児）等の多様なニーズに対応できるよう、簡単な手助けから専門的な支援まで、幅広いボランティアの育成及び確保を図ります。また、より多くの人たちがボランティア活動への関心を高め活動に参加できるよう、ボランティア活動についての学習機会や体験機会、活動情報の提供等、ボランティア参加へのきっかけづくりや活動の活性化を図ります。

### 主要施策

施策名	内容
ボランティア養成講座等の充実	ボランティア養成講座等の開設や継続実施及び充実を図ります。また、広報やポスターの掲示を行い、参加者の増加を促します。 また、社会福祉協議会と連携、役割分担し、ガイドヘルパーや手話奉仕員、点訳奉仕員等、専門ボランティア養成講座の広域的な取り組みを図ります。

ボランティア登録制度の推進	社会福祉協議会や関係団体等と連携し、支援を必要とする人と、支援をしたい人とのニーズが合致し、効果的なボランティア活動が行われるよう、登録制度の充実を促進します。登録ボランティアの研修を推進し、広域的なネットワーク化に努めます。また、登録制度そのものの周知を広報、イベント時等を通じ行い、新規登録者の増加を促進します。
ボランティア体験機会の提供	教育委員会、社会福祉協議会、福祉施設、関係団体等と連携・協力し、小・中学生を中心としたボランティア体験の場や機会の拡大に努めます。
障害者（児）等自身によるボランティア活動の促進	障害者（児）等のニーズへの対応と、障害者（児）等自身の能力の向上を目指し、障害者（児）等自身が中心となって清掃活動や障害者（児）相談等のボランティア活動の実施を促進します。

## (2) ボランティア活動基盤の整備

各市町のボランティアセンターの機能強化を図るとともに、障害者（児）等が生活スタイルに合わせ、多様なボランティアサービスを選択して利用できるよう、各市町及び賀茂地区におけるボランティアのネットワークづくりを促進します。

### 主要施策

施策名	内容
ボランティアセンター等の充実	ボランティア活動が有効に行われるよう、各市町の実情に応じてボランティアセンターの整備に努め、社会福祉協議会における取り組みの強化を促進し、ボランティア活動の情報提供、相談、ボランティアの育成、斡旋、連絡、調整の充実を図ります。
ボランティアネットワークづくりの促進	賀茂地区内のボランティアセンター等のネットワーク化を促進するとともに、事業内容に応じて、広域的なボランティアの協同利用を促進します。
ボランティアアドバイザーの養成・確保	社会福祉協議会と連携し、ボランティアの相談・指導に専門的にあたるアドバイザーの養成及び確保に努めます。

## (3) 地域における推進リーダーの活用

住民同士が地域において、お互いに学び、意識啓発が図れるよう、民生委員・児童委員等を中心とした地域における活動リーダーを通じ、住民による福祉活動の活性化を図ります。

## 主要施策

施策名	内容
地域リーダーの周知と連携強化	自主防災会等地域の自治会や行政、民生委員・児童委員が区長会や定例会の際に情報共有を行います。 また、社会福祉協議会と連携し、地域の活動リーダーのボランティア活動等を通じて、民生委員・児童委員、障害者相談員、相談支援事業所の存在や、相談支援活動について広く周知を図り、住民による福祉活動への参加を図ります。

### (4)地域間交流の推進

障害者（児）団体間、障害者（児）団体と各市町間の連携を促進します。また、賀茂地区内外の交流活動等への参加を促進します。

## 主要施策

施策名	内容
障害者（児）団体の交流促進	障害者（児）団体による交流活動を支援するとともに、団体同士の交流を促進します。 また、障害者（児）団体と行政との連携を密にし情報共有を行います。さらに、各団体の活動を一層充実したものとするため社会福祉協議会と連携し、賀茂地区障害者（児）団体組織の活動の支援を図ります。
国・県等による交流・ふれあい事業への参加促進	国や県等が行う各種大会、各種行事の開催案内をチラシ配布、ポスター掲示等を通じ行い、障害者（児）等の参加を促進します。

## 3. 福祉教育の推進

### (1)学校における福祉教育の推進

子どもの頃から、障害や福祉等に対する理解を深められるよう、各小中学校の福祉教育等を通じ、福祉教育の充実を図るとともに、福祉教育を指導する教職員の資質の向上を図ります。また、子ども一人ひとりのニーズにあった適切な教育が通常学級のできる体制づくりに努めます。

## 主要施策

施策名	内容
地域に根ざした地域教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、総合的な学習の時間等を活用し、社会福祉協議会と連携しながらボランティア講習等、福祉に関する教育を推進します。
福祉教育実践校事業の推進	社会福祉協議会と連携し、福祉教育実践校事業を推進します。福祉教育を通じて、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒が社会福祉への理解と関心を高めることで、ボランティア活動につなげ、子どもたちを通じて家庭や地域社会全体へと福祉を広げていけるよう、努めます。
児童・生徒のボランティア活動等の促進	社会福祉協議会と連携し、ボランティア体験学習の充実や、サマーショートボランティア等への取り組みを促進します。
特別支援学校との交流	特別支援学校に在籍する子どもが、居住する市町の小・中学校の子どもと交流を深め、ともに学ぶことができる場の確保に努めます。

## (2)生涯を通じた福祉教育の推進

各市町の社会福祉協議会と連携し、障害者（児）福祉に関する講座の開催や福祉体験学習を推進します。また、開催日時や受け入れ体制を考慮し、参加しやすい環境をつくります。

## 主要施策

施策名	内容
福祉講座等の充実	「障害者週間」等を活用し、公民館等の身近な場での福祉学習機会の充実を図ります。実施にあたっては、より多くの人たちが参加できるよう、開催日時の工夫や、子ども連れでも参加できる受け入れ体制等に配慮します。
教育方法・内容の改善	県や障害者（児）団体等との連携の促進、学習プログラムの研究開発等について、協力・連携体制を整備し、学校教育や生涯学習における福祉学習の充実を図ります。

## 基本目標2 保健・医療・福祉の体制整備に努める

### ◆施策の体系

施策の方向	主要施策
1 健康づくりと障害の早期発見・早期対応	(1) 予防対策の充実 (2) 健康づくりの推進 (3) 精神保健対策の充実 (4) 難病対策等の充実
2 保健・医療・地域リハビリテーションの充実	(1) 健康相談・指導の充実 (2) 医療体制の充実 (3) 保健・医療・福祉の連携強化

### ◆現状と課題

障害の原因には先天的なものと同後天的なものがありますが、後天的な原因のひとつである脳血管疾患や心疾患等の疾病による後遺症は、その疾病の発症を日頃の個人の健康管理や健康づくりにより予防することができます。地域住民一人ひとりが自分の身体に関心を持ち、各市町で実施している健康教育や健康相談・指導、健康診査等を活用し、疾病予防に取り組めるよう、内容の充実と受けやすい環境を整えることが重要です。

また近年では、仕事や子育て等、様々な要因がストレスとなり得る状況にあります。身体だけではなく、こころの健康づくりにも注視し、自分なりのストレス解消法を見つけるなど、ストレスとうまく付き合うことが大切です。こころの健康づくりとともに、精神疾病に関する知識は以前に比べ浸透してきているものの、十分とはいえない状況にあります。今後もこうした知識の普及啓発や、患者とその家族のこころのケアも含めた施策の推進が課題となります。

## ◆施策の方向

### 1. 健康づくりと障害の早期発見・早期対応

#### (1) 予防対策の充実

各種健康診査及び健診後の指導を充実し、障害の予防と早期発見に努めます。また、県健康福祉センターや医療機関、保育所、幼稚園等との連携を強化し、障害の早期発見から治療・療育への体制の整備を推進します。

#### 主要施策

施策名	内容
健康診査事業の充実	妊娠・出産期から高齢期までの各ライフステージの健康診査及び生活スタイルに応じた体制を整備し、対象者が受診しやすい環境づくりに努めます。また、事後指導がより円滑に行われるよう、体制の強化を図ります。

#### (2) 健康づくりの推進

健康教育、健康相談等を充実し、住民の自主的な健康づくりを促進します。また、健康づくりに取り組む住民の自主的な活動の促進、支援を図り、地域での健康づくりを積極的に支援します。

#### 主要施策

施策名	内容
健康増進計画の推進	健康増進計画の事業推進及び評価により効果的な事業の運営を図ります。
健康教育、健康相談の充実	個々が抱える問題について気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、医療機関等との連携を強化し、利用者の拡大を図ります。
運動を通じた健康づくり	地域スポーツクラブとの連携等、関係機関と連携し、スポーツ、レクリエーション等を通じた障害者(児)等の健康づくりを推進します。また、地域資源を活用した教室の充実を図ります。
地域における健康づくり	住民の自主的な健康づくりの団体・グループの活動の促進と積極的な支援に努めます。

### (3)精神保健対策の充実

ライフステージに応じ、身近で気軽にこころの健康づくりを図ることができるよう支援するとともに、精神保健福祉相談の充実や、精神障害者（児）等のグループ活動の促進に努めます。

#### 主要施策

施策名	内容
こころの健康づくりの推進	県健康福祉センターと連携を図りながら、学校における子どもたちを始めとする相談体制の充実に努めます。また、うつ・自殺予防対策を中心とした研修会を実施し、こころの健康づくりを推進します。
災害時のこころのケアの体制づくり	災害時等における心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、各市町及び県健康福祉センター等が連携し、研修会による専門知識の習得や訓練による実践に即した事業を行います。
精神保健福祉相談の充実	地域ケアの充実を図るため、相談支援事業所における相談支援専門員の資質向上を促し、相談体制の充実に努めます。
精神障害者（児）等の活動の促進	地域活動支援センター活動等を中心に、社会復帰に向けた様々なプログラムを企画し、日常生活の充実を図ります。
訪問指導の推進	県健康福祉センターと協力し、訪問指導の推進を図ります。

### (4)難病対策等の充実

難病患者の在宅生活を総合的に支援するため、賀茂健康福祉センターと協力し難病に関する相談体制、医療、福祉や患者団体等に関する情報提供体制の整備を図ります。

#### 主要施策

施策名	内容
医療相談の推進	県健康福祉センターと協力し、専門医等により構成された訪問班による医療相談等の推進を図ります。
訪問指導の推進	県健康福祉センターと協力し、特定疾患患者のうち寝たきり等の在宅患者を対象に、専門医等により構成された診療班の診療、療養指導等の推進を図ります。
訪問・電話相談の推進	相談会の開催や電話による相談等、気軽に相談できる体制づく

	りを図ります。 また、在宅重症難病患者及び家族の精神的負担の軽減を図るため、同種の疾患患者及び家族の交流会を通じて、日常的相談、情報提供を行います。
情報提供の充実	県健康福祉センターと協力し、広報等を通じ、医療・福祉情報や患者団体の活動、情報提供の充実を図ります。

## 2. 保健・医療・地域リハビリテーションの充実

### (1) 健康相談・指導の充実

障害者（児）等に対する健康相談を充実するとともに、重度の身体障害者（児）に対し、訪問による相談や指導を推進します。

また、介護保険事業との調整を図りながら、高齢者の訪問事業との一体的な推進により、保健師等による重度障害者（児）への訪問指導等を推進します。

#### 主要施策

施策名	内容
障害者（児）健康相談の充実	障害者（児）等の健康上の悩みや相談に応じるため、定期的な健康相談を実施します。
訪問事業の充実	在宅の重度の身体障害者に対し、医師、理学療法士等が訪問し、診査及び更生相談を実施します。 また、在宅の寝たきりやこれに準ずる人に対し、保健師等による訪問指導を充実します。

## (2)医療体制の充実

障害者（児）等がいつでも安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の普及や在宅医療の推進に努めます。また、広域的な連携のもと、救急医療や専門医療を充実し、通院手段の確保を図る等受診しやすい体制づくりを推進します。

### 主要施策

施策名	内容
かかりつけ医の普及	医師会等関係機関と連携・協力し、かかりつけ医の普及に努めるとともに、在宅医療や病院と診療所の連携促進を図ります。
障害者（児）医療体制の整備	障害のある人が安心して医療サービスが受けられるよう、障害者歯科相談医の確保、精神科救急医療対策等、障害者医療体制の整備促進を強化します。
自立支援医療費の支給	自立支援医療の支給を継続し、医療機関と連携し制度の周知を図ります。

## (3)保健・医療・福祉の連携強化

障害を軽減し、自立を促進するため、広域的な連携を強化し、地域リハビリテーションのネットワークづくりを推進します。

また、障害者（児）等の健康や生活全般にわたる総合的な支援を図るため、保健、医療、福祉の一体的な推進による地域ケアの仕組みを整備します。

### 主要施策

施策名	内容
機能訓練事業の推進とネットワーク化	歩行訓練や生活訓練等、障害者（児）等の生活に必要な機能訓練事業の場を確保するとともに、広域的な連携を図ります。
保健・医療・福祉の連携体制の強化	介護保険事業との連携のもと、相談支援専門員を中心に、保健、医療、福祉の連携体制の強化に努めます。

## 基本目標3 地域での自立した生活を実現する

### ◆施策の体系

施策の方向	主要施策
1 相談・情報提供サービスの充実	(1) 情報提供の充実 (2) コミュニケーション手段の確保 (3) 相談体制の充実
2 福祉サービスの充実	(1) 在宅福祉サービスの充実 (2) 障害者施設等の整備 (3) 住まいのバリアフリー化
3 総合的な福祉サービスの提供	(1) サービス提供体制の整備 (2) 権利擁護の向上 (3) 虐待の防止 (4) 経済的支援の充実

### ◆現状と課題

賀茂地区においても、平成 26 年度に第 4 期賀茂地区障害福祉計画を策定し、障害者（児）等が住み慣れた地域で適切なサービスを選択・利用しながら自立した生活を送ることができるよう、サービスの提供基盤整備を進めてきました。

障害者（児）に対して行ったアンケートの結果をみると、障害福祉サービスとして利用意向のあるものは、訪問系では、「居宅介護」、日中活動系では、「生活介護」、「就労継続支援 B 型」の回答が多くなっています。居住系では「施設入所支援」のほかに、「共同生活援助（グループホーム）」に利用意向が見られます。保護者は障害者本人の将来の不安として「障害者本人の健康や身体のこと」に加え「障害者本人の老後のこと」を挙げており、今後、障害者（児）等及びその介護者・支援者の高齢化が進むにつれ、こうした不安が現実味を帯びてくる可能性があります。

さらに現在、施設に入所している人が地域に戻り、安心して自立した生活を送るといった地域生活への移行の観点からも、障害者（児）等が生涯にわたって住み慣れた地域で暮らせる場の確保が課題として浮き彫りになっています。こうした利用者のニーズに

対し、賀茂地区内のサービス提供基盤については、地域的な偏りがみられ、サービス基盤整備の課題となっています。

こうした現状を踏まえ、今後の基盤整備については、地区を考慮した事業所の設置を事業者へ呼びかけ、福祉施設の地域偏在の解消に努めます。また、障害者（児）等が地区内において安心して暮らせるよう、関係機関等と連携し、障害福祉サービスの充実や体制の構築に努めます。

### ◆賀茂地区の市町別障害福祉サービス施設一覧

市町	事業所名	所在地	サービス内容	経営主体	備考
下田市	伊豆つくし学園	〒413-0713下田市加増野375-1	居宅介護・重度訪問介・同行援護・行動援護、生活介護、短期入所、施設入所支援、福祉型障害児入所支援	(福)伊豆つくし会	
	下田市社会福祉協議会 居宅介護事業所	〒415-0024下田市4-1-1	居宅介護・重度訪問介・同行援護・行動援護	(福)下田市社会福祉協議会	
	ケアセンターうばめ楯 下田	〒415-0035下田市東本郷2-6-2	居宅介護・重度訪問介・同行援護・行動援護	(福)春栄会	
	ワークあおぞら	〒413-0715下田市宇土金209-1	生活介護	(福)伊豆つくし会	
	すぎのこ作業所	〒413-0713下田市加増野376-4	就労継続支援(B型)	(福)覆育会	
	グループホームたんぼぼ	〒413-0715下田市宇土金64-1	共同生活援助(グループホーム)	(福)伊豆つくし会	
	指定特定相談支援事業所 すぎのこ相談室	〒413-0711下田市相玉115	計画相談支援	(福)覆育会	
	指定相談支援事業所 すまいる	〒413-0713下田市加増野375-1	計画相談支援、障害児相談支援	(福)伊豆つくし会	
	賀茂障害者就業・生活支援センター・わ	〒415-0035下田市東本郷1-7-21	障害者就業・生活支援センター	(福)覆育会	
	指定一般相談支援事業所 すぎのこ相談室	〒413-0711下田市相玉115	地域移行支援、地域定着支援	(福)覆育会	
	指定一般相談支援事業所 すまいる	〒413-0713下田市加増野375-1	地域移行支援、地域定着支援	(福)伊豆つくし会	
	東伊豆町	東伊豆町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0304東伊豆町白田306	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	(福)東伊豆町社会福祉協議会
東伊豆ワークセンター		〒413-0302東伊豆町奈良本1366-78	生活介護	(福)伊豆つくし会	
デイサービスさくらんぼ		〒413-0411東伊豆町稲取152-1	生活介護、自立訓練(生活訓練)	(有)さくら介護	
グループホームこすもす		〒413-0302東伊豆町奈良本1366-78	共同生活援助	(福)伊豆つくし会	
河津町	河津町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0504河津町田中212-2	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	(福)河津町社会福祉協議会	
南伊豆町	南伊豆町社会福祉協議会 介護事業所	〒415-0304南伊豆町加納590-1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	(福)南伊豆社会福祉協議会	
	こだま	〒415-0312南伊豆町入間9-2、4-7	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	(福)南伊豆福祉会	
	さした希望の里	〒415-0312南伊豆町入間9-2	生活介護、短期入所、施設入所支援	(福)南伊豆福祉会	
	なんぶう館	〒415-0312南伊豆町入間4-7	共同生活援助(グループホーム)	(福)南伊豆福祉会	
	南伊豆地域生活支援センター ふれあい	〒415-0151南伊豆町青市868-2	計画相談支援、地域活動支援センター、地域移行支援、地域定着支援	(医)社団辰五会	
	あしたば作業所	〒415-0312南伊豆町入間6-1	就労継続支援(B型)	(NPO)あしたば作業所	
	松崎町	エイジレス・ケア・スタッフ	〒410-3611松崎町松崎65-7	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	(有)エイジレス
ホームヘルパーステーション オリブ		〒410-3624松崎町江奈157	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	(福)十字の園	
オリブ		〒410-3624松崎町江奈157	生活介護、短期入所、施設入所支援	(福)十字の園	
一般相談支援事業所オリブ		〒410-3624松崎町江奈157	地域移行支援	(福)十字の園	
西伊豆町	西伊豆町社会福祉協議会居宅 介護事業所	〒410-3501西伊豆町宇久須258-4	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	(福)西伊豆町社会福祉協議会	
	ワークショップマナ	〒410-3515西伊豆町田子965-1	就労継続支援(B型)	(福)十字の園	

参考：平成29年度静岡県社会福祉施設・事業所・団体要覧((福)静岡県社会福祉協議会)

## ◆施策の方向

### 1. 相談・情報提供サービスの充実

#### (1) 情報提供の充実

障害特性に合わせた情報提供の充実を図ります。また、制度改正があった場合は周知を行い、障害者（児）等へ必要な情報が確実に伝わるよう努めます。

#### 主要施策

施策名	内容
制度の周知	各市町の広報及びパンフレットの配布等を通じ、障害福祉に関する制度の周知に努めます。また、広報媒体について検討し、より一層の啓発を図り、ノーマライゼーションの普及に努めます。
障害特性に合わせた情報提供	広報紙等の点字版、テープ版の発行に努めるほか、拡大読書器の設置、翻訳事業等を継続し、窓口へ筆談器を設置する等、情報発信及び情報提供手段の充実を図ります。

#### (2) コミュニケーション手段の確保

視覚障害や聴覚障害等、情報の入手やコミュニケーションが困難な障害者（児）等に対し、障害特性に合わせた支援を推進します。

#### 主要施策

施策名	内容
手話通訳、点訳等の推進	視覚障害者（児）や聴覚障害者（児）のコミュニケーションを確保するため、福祉団体や広域的な事業連携により、手話通訳者や手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記者、ガイドヘルパー等の養成、確保を図り、手話通訳者派遣事業の実施に努めます。

#### (3) 相談体制の充実

各市町の相談窓口と関係機関とのネットワーク化を促進し、窓口における相談機能の充実を図るとともに、障害者（児）等が自身の経験や知識を生かして他の障害者（児）等の相談にあたるピアカウンセリング（当事者相談）や身近な地域における相談体制の

整備を促進します。また、障害者（児）等が、身近な地域で日常的な相談を気軽にできるよう、地域における障害者相談員や民生委員・児童委員の活動を促進します。

## 主要施策

施策名	内容
総合相談体制の整備	障害者（児）等に対し、総合的な相談、生活支援、情報提供等を行う相談支援事業を広域的に推進します。「基幹相談支援センター」の設置を検討する等、相談支援体制の充実を図ります。
相談支援体制の整備・推進	障害者（児）等の様々なニーズを把握し、適切なサービス利用につなぐため、相談支援体制の整備と推進を図ります。
相談窓口の整備	関係機関及び各種相談窓口の相互のネットワーク化を促進し、各市町における相談機能の充実を図ります。
ピアカウンセリングの推進	ピアカウンセリング活動の推進に向け、ピアカウンセラーの養成講座等、当事者による相談体制の整備を図ります。また、活動についての広報活動を行い、実施を支援します。
相談員活動の充実	障害者（児）相談会を開催する等、障害者相談員設置を広く周知させ、民生委員・児童委員等と合わせ、助言指導を行う等、連携強化を図ります。

## 2. 福祉サービスの充実

### (1) 在宅福祉サービスの充実

障害者（児）等の在宅生活を支援するため、優良なサービス提供事業者の参入促進、人材の育成・確保、サービスの質の向上、サービス評価等、各種福祉サービス提供体制の充実を図ります。

## 主要施策

施策名	内容
ホームヘルプサービスの充実	障害者（児）等の在宅による介護を支援するため、サービス提供事業者と連携しながら、良質なサービスの提供に努めます。また、介護保険サービス提供事業者に対しても事業の呼びかけや情報提供を行い、サービス提供基盤の確保に努めます。

ホームヘルパーの養成	質の高いホームヘルパーを養成することを目的に、県主催の研修の周知を行い、参加を奨励します。
地域生活支援事業の充実	地域の実情やニーズに合ったサービスを提供するため、障害者（児）等の日中活動の場の確保、外出支援、相談支援等、地域生活支援事業の充実を図ります。
事業者の参入促進	各市町が連携し、優良なサービス提供事業者の参入促進に努めます。また、障害福祉サービス提供事業者のみならず、介護保険サービス提供事業者に対しても事業の呼びかけを行います。
適正な評価の推進	利用者ニーズの把握や、サービス提供事業者への客観的な評価を行うため、各市町が連携したサービス検討組織の充実を図ります。
福祉機器に関する情報提供	福祉関連施設等における福祉機器の展示の充実を図るとともに、福祉機器に関するカタログを窓口に設置する等、情報提供の充実を図ります。
日常生活用具・補装具の給付	サービスを必要としている障害者（児）等に、適切な用具が給付できるよう、情報提供の充実を図るとともに、多様な事業者の参入促進を図ります。また、制度の周知を行い、利用促進を図ります。

## (2)障害者(児)施設等の整備

障害者（児）等が生涯にわたり住み慣れた地域で支援が受けられるよう、事業者に参加を呼びかけ、施設の設置を促進していきます。

また、障害者（児）等のニーズやライフステージの変化に対応できるよう、施設の機能や役割を検討し、民間事業者と連携し、広域的な視点から整備を推進します。

### 主要施策

施策名	内容
住まいの場の整備促進	在宅での生活が困難な障害者（児）等の「住まいの場」を確保するため、サービス提供事業者とともに居住の支援に努めます。また、施設の設置にあたっては、利用者のニーズや賀茂地区内の福祉施設の立地状況を考慮した設置を事業者へ呼びかけ、事業者と連携を図りながら整備を促進していきます。

日中活動の場の整備促進	障害福祉計画に基づき、障害の程度によらず「日中活動の場」を確保するため、各施設の整備を促進します。また、福祉サービスについて利用者にわかりやすい情報提供を行い、ニーズに基づいたサービス提供基盤の整備を事業者と連携を図りながら促進していきます。
グループホーム等居住型福祉施設の整備促進	障害者（児）等の地域での共生に対する支援や入所施設の待機者軽減のため、グループホーム等の居住型福祉施設の整備を促進します。また、施設の設置にあたっては、利用者のニーズや賀茂地区内の福祉施設の立地状況を考慮した設置を事業者へ呼びかけ、事業者と連携を図りながら整備を促進していきます。

### (3)住まいのバリアフリー化

障害者（児）等が暮らしやすい住まいをつくるため、住宅改修への助成の充実を促進するとともに、制度の周知を図ります。

#### 主要施策

施策名	内容
住宅改修に関する助成制度の周知と充実	住宅改修の助成制度の周知を個別相談時等に行います。

## 3. 総合的な福祉サービスの提供

### (1)サービス提供体制の整備

障害者（児）一人ひとりの状況に応じ、適切な支援を行えるよう、様々な相談から適切な支援計画を作成し、提供します。

#### 主要施策

施策名	内容
相談支援体制の整備・推進（再掲）	障害者（児）等の様々なニーズを把握し、適切なサービス利用につなぐため、相談支援体制の整備と推進を図ります。
地域ぐるみの福祉の推進	住民相互の支援活動を促進するとともに、住民参加型のサービス提供主体の育成及び活用体制を検討します。

地域生活の拠点づくり	子育て支援センターや保健センター等を活用し、児童福祉、高齢者福祉等との一体的な推進を行います。 また、広域的な連携等により、障害者（児）等の生活を支援する拠点となる場の整備及び確保を推進します。
------------	--

## (2)権利擁護の向上

障害者（児）等の人権その他の権利が守られるよう、啓発を推進するとともに、サービスの利用に伴う契約関係等、様々な問題に対応できるよう、相談窓口の整備と成年後見制度の利用を促進します。

### 主要施策

施策名	内容
人権に関する啓発・教育の推進	学校教育や社会教育における人権教育を充実するとともに、様々な場や機会を活用して、人権に関する啓発普及を行います。また、研修会や講演会等への参加促進に努めます。
成年後見制度の利用促進	障害者（児）等の権利擁護の一環として、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

## (3)虐待の防止

障害者（児）等の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のため、普及啓発活動の促進及び関係機関の連携を図ります。

### 主要施策

施策名	内容
虐待防止に関する啓発の推進	ポスターの掲示等による広報活動や福祉講座を通じ、障害者（児）虐待防止の理解促進を図ります。
虐待防止のための連携強化	障害者（児）虐待の予防、早期発見のため、関係機関と協力し連絡体制を整えます。

#### (4)経済的支援の充実

各種年金・手当の周知と活用に努めるとともに、受給手続きの簡素化と受給対象者の拡大等、制度の充実について、必要に応じ国及び県に要請します。

##### 主要施策

施策名	内容
各種年金・手当制度の周知	手帳交付時等においてパンフレットの配布を行います。また、広報紙や相談活動を通じて、各種年金・手当制度の周知と活用に努めるとともに、相談に応じる職員の資質向上を図ります。
制度充実の要請	受給手続きの簡素化、受給対象者の拡大等、制度の充実について国及び県に要請します。

## 基本目標4 可能性を広げ、社会参加を促進する

### ◆施策の体系

施策の方向	主要施策
1 教育・療育体制の充実	(1) 就学前教育・保育の充実 (2) 就学指導・相談の充実 (3) 特別支援教育の充実
2 障害者等の就労と活動の場の確保	(1) 就労相談の充実 (2) 企業等に対する障害者雇用の啓発 (3) 官公庁等における雇用の促進 (4) 福祉的就労の充実
3 情報バリアフリー化の推進	(1) 情報通信技術による情報提供の促進 (2) 図書館サービスの充実
4 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進	(1) 学級・講座への障害者等の参加促進 (2) 文化・スポーツ活動の促進 (3) 施設のバリアフリー化と使用料の減免

### ◆現状と課題

障害の有無にかかわらず、子どもたち一人ひとりの個性や能力が最大限発揮され、ともに教育が受けられるような体制づくりが求められています。障害のある子どもの育成については、早期に適切な治療や訓練を行うことで障害の軽減を図ることができ、その可能性を伸ばすことが可能です。そのため、幼いころから個々の特性に応じた療育や教育を行い、支援を継続していく必要があります。

就労については、いまだ体制づくりが十分とは言えず、厳しい状況が続いています。障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携を図り、在宅で障害者（児）等の就業及び生活に関する指導や助言、職業生活における自立に向けた支援を行うとともに、障害者（児）等の雇用について、企業へのより一層の啓発を行い、障害者（児）等の能力が活かされるよう、雇用の促進を図っていきます。

さらに、障害者（児）等が、生涯を通じて生きがいを持ち、いきいきと暮らすことができるよう、その人の志向に応じたスポーツやレクリエーション、学習、文化、趣味等、様々な活動に取り組める機会や、参加へのきっかけづくりや活動場所への移送等、気軽に参加できる環境づくりにも引き続き取り組んでいきます。

## ◆施策の方向

### 1. 教育・療育体制の充実

#### (1) 就学前教育・保育の充実

各市町で実施する乳幼児相談や育児相談等のネットワーク化を進め、相談機会の拡大を図るとともに、県健康福祉センター等と連携し、専門医による発達相談の充実に努めます。

また、各市町の保育所、幼稚園等との連携を密にし、障害の有無にかかわらず子どもたちがともに遊び、学べるよう、保育所における保育士等の障害に対する専門的知識の向上と保育内容の充実、施設の改善等、受け入れ体制を整備します。

さらに、障害のある乳幼児が地域において健やかに成長するため、関係機関等の連携のもと、地域療育等支援事業の実施や健診事後教室（療育教室等）の充実に努めます。

### 主要施策

施策名	内容
発達総合相談の充実	県健康福祉センターと協力し、専門医による乳幼児発達相談に努めます。また、相談を踏まえ、継続的に支援が受けられるよう、療育体制を整えます。
子育ての場における相談の充実	保育所、幼稚園、子育て支援センター等における相談体制を充実し、県や専門医療機関等との連携強化を図ります。
地域療育支援	障害のある幼児や、そのおそれのある幼児及びその保護者等に対して、相談、訓練等を充実し、事業所等と連携をしながら、地域において療育を受けられる体制の継続に努めます。
健診事後教室（療育教室等）の充実	言葉の遅れ、発達遅滞、運動障害等の軽度の障害や遅れが認められ、個別指導または集団指導が必要とされる幼児や保護者に対する支援を促進します。
保育士等の資質向上	障害のある子どもの保育及び教育に必要な知識、技能の向上を図るため、研修会の開催を検討し、保育士等へ参加を呼びかけます。また、保育士同士等の情報交換を促進します。

保育所・幼稚園の整備	障害のある子どもの利用に配慮した保育所・幼稚園・認定こども園等の施設整備の改善を図ります。
支援体制の整備	障害のある子どもの保育・教育等の経験のある人たちの協力を得ながら、保育所等における支援体制の整備、適正人員の配置に努めます。

## (2)就学指導・相談の充実

保健・医療や教育機関との連携を密にし、障害や発達に遅れのある子どもが、それぞれの障害に応じて適切な教育機会を確保できるよう、障害のある子どもとその保護者に対する就学指導・相談の充実を図ります。

### 主要施策

施策名	内容
就学指導・相談の充実	個別の障害に応じた適切な就学相談がなされるよう、就学指導・支援委員会の指導體制の充実を図ります。
障害児教育相談の推進	地域療育システムを構築し、障害のある子どもとその保護者等からの保育・教育相談に、早期から専門的に応じられるよう、相談体制の整備を図ります。

## (3)特別支援教育の充実

障害のある子どもの特性に応じて必要な支援を行うとともに、特別支援学校や通級指導等により、障害のない子どもと等しく適切な教育が受けられる体制を整備します。

また、できる限り同じ場でともに学ぶことを目指すとともに、個別の教育的ニーズに対応できるよう環境づくりを行います。

### 主要施策

施策名	内容
教員の資質向上と適切な学習指導の推進	一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行えるよう、教職員の研修を充実し、指導力の向上に努めます。 発達障害、不登校・不適応、精神・神経疾患、非行、いじめ、養護問題等、個別の状況に応じた対応ができるよう、小・中学校、及び家庭相互の連携を図ります。

障害に応じた適切な療育・教育の充実	<p>障害のある児童・生徒の教育条件を整備するため、関係機関と連携し、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす教育の充実を図ります。</p> <p>障害に応じて、児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう支援員の配置や施設面の整備について検討します。</p>
特別支援学校との交流（再掲）	特別支援学校に在籍する子どもが、居住する市町の小・中学校の子どもと交流を深め、ともに学ぶことができる場の確保に努めます。
就学期における療育相談体制の充実	様々な悩みや課題を抱える障害のある児童・生徒とその保護者を対象とした相談事業の充実を図ります。
発達障害児支援の充実	教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携を強化し、ネットワークを構築して、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるような体制づくりに努めます。

## 2. 障害者等の就労と活動の場の確保

### (1) 就労相談の充実

職業安定所等の関係機関と連携し、障害者等の就労相談の充実に努めます。

#### 主要施策

施策名	内容
相談体制の充実	障害者就業・生活支援センターや職業安定所と連携し、情報提供や相談の充実を促進するとともに、各市町の窓口やインターネット等、多様な媒体を活用した、障害者雇用や就労助成制度等に関する情報提供及び相談の充実を図ります。

## (2)企業等に対する障害者雇用の啓発

職業安定所等の関係機関と連携し、障害者雇用について事業主への啓発に努め、雇用協力企業の確保及び拡大を行います。

### 主要施策

施策名	内容
企業等への啓発	障害者雇用について企業等への理解を深めるため、職業安定所等と協力して、広報紙やパンフレット等を通じた啓発・広報活動を推進します。
障害者雇用等に関する連絡協議機関の充実	障害者就労のための連絡協議会での情報共有を行います。また、職業安定所等の関係機関と連携し、障害者等の雇用促進から能力開発、職場定着までの支援等について協議する連絡機関の充実を図ります。

## (3)官公庁等における雇用の促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、行政機関への採用を推進するとともに、行政関連業務における就労の場の確保に努めます。

### 主要施策

施策名	内容
行政機関の職員としての採用の推進	公的機関における障害者枠による採用や職域及び雇用形態の工夫等、障害者雇用に努めます。

## (4)福祉的就労の充実

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の制定に伴い、障害者就労施設等から優先的に物品等の調達を行います。これにより、一般の企業等で働くことが困難な障害者等に対し、個々の障害特性を考慮した就労場所の確保に努めます。

### 主要施策

施策名	内容
障害者就労施設等への支援	障害者就労施設を支援し、障害者の経済面の自立を図るため、障害者就労施設からの物品の購入やサービス等の発注に努めます。

## 3. 情報バリアフリー化の推進

### (1) 情報通信技術による情報提供の促進

情報提供の時間的・質的格差をなくすため、インターネット等を活用した情報提供を推進し、地域情報化の促進に努めます。

### 主要施策

施策名	内容
インターネットを活用した情報の提供	情報格差をなくし、障害者等の活動の幅を広げるため、インターネット等を活用した情報提供を促進します。また、誰もが使いやすいようホームページの改善を行います。

### (2) 図書館サービスの充実

障害の有無にかかわらず、誰もが図書館サービスを利用できるよう、点字本、大活字本の配架や拡大読書器の配備、通路幅の設定等、図書館のバリアフリー化に努めるとともに、図書館ネットワークシステムによる図書サービスの相互利用を推進します。

## 主要施策

施策名	内容
図書館サービスの充実	点字本、大活字本の配架や拡大読書器の配備、車いすの人も利用しやすいような通路幅や本棚の高さを設定する等、図書館のバリアフリー化に努め、障害者（児）等の利便性に配慮した図書館サービスの充実を促進します。
図書館のネットワークづくり	障害者（児）等も利用しやすい図書館づくりを目指し、図書館ネットワークシステムによる図書サービスの相互利用を促進します。また、駐車場のバリアフリー化等、ハード面での利便性向上を行います。

## 4. スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

### (1) 学級・講座への障害者(児)等の参加促進

障害者（児）等が活動の場へ参加するためのきっかけづくりを行います。講座の開設や生涯学習情報の提供を図るとともに、参加しやすい環境づくりを進め、障害者（児）等の一般の学級、講座への参加促進に努めます。

## 主要施策

施策名	内容
障害者（児）等の学習機会の提供	各市町の社会福祉協議会の協力のもと、コミュニケーションに配慮した障害者（児）等を対象とした学級・講座を市町の共同による開催を検討します。また、活動の場へ参加するためのきっかけづくり、外出支援が必要な障害者（児）等への対応を図ります。

### (2) 文化・スポーツ活動の促進

障害者（児）等が文化活動やスポーツ活動を通じて、いきいきとした生活が送れるよう活動促進を行います。また、住民相互の理解や交流の輪が広がるよう、障害者（児）等の文化・スポーツ大会や行事等の開催や参加促進に努めます。

## 主要施策

施策名	内容
文化・スポーツ交流大会等の周知	各市町の文化祭や体育祭の広報活動を行い、障害者（児）の参加を促進します。また、社会福祉協議会と連携し、障害者（児）文化作品展やスポーツ交流大会等の広域的な開催を促進します。
スポーツ大会等への選手の派遣	社会福祉協議会と連携し、各種障害者（児）スポーツ大会への選手派遣のための活動支援を行います。
障害者（児）団体・グループへの加入促進	各市町社会福祉協議会の協力のもと、障害者（児）団体、グループの周知を行い、加入を促進します。また、文化活動やスポーツ活動の振興を図るとともに、広域的な文化・スポーツ活動グループの育成を図ります。

### (3)施設のバリアフリー化と使用料の減免

障害者（児）等の文化・スポーツ活動の場を確保するため、文化・スポーツ施設の相互利用を促進するとともに、施設のバリアフリー化を促進します。また、公共施設の使用料の減免を推進します。

## 主要施策

施策名	内容
文化・スポーツ施設のバリアフリー化の促進	各市町の文化・スポーツ施設の整備と広域的な相互利用を促進するとともに、障害者（児）等が利用しやすいよう、拠点となる施設について、出入口の改善や多目的トイレの整備等、バリアフリー化を促進します。
公共施設の使用料の減免	障害者（児）等の文化・スポーツ活動等を促進するため、観光施設等、公共施設の使用料の減免を推進します。

## 基本目標5 人にやさしいまちをつくる

### ◆施策の体系

施策の方向	主要施策
1 バリアフリーのまちづくり	(1) 福祉のまちづくりの普及・啓発 (2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進 (3) 公共交通機関等の利便性の向上
2 防災・防犯体制の整備	(1) 防災・防犯意識の向上 (2) 緊急時体制の確立

### ◆現状と課題

障害者（児）等の社会参加の促進には、安心、安全、快適な環境整備が不可欠です。公共施設はもちろん、鉄道や駅周辺、道路、公園等、人の集まる場所を中心に整備を行うことにより、障害の有無にかかわらず快適に暮らせる環境が整います。また、ユニバーサルデザインを取り入れた総合的な福祉のまちづくりを推進していくことが重要です。

平時の環境整備もさることながら、緊急時の体制づくりの構築も大きな課題となっています。障害者（児）へのアンケートの結果では、安心して暮らせるまちと評価する人は約半数であり、その他の人は何らかの不安を感じています。安心して暮らすことのできる地域づくりのためには、日頃の協力体制は必要不可欠です。災害等の緊急時に援護が必要な人に対して、速やかに避難・救助が行えるよう、日頃から地域コミュニティ活動の連携強化を図り、防災訓練等を通して避難行動要支援者の情報把握に努め、地域の支援体制づくりの強化に取り組む必要があります。賀茂地区においては、避難行動要支援者名簿の適正管理や更新を行い、緊急時に適切な対応ができるよう整備を進めていきます。

## ◆施策の方向

### 1. バリアフリーのまちづくり

#### (1)福祉のまちづくりの普及・啓発

各市町の連携のもと、市町や県の事業を通じ、福祉のまちづくりに関する住民への理解及び啓発を図るとともに、推進体制を整備します。

#### 主要施策

施策名	内容
広報による意識啓発の推進	ポスターや各福祉イベント等において「静岡県ゆずりあい駐車場制度」等、市町や県事業について広報・啓発活動を行い、障害者（児）等の行動の妨げにならないよう、また、福祉のまちづくりが推進できるよう、一人ひとりのマナー向上を図ります。
推進体制の整備	福祉のまちづくりをより広く効果的に浸透させるため、関係団体を含む広域的な組織の整備を図ります。

#### (2)ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

「静岡県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、道路や公園、公共施設等、生活環境のユニバーサルデザインの普及及び道路や施設のバリアフリー化を促進します。

#### 主要施策

施策名	内容
道路環境の把握・整備	障害者（児）等の外出が安心・安全なものとなるよう、歩道の整備を図るとともに、放置自転車や商店の看板等の通行の妨げとなるものの解消を働きかけ、歩行空間の確保を図ります。
ユニバーサルデザインの普及・推進	公共施設において、施設の老朽化に伴う建て直しや、新たな施設設置の際には、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の設置を進めます。
公共的施設・建築物のバリアフリー化の推進	「静岡県ゆずりあい駐車場制度」の普及を始め、道路や既存の施設において、障害者（児）等も利用しやすいよう、バリアフリー化について働きかけます。また、オストメイト用トイレの設置や車いすに対応したトイレの設置を推進します。

### (3)公共交通機関等の利便性の向上

外出が困難な障害者（児）等の日常生活の利便性の向上と社会参加を促進するため、タクシー券等を交付します。また、障害者（児）等が公共交通機関を利用しやすいよう、低床バスの運行や鉄道駅舎、バスターミナルの改善等、関係機関や事業者に対し働きかけをしていきます。

#### 主要施策

施策名	内容
タクシー券等の交付	障害者（児）等の日常生活の利便性の向上と社会参加を促進するため、タクシー券等の交付を行います。
交通ターミナルのバリアフリー化の促進	鉄道駅舎やバスターミナル等の改善について、事業者に対し働きかけをし、理解と協力を求めています。
鉄道運賃の障害者割引制度の促進	鉄道会社に対して障害者割引制度の実施を促し、障害者の利用者負担の軽減を図ります。

## 2. 防災・防犯体制の整備

### (1)防災・防犯意識の向上

いざという時に、自主防災組織と各種防災機関が連携し、有効な支援活動が行うことができるよう、日頃から防災・防犯に関する情報を提供するとともに、防災・防犯設備の普及を図り、障害者（児）等及び地域住民の防災・防犯意識の向上を促進します。

#### 主要施策

施策名	内容
防災知識の普及	地域防災計画、防災マップ及び防災マニュアルの作成等、防災知識の普及に努めます。また、住民自らが正しい行動が取れるよう、防災講座を開催し、参加促進を図ります。
防災訓練の参加促進	障害者（児）等に対する地域住民の認識を高め、緊急時に速やかに行動できるよう、自主防災会と協力して障害者（児）等の積極的な防災訓練への参加を推進します。
防災・防犯設備の普及	緊急通報システムの活用をはじめ、障害者（児）等のいる世帯に対して、防災・防犯設備に関する情報提供や相談の充実を図ります。また、備蓄品の確保や避難ビル、避難経路の点検等を行い、緊急時に対応可能な体制の構築に努めます。

## (2)緊急時体制の確立

障害者（児）等のための災害時等の緊急時の対策として、自主防災組織と各種防災機関が連携し、有効な支援活動が行うことができるよう、地域ぐるみの緊急時体制の充実を図ります。

### 主要施策

施策名	内容
避難行動要支援者名簿の整備	災害時に避難支援が必要な人へ迅速かつ的確に支援が行えるよう、「避難行動要支援者名簿」の適正管理や更新を行います。
避難行動要支援者の支援体制の確立	避難行動要支援者名簿をもとに、自主防災会を中心とする地域の組織と協力・連携し、災害時に障害者（児）等の安全な避難誘導體制を確立します。 また、災害時の避難所における、医療・福祉サービス等の提供体制の整備を図るとともに、要支援者が避難所生活において必要とする物資・備品の確保に努めます。

## 基本目標6 施策推進のための基盤を整備する

### ◆施策の体系

施策の方向	主要施策
1 住民、関係機関・団体、民間事業者等との連携	(1) 住民参加の促進 (2) 関係機関との連携強化
2 行政における人材の育成・確保	(1) 保健福祉職員の確保・充実
3 推進体制の整備	(1) 各市町における推進体制の整備 (2) 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会の活動の充実 (3) 賀茂地区障害者自立支援協議会による推進

### ◆現状と課題

障害者(児)等の生活上の様々な困難に対応し、効果的な支援を行っていくためには、保健、医療、福祉をはじめ、教育、就労、生活環境、都市基盤整備等、様々な分野が連携し、総合的な支援を図る必要があります。そのためには、行政機関内の担当部署はもとより、関係機関・団体、地域の住民等が連携し、支援体制を構築することが重要となります。

福祉面における支援については、障害者(児)等、一人ひとりの状況を十分に理解し、障害者(児)等の視点に立って必要なサービスを適切に提供することができる人材の確保が重要です。このため、障害者(児)等が住む地域の住民の理解と協力が不可欠です。

また、民間事業者が担う役割も制度の変化により大きくなっています。各種サービスを利用する人が多様なサービスの中から自分に必要なサービスを選択できるよう、事業者の新規参入のための呼びかけを積極的に行い、事業所との情報交換を密に行う必要があります。

## ◆施策の方向

### 1. 住民、関係機関・団体、民間事業者等との連携

#### (1) 住民参加の促進

各市町の社会福祉協議会と連携し、地域住民によるボランティア活動の促進を図ります。

#### 主要施策

施策名	内容
地域における福祉活動の促進	各市町の社会福祉協議会の育成と活動の支援を図り、地域ぐるみの福祉活動を促進します。
ボランティアの育成・確保	社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア等、学習機会の充実や登録ボランティアの確保を図ります。

#### (2) 関係機関との連携強化

障害者（児）等の多様化、高度化するニーズに対応し、良質なサービスが提供できるよう、県や保健・医療・福祉等専門機関等との連携強化を図ります。

#### 主要施策

施策名	内容
賀茂地区障害者自立支援協議会の活用	賀茂地区障害者自立支援協議会において、情報共有を行い、県や各専門機関との連携を強化します。

## 2. 行政における人材の育成・確保

### (1) 保健福祉職員の確保・充実

保健福祉専門技術者の確保や保健福祉関係職員の資質の向上を図ります。

#### 主要施策

施策名	内容
保健福祉職員の確保	各市町における保健師、社会福祉士等の確保を図ります。
保健福祉関係職員の資質の向上	県との連携のもと、基礎から専門分野に至る幅広い知識、技術の習得を目指し、保健福祉関係職員の研修を行います。

## 3. 推進体制の整備

### (1) 各市町における推進体制の整備

障害者（児）施策を総合的かつ着実に推進するためには、全庁的な取り組みが不可欠です。担当課局と協力し、各市町における障害者（児）施策の庁内推進体制の整備を図ります。

### (2) 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会による計画の推進

行政、障害者（児）団体、事業者等、障害者福祉関係組織・団体の連携を図り、本計画の着実な推進に努めます。

### (3) 賀茂地区障害者自立支援協議会による計画の点検・評価

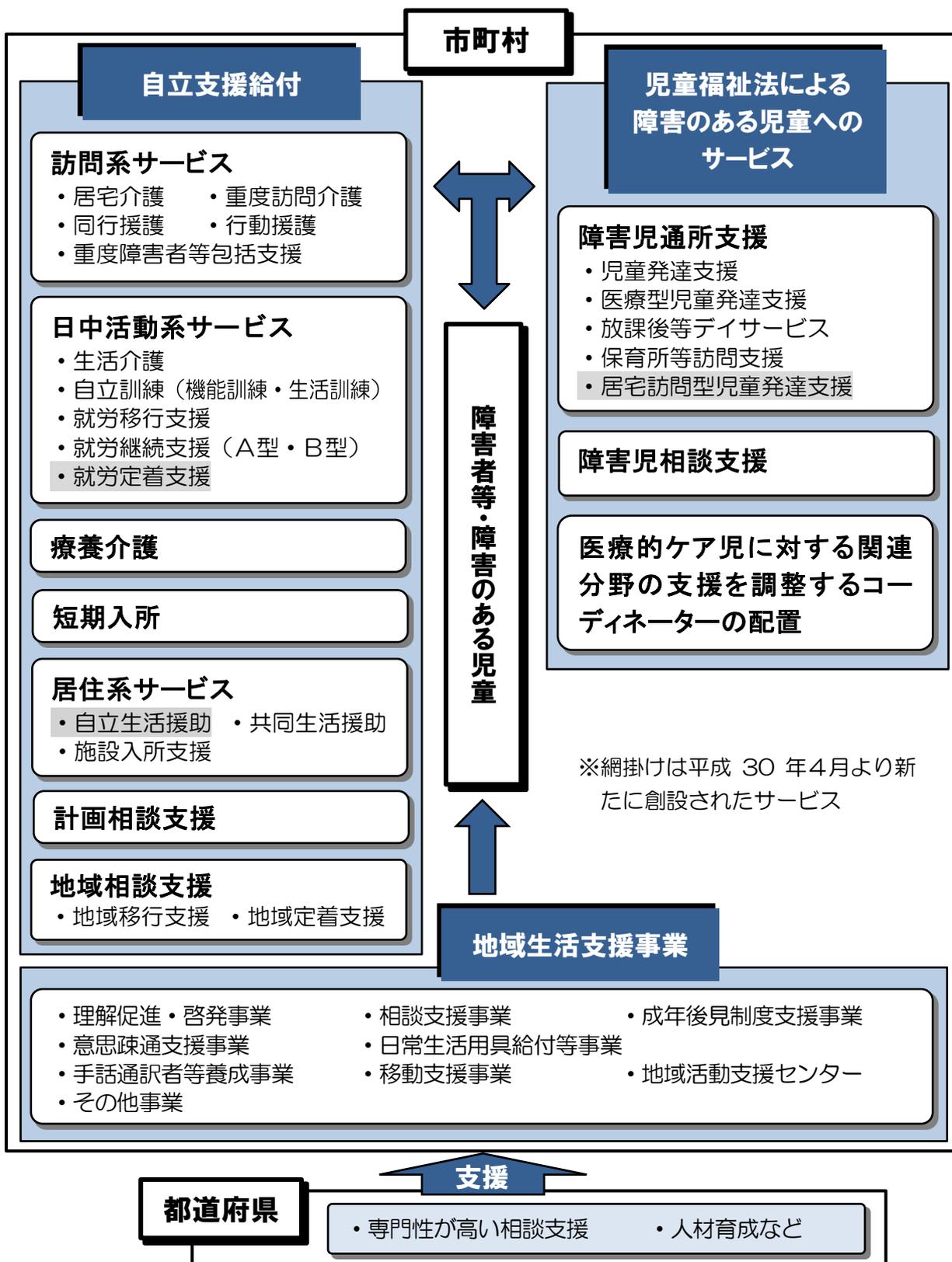
本計画を着実に推進するため、適切な点検・評価の実施に努めます。

## **第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画**



# 1. サービスの体系

障害者(児)を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系のうち、以下のサービスについて、今後の整備の方向性、見込量を検討しました。



## 2. 平成32年度までに達成を目指す目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

		年度末入所者数		【目標値】 削減見込 (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
		平成 28 年度 (A)	平成 32 年度 (B)		
地区全体	人	152	143	9	9
下田市	人	49	44	5	5
東伊豆町	人	24	22	2	2
河津町	人	9	9	0	0
南伊豆町	人	22	21	1	1
松崎町	人	20	19	1	1
西伊豆町	人	28	27	1	0

### (2) 精神障害にも対応した地域包括システムの構築

#### 1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

設置済		(設定の考え方) 賀茂地区障害者自立支援協議会「地域移行部会」を 協議の場とする。
設置予定	○	
設置予定なし		

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

面的な体制で拠点整備	(設定の考え方) 賀茂地区はどの市町も人口が少なく利用者数及び採 算確保が困難なため、共同で設置に向け協議する。
------------	--

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

		(1)一般就労移行者数		(2)就労移行支援事業所の利用者数	
		平成 28 年度	【目標値】 平成 32 年度	平成 28 年度	【目標値】 平成 32 年度
地区全体	人	2	3	10	3
下田市	人	1	0	1	0
東伊豆町	人	1	2	6	3
河津町	人	0	0	0	0
南伊豆町	人	0	1	2	0
松崎町	人	0	0	0	0
西伊豆町	人	0	0	1	0

#### (5)障害児支援の提供体制の整備等

##### 1)児童発達支援センター設置

設置済		(設定の考え方) 賀茂地区はどの市町も人口が少なく、利用者数及び採算の確保が困難なため、共同で設置に向け協議する。
設置予定	○	
設置予定なし		

##### 2)保育所等訪問支援を利用できる体制構築

構築済		(設定の考え方) 市町単独での構築予定はない。賀茂地区での設置を検討する児童発達支援センターが保育所等訪問支援を担うことを想定する。
構築予定	○	
構築予定なし		

**3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

確保済		(設定の考え方) 市町単独での構築予定はない。賀茂地区での設置を検討する児童発達支援センターが児童発達支援事業を担うことを想定する。放課後等デイサービス事業については既存の事業等に対応する。
確保予定	○	
確保予定なし		

**4)医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置**

設置済		(設定の考え方) 賀茂地区障害者自立支援協議会「児童部会」を協議の場とする。
設置予定	○	
設置予定なし		

### 3. 自立支援給付

---

#### (1) 訪問系サービス

##### 1) 居宅介護

###### ◆サービスの内容

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

###### ◆対象者

障害支援区分が区分 1 以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）の人。

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する人

- (1) 区分 2 以上に該当していること
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」 「全面的な支援が必要」

「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「排尿」 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「排便」 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

###### ◆今後の方向性

アンケート結果においてサービスのニーズが高く今後、安定したサービス提供体制の確保が必要です。より質の高いサービスの提供ができるよう、サービス事業所の確保に努めます。

## 2) 重度訪問介護

### ◆サービスの内容

重度の障害により、常時介護を要する人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

### ◆対象者

重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者。具体的には、障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれかに該当する人

- (1) 二肢以上に麻痺等がある人であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている人
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人

### ◆今後の方向性

利用対象者は重度の障害を持つ人であり、対象者は少ないが、必要性が高いサービスです。今後のサービス需要を検討し、より質の高いサービスの提供を促進します。

### 3)同行援護

#### ◆サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

#### ◆対象者

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である人

ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する人

- (1) 区分2以上に該当していること
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること
  - 「歩行」 「全面的な支援が必要」
  - 「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
  - 「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
  - 「排尿」 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
  - 「排便」 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

#### ◆今後の方向性

介護保険サービスにはない障害福祉固有のサービスで、今後、65歳以上の視覚障害のある人が介護保険サービスと合わせて利用することが考えられます。サービスの周知を図るとともに、今後のサービス需要を検討し、サービス提供事業所の確保に努めます。

## 4)行動援護

### ◆サービスの内容

障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

### ◆対象者

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である人

### ◆今後の方向性

行動援護は、サービスの認知度が低く、利用者が少ないことが考えられます。サービスの周知を図り、今後の需要を検討しながら、サービス提供事業所の確保に努めます。

## 5)重度障害者等包括支援

### ◆サービスの内容

重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

### ◆対象者

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する人

具体的には、障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する人	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筋ジストロフィー</li> <li>・脊椎損傷</li> <li>・ALS（筋萎縮性側索硬化症）</li> <li>・遷延性意識障害等</li> </ul>
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害者等</li> </ul>
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人（Ⅲ類型）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害等</li> </ul>

<Ⅰ類型>

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (2) 医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること） なお、医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (3) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
- (4) 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

<Ⅱ類型>

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (3) 医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること） なお、医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障が無い」以外に認定

<Ⅲ類型>

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）である人

◆今後の方向性

サービス対象者が少ないこと、サービスの認知が低いことが利用の少ない理由と考えられます。サービス制度の周知を図り、今後のサービス需要を検討し、サービス提供体制の充実を促進します。

◆訪問系サービスの実績と見込量

【1月あたり】

訪問系サービス			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	72	71	83	83	83	83
		計画	72	79	81			
	時間	実績	796	862	1,390	1,360	1,364	1,370
		計画	713	745	791			
下田市	人	16	18	20	20	20	20	
	時間	164	189	235	205	209	215	
東伊豆町	人	24	22	23	23	23	23	
	時間	240	268	271	271	271	271	
河津町	人	7	4	3	3	3	3	
	時間	64	60	55	55	55	55	
南伊豆町	人	7	6	10	10	10	10	
	時間	89	126	235	235	235	235	
松崎町	人	10	10	10	10	10	10	
	時間	102	79	84	84	84	84	
西伊豆町	人	8	11	17	17	17	17	
	時間	137	140	510	510	510	510	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## (2)日中活動系サービス

### 1)生活介護

#### ◆サービスの内容

障害者支援施設などで、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要する人に対し、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。

#### ◆対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人として次に掲げる人

- (1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である人
- (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である人
- (3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する人であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の人は区分3）より低い人で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた人  
※(3)の人のうち以下の人については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を行なった上で、引き続き、生活介護を利用することができます。
  - ① 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む。）の利用者（特定旧法受給者）
  - ② 法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している人
  - ③ 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している人

#### ◆今後の方向性

利用の多いサービスであり、緩やかな増加傾向が見られ、今後も増加傾向が続くと考えられます。今後のサービス需要に対し、確実にサービス提供が図れるよう、提供事業所を確保し、質の高いサービスの提供を事業者に要請し、提供体制の整備を促進します。

## ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

生活介護			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	193	196	206	207	209	209
		計画	201	208	211			
	人 日	実績	3,960	4,066	3,838	3,860	3,905	3,905
		計画	4,107	4,238	4,285			
下田市	人	56	56	56	56	56	56	
	人日	1,169	1,224	1,268	1,268	1,268	1,268	
東伊豆町	人	39	42	47	48	49	49	
	人日	763	806	892	914	936	936	
河津町	人	22	21	21	21	21	21	
	人日	437	417	417	417	417	417	
南伊豆町	人	27	26	27	27	27	27	
	人日	559	555	216	216	216	216	
松崎町	人	19	21	26	26	27	27	
	人日	378	420	521	521	544	544	
西伊豆町	人	30	30	29	29	29	29	
	人日	654	644	524	524	524	524	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 2) 自立訓練(機能訓練)

### ◆サービスの内容

身体障害を有する障害者に対し、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、または当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

### ◆対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者で、具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- (2) 特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

### ◆今後の方向性

これまでの利用実績から、今後の利用を見込んでいないが、今後の需要動向を注視します。

### ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

自立訓練(機能訓練)			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	1	1	1	0	0	0
		計画	1	1	1			
	人日	実績	22	14	22	0	0	0
		計画	22	22	22			
下田市	人	0	0	1	0	0	0	
	人日	0	0	22	0	0	0	
東伊豆町	人	0	1	0	0	0	0	
	人日	0	14	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	1	0	0	0	0	0	
	人日	22	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 3)自立訓練(生活訓練)

### ◆サービスの内容

知的障害または精神障害を有する障害者に対し、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、または当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

## ◆対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- (2) 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 等

## ◆今後の方向性

これまでの利用実績から、今後の利用を見込んでいないが、今後の需要動向を注視します。

## ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

自立訓練(生活訓練)			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	9	6	0	0	0	0
		計画	8	10	9			
	人日	実績	206	114	0	0	0	0
		計画	170	212	192			
下田市	人	3	3	0	0	0	0	
	人日	64	64	0	0	0	0	
東伊豆町	人	1	1	0	0	0	0	
	人日	22	21	0	0	0	0	
河津町	人	1	0	0	0	0	0	
	人日	31	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	1	0	0	0	0	0	
	人日	22	0	0	0	0	0	
松崎町	人	2	2	0	0	0	0	
	人日	46	29	0	0	0	0	
西伊豆町	人	1	0	0	0	0	0	
	人日	21	0	0	0	0	0	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 4)就労移行支援

### ◆サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

### ◆対象者

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは、就労先の紹介その他の支援が必要な人
- (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許または灸師免許を取得することにより、就労を希望する人

### ◆今後の方向性

一般就労を促進するために、サービスの周知と利用促進を図ります。また、今後のサービス需要の動向を注視しながら、サービス提供体制の確保を検討します。

◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

就労移行支援			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	8	10	12	11	2	3
		計画	8	15	19			
	人 日	実績	165	203	239	215	44	66
		計画	136	260	328			
下田市	人	1	1	3	3	0	0	
	人日	7	0	66	66	0	0	
東伊豆町	人	6	6	6	5	2	3	
	人日	136	134	134	110	44	66	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	1	2	2	2	0	0	
	人日	22	48	16	16	0	0	
松崎町	人	0	0	1	1	0	0	
	人日	0	0	23	23	0	0	
西伊豆町	人	0	1	0	0	0	0	
	人日	0	21	0	0	0	0	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 5)就労継続支援(A型)

### ◆サービスの内容

企業等に就労することが困難な人に対し、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人で、下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

### ◆対象者

企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（利用開始時65歳未満の人）。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人
- (3) 企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

### ◆今後の方向性

現在、賀茂地区にはサービスを提供する事業所がないことから、サービス提供事業者の確保及びサービス提供体制の整備を図ります。

### ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

就労継続支援(A型)			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	0	1	2	2	2	2
		計画	0	0	0			
	人日	実績	0	19	41	41	41	41
		計画	0	0	0			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	0	0	1	1	1	1	
	人日	0	0	22	22	22	22	
河津町	人	0	1	1	1	1	1	
	人日	0	19	19	19	19	19	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 6)就労継続支援(B型)

### ◆サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

## ◆対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある人であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された人
- (3) 上記に該当しない人であって、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者

## ◆今後の方向性

今後も特別支援学校の卒業生等の利用により、サービスの利用は緩やかな増加傾向が見込まれます。引き続き、サービス提供体制の確保・充実を図ります。

## ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

就労継続支援(B型)			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	82	79	82	83	89	92
		計画	84	88	91			
	人日	実績	1,536	1,466	1,409	1,431	1,521	1,573
		計画	1,566	1,640	1,696			
下田市	人	29	26	28	28	28	28	
	人日	525	497	541	541	541	541	
東伊豆町	人	8	6	8	8	11	13	
	人日	132	97	141	141	207	251	
河津町	人	2	3	3	3	3	3	
	人日	35	56	56	56	56	56	
南伊豆町	人	9	10	11	11	11	11	
	人日	188	195	88	88	88	88	
松崎町	人	14	15	13	14	14	14	
	人日	256	255	223	245	245	245	
西伊豆町	人	20	19	19	19	22	23	
	人日	400	366	360	360	384	392	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 7)就労定着支援(平成30年度より新たに創設)

### ◆サービスの内容

就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した人に、本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

### ◆対象者

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

### ◆今後の方向性

就労移行支援のサービス利用の動向を踏まえ、今後の利用需要を注視します。

### ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

就労定着支援			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	-	-	-	0	0	0
		計画	-	-	-			
	人日	実績	-	-	-	-	-	-
		計画	-	-	-			
下田市	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	-	-	-	
東伊豆町	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	-	-	-	
河津町	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	-	-	-	
南伊豆町	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	-	-	-	
松崎町	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	-	-	-	
西伊豆町	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	-	-	-	

### (3)療養介護

#### ◆サービスの内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障害者であって、常時介護を要する人に対し、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

#### ◆対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる人

- (1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人
- (2) 筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の人
- (3) 改正前の児童福祉法第43条に規定する重症心身障害児施設に入居した人または改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した人であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(1)及び(2)以外の人

#### ◆今後の方向性

今後もこれまでの利用実績と同様のサービス利用需要が発生するものと見込まれ、サービス提供体制の充実を促進します。

## ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

療養介護			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	9	10	10	10	10	10
		計画	9	10	10			
下田市	人		4	5	5	5	5	5
東伊豆町	人		2	2	2	2	2	2
河津町	人		1	1	1	1	1	1
南伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
松崎町	人		1	1	1	1	1	1
西伊豆町	人		1	1	1	1	1	1

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## (4)短期入所(ショートステイ)

### ◆サービスの内容

居宅において、その障害者等の介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

### ◆対象者(福祉型 障害者支援施設等において実施)

- (1) 障害支援区分が区分1以上である障害者
- (2) 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

### ◆対象者(医療型 病院、診療所、介護老人保健施設において実施)

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者 等

### ◆今後の方向性

福祉型については、今後のサービス需要に対応したサービスの提供体制の充実を促進します。また、医療型については、今後サービス需要の動向を見ながら、提供体制の整備を検討します。

◆サービスの実績と見込量(福祉型)

【1月あたり】

福祉型短期入所			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	21	15	30	30	29	29
		計画	-	-	-			
	人日	実績	232	142	261	261	239	239
		計画	-	-	-			
下田市	人	13	8	8	8	8	8	
	人日	189	97	97	97	97	97	
東伊豆町	人	1	1	1	1	1	1	
	人日	7	7	7	7	7	7	
河津町	人	1	2	2	2	2	2	
	人日	4	11	11	11	11	11	
南伊豆町	人	1	1	8	8	8	8	
	人日	5	9	49	49	49	49	
松崎町	人	3	0	2	2	1	1	
	人日	17	0	26	26	4	4	
西伊豆町	人	2	3	9	9	9	9	
	人日	10	18	71	71	71	71	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

◆サービスの実績と見込量(医療型)

【1月あたり】

医療型短期入所			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	2	2	1	1	1	1
		計画	-	-	-			
	人日	実績	10	10	3	3	3	3
		計画	-	-	-			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	2	2	1	1	1	1	
	人日	10	10	3	3	3	3	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## (5)居住系サービス

### 1)自立生活援助(平成30年度より新たに創設)

#### ◆サービスの内容

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

具体的には、

- (1) 定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」、「公共料金や家賃に滞納はないか」「体調に変化はないか、通院しているか」「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
- (2) 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

#### ◆対象者

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人

#### ◆今後の方向性

サービスの周知を図り、サービス需要の動向を見ながら、提供体制の整備について検討します。

#### ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

自立生活援助			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地区全体	人	実績	-	-	-	0	0	0
		計画	-	-	-			
下田市	人		-	-	-	0	0	0
東伊豆町	人		-	-	-	0	0	0
河津町	人		-	-	-	0	0	0
南伊豆町	人		-	-	-	0	0	0
松崎町	人		-	-	-	0	0	0
西伊豆町	人		-	-	-	0	0	0

## 2)共同生活援助(グループホーム)

### ◆サービスの内容

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

### ◆対象者

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の人または、65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る。）。

※ 障害支援区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

### ◆今後の方向性

現在、下田市に1か所、東伊豆町に1か所、南伊豆町に1か所整備されています。サービス利用の実績は緩やかな増加傾向を示しており、潜在的なサービス需要は高いことから、現在の施設立地状況を考慮しながら、サービス提供事業所の確保を積極的に図り、サービス提供体制の整備を促進します。

### ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

共同生活援助 (グループホーム)			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	53	61	62	64	65	65
		計画	50	60	62			
下田市	人		14	17	16	16	16	16
東伊豆町	人		6	11	13	13	13	13
河津町	人		6	5	5	5	5	5
南伊豆町	人		7	8	8	8	8	8
松崎町	人		9	10	10	10	11	11
西伊豆町	人		11	10	10	12	12	12

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

### 3)施設入所支援

#### ◆サービスの内容

施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ◆対象者

- (1) 生活介護を受けている人であって障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上である人
- (2) 自立訓練または就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている人であって、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人
- (3) 生活介護を受けている人であって障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人  
なお、以下の人については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を行なった上で、引き続き、施設入所支援を利用することができます。
  - ① 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
  - ② 法の施行時に旧法施設に入所し、継続して入所している人
  - ③ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している人
- (4) 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人  
なお、以下の人については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を行なった上で、引き続き、施設入所支援を利用することができます。
  - ① 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
  - ② 法の施行時に旧法施設に入所し、継続して入所している人
  - ③ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している人

#### ◆今後の方向性

サービス需要の高いサービスであり、今後も同様のサービス需要が継続するものと見込まれます。施設入所のニーズを把握し、施設との連携及び入所調整を図り、適切な入所を進めるとともに、地域での生活が可能な人については、地域生活移行を積極的に促進します。

## ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

施設入所支援			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	152	152	150	148	144	142
		計画	146	144	140			
下田市	人		48	49	51	49	46	44
東伊豆町	人		24	24	22	22	22	22
河津町	人		10	9	9	9	9	9
南伊豆町	人		22	22	22	22	21	21
松崎町	人		21	20	19	19	19	19
西伊豆町	人		27	28	27	27	27	27

注1：過齢児の人切替分を含む。また、地域生活への移行者数を控除して見込んでいる。

注2：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## (6)計画相談支援

### ◆サービスの内容

指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境、サービス利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

サービス等利用計画に沿ったサービスを提供するため、障害福祉サービスの支給決定後、サービス事業者等との連絡調整をしたり、サービスが適切に提供されているか等を定期的に確認し、必要に応じて計画の見直しを行います（モニタリング）。

### ◆対象者

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者を対象とします。

なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合には、介護保険制度の居宅介護支援計画（ケアプラン）の作成で足りると判断される場合は、サービス等利用計画の作成を求めない場合もあります。

### ◆今後の方向性

障害福祉サービスの利用にあたっては、障害者（児）が必要とするサービスを障害者（児）自身が適切に利用することが求められます。そのため、障害者のサービス需要を的確に捉え、障害者の意向に沿った、きめ細かな利用計画の立案が図れるように、サービス提供体制の整備・充実を促進します。

◆サービスの実績と見込量

【年度毎の対象者数の合計】

計画相談支援			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	409	421	419	421	418	416
		計画	420	450	461			
	SP 数	実績	0	0	1	1	1	1
		計画	-	-	-			
下田市	人	120	126	125	125	121	119	
	SP数	0	0	1	1	1	1	
東伊豆町	人	82	84	84	84	85	85	
	SP数	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	36	34	34	33	33	33	
	SP数	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	50	50	51	51	50	50	
	SP数	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	58	58	57	58	59	59	
	SP数	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	63	69	68	70	70	70	
	SP数	0	0	0	0	0	0	

注1：SP数は、セルフプラン数

注2：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## (7)地域相談支援

### 1)地域移行支援

#### ◆サービスの内容

障害者支援施設等に入所している人または、精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や、必要な支援を行います。具体的には次のような支援を行います。

- ① 住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ② 地域生活への移行のための外出時の同行
- ③ 障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験利用
- ④ 体験宿泊
- ⑤ 地域移行支援計画の作成

#### ◆対象者

次の人のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる人

- (1) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している人（※1）
- (2) 精神科病院に入院している精神障害のある人（※2）
- (3) 救護施設または更生施設に入所している障害のある人
- (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害のある人（※3）
- (5) 更生保護施設に入所している障害のある人または自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害のある人

※1…児童福祉施設に入所する18歳以上の人、障害者支援施設等に入所する15歳以上の人を対象。

※2…直近の入院期間が1年以上の人が対象（原則）。ただし、直近の入院期間が1年未満であっても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする人や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる人も対象となります。

※3…指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される人が対象です。

#### ◆今後の方向性

今後のサービス需要の動向を注視します。

## ◆サービスの実績と見込量

【年度毎の対象者数の合計】

地域移行支援			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	0	1	0	0	0	0
		計画	3	7	12			
下田市	人		0	0	0	0	0	0
東伊豆町	人		0	1	0	0	0	0
河津町	人		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
松崎町	人		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	人		0	0	0	0	0	0

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 2)地域定着支援

### ◆サービスの内容

単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

### ◆対象者

次の人のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる人

- (1) 居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある人
- (2) 居宅において家族と同居している障害のある人であっても、その家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人（※1、※2）

※1…障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した人や、地域生活が不安定な人等も対象になります。

※2…共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外となります。

### ◆今後の方向性

今後のサービス需要の動向を注視します。

◆サービスの実績と見込量

【年度毎の対象者数の合計】

地域定着支援			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	2	2			
下田市	人		0	0	0	0	0	0
東伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
河津町	人		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
松崎町	人		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	人		0	0	0	0	0	0

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 4. 障害のある児童へのサービス

### (1) 障害児通所支援

#### 1) 児童発達支援

##### ◆サービスの内容・対象者

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童について、児童発達支援センターにおいて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

##### ◆今後の方向性

今後のサービス需要の動向を注視するとともに、賀茂地区全体で児童発達支援センター設置の検討を進めます。

##### ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

児童発達支援			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	0	1	1	1	1	1
		計画	1	2	3			
	人日	実績	0	11	15	15	15	15
		計画	5	10	15			
下田市	人	0	1	1	1	1	1	
	人日	0	11	15	15	15	15	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 2)医療型児童発達支援

### ◆サービスの内容・対象者

肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能の障害）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは、独立行政法人国立病院機構もしくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって、厚生労働大臣が指定する医療機関に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

### ◆今後の方向性

今後のサービス需要の動向を注視します。

### ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

医療型児童発達支援			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	-	-	-			
	人 日	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	-	-	-			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

### 3)放課後等デイサービス

#### ◆サービスの内容・対象者

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校に就学している障害のある児童が対象となります。

#### ◆今後の方向性

今後もサービス需要が想定されることから、サービス提供体制の充実を図ります。

#### ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

放課後等デイサービス			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	3	5	5	6	4	4
		計画	5	10	13			
	人日	実績	9	44	42	63	41	41
		計画	30	70	94			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	3	4	5	5	3	3	
	人日	9	39	42	42	20	20	
河津町	人	0	1	0	1	1	1	
	人日	0	5	0	21	21	21	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 4) 保育所等訪問支援

### ◆サービスの内容・対象者

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びに、その置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものです。支援には訪問支援員が当たります。保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童が対象となります。

### ◆今後の方向性

今後のサービス需要の動向を注視します。

### ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

保育所等訪問支援			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	-	-	-			
	人日	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	-	-	-			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 5)居宅訪問型児童発達支援(平成 30 年度より新たに創設)

### ◆サービスの内容・対象者

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難な障害児を対象に、障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### ◆今後の方向性

今後のサービス需要の動向を注視します。

### ◆サービスの実績と見込量

【1月あたり】

居宅訪問型 児童発達支援			第 4 期実績・計画			第 5 期計画		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地区全体	人	実績	-	-	-	0	0	0
		計画	-	-	-			
	人 日	実績	-	-	-	0	0	0
		計画	-	-	-			
下田市	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	0	0	0	
東伊豆町	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	0	0	0	
河津町	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	0	0	0	
南伊豆町	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	0	0	0	
松崎町	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	0	0	0	
西伊豆町	人	-	-	-	0	0	0	
	人日	-	-	-	0	0	0	

## (2)障害児相談支援

### ◆サービスの内容・対象者

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。  
障害児通所支援を利用するすべての障害児が対象になります。

### ◆今後の方向性

第4期計画のサービス実績は緩やかな増加傾向を示しており、今後も同程度のサービス需要が見込まれます。障害児の適切なサービス利用が図れるよう、障害児支援利用計画作成、モニタリング体制の充実を促進します。

### ◆サービスの実績と見込量

【年度毎の対象者の合計】

障害児相談支援			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	2	6	7	10	6	6
		計画	-	-	-			
	SP 数	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	-	-	-			
下田市	人	0	1	1	1	1	1	
	SP数	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	2	5	5	5	3	3	
	SP数	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	1	1	1	1	
	SP数	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	SP数	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	SP数	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	3	1	1	
	SP数	0	0	0	0	0	0	

注1：SP数は、セルフプラン数

注2：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

### (3)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

#### ◆サービスの内容

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供に繋げるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

#### ◆今後の方向性

賀茂地区全体で配置について、検討を図ります。

#### ◆サービスの実績と見込量

【年度毎の合計】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		第4期実績・計画			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地区全体	配置人数	-	-	0	0	0	0
下田市	配置人数	-	-	0	0	0	0
東伊豆町	配置人数	-	-	0	0	0	0
河津町	配置人数	-	-	0	0	0	0
南伊豆町	配置人数	-	-	0	0	0	0
松崎町	配置人数	-	-	0	0	0	0
西伊豆町	配置人数	-	-	0	0	0	0

## 5. 地域生活支援事業

---

### ◆地域生活支援事業とは

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする事業です。

障害者総合支援法のもと、国が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき、都道府県が実施主体となる都道府県地域生活支援事業と市町村が実施主体となる市町村地域生活支援事業があります。

都道府県または市町村が、法律上実施しなければならない具体的な事業（必須事業）を行うほか、都道府県または市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活または、社会生活を営むために必要な事業（任意事業）を実施することができます。

## (1) 必須事業

### 1) 理解促進・啓発事業

#### ◆サービスの内容・対象者

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。具体的には地域住民を対象に、①教室等開催（障害者等の理解を深める教室）、②事業所訪問（地域住民の障害福祉サービス事業所訪問）、③イベント開催（講演会や障害者との交流イベント等）、④広報活動（パンフレット、ホームページ等の広報活動）、⑤その他を行います。

#### ◆今後の方向性

賀茂地区の連携を図り、社会福祉協議会や福祉団体が開催するイベント、キャンペーン事業を支援し、地域住民の障害や障害者への理解促進、啓発を図っていきます。

#### ◆サービスの実績と見込量

理解促進・啓発事業	第4期実績・計画			第5期計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
下田市	実施	実施	実施	実施	実施	実施
東伊豆町	実施	実施	実施	実施	実施	実施
河津町	実施	実施	実施	実施	実施	実施
南伊豆町	実施	実施	実施	実施	実施	実施
松崎町	実施	実施	実施	実施	実施	実施
西伊豆町	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## 2)相談支援事業

### ◆サービスの内容・対象者

市町村は、障害者等の福祉に関する各種の問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

具体的には、①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、②社会資源を利用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利の擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介などを行います。

### ◆今後の方向性

相談件数の増加、相談内容の多様化、複雑化が想定されることから、相談内容に対し必要な情報を的確に提供します。また、障害福祉サービス利用の情報提供を行い、支援に結びつけられるように、関係機関との連携を図り、情報提供体制の整備を促進します。

### ◆サービスの実績と見込量

【年度あたり】

相談支援事業			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害者相談支援事業	箇所	実績	3	3	3	3	3	3
		計画	3	3	3			
相談件数	件	実績	5,316	3,940	3,522	4,200	4,200	4,200
		計画	3,522	3,522	3,522			
地域自立支援協議会	箇所	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
基幹相談支援センター	箇所	実績	0	0	0	0	0	1
		計画	0	0	1			

注：上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

下段は第4期障害福祉計画の見込

### 3)成年後見制度利用支援事業

#### ◆サービスの内容・対象者

障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用に係る費用のすべてまたは一部を支給することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。成年後見制度の利用を希望するが、申し立てを行う親族がない場合などは、市町村長が代わって申し立てを行います。

なお、対象者は、住民税が非課税であり成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な状況にある人や生活保護を受けている人などです。

#### ◆今後の方向性

今後もサービス需要が想定されることから、サービス利用及び提供体制の整備を促進します。

#### ◆サービスの実績と見込量

【年度あたり】

成年後見制度利用支援事業			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	件	実績	1	1	2	3	3	3
		計画	2	4	4			
下田市	件		0	0	1	1	1	1
東伊豆町	件		0	1	1	1	1	1
河津町	件		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	件		0	0	0	0	0	0
松崎町	件		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	件		1	0	0	1	1	1

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 4)意思疎通支援事業

### ◆サービスの内容・対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等を対象に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

#### ○手話通訳者派遣事業

官公庁の手続や行事、医療機関の受診などで聴覚障害者が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。

#### ○手話通訳者設置事業（賀茂地区では未実施）

聴覚障害者等が、手続や相談などの際に円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を市役所、町役場の窓口等に配置する事業です。

#### ○要約筆記者派遣事業（賀茂地区では未実施）

手話通訳者の派遣と同様に、聴覚障害者が要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。

### ◆今後の方向性

障害者が社会参加をしていく上で、必要不可欠のサービスであり、これまでと同様に今後も手話通訳のサービス需要の発生が見込まれます。手話通訳者の育成及び手話通訳者派遣の体制の充実を図ります。

### ◆サービスの実績と見込量

【年度あたり】

手話通訳者派遣事業			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	回	実績	47	40	60	56	56	56
		計画	82	82	82			
下田市	回		3	1	13	7	7	7
東伊豆町	回		0	0	0	0	0	0
河津町	回		31	29	30	30	30	30
南伊豆町	回		7	5	6	6	6	6
松崎町	回		1	0	0	1	1	1
西伊豆町	回		5	5	11	12	12	12

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 5)日常生活用具給付等事業

### ◆サービスの内容・対象者

在宅の障害者等に対し、日常生活用具を給付または、貸与すること等により、日常生活がより円滑に行われるように便宜を図ります。障害に応じた用具（各種目の対象要件に該当する人を対象）として、①介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）、②自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）、③在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）、④情報・意思疎通支援用具（点字器、人工喉頭など）、⑤排せつ管理支援用具（ストマ装具など）、⑥居宅生活動作補助用具（移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）の給付を行います。

### ◆今後の方向性

障害者の在宅生活を継続支援するにあたって必要な事業であるため、制度の周知を行い、利用促進を図ります。

### ◆サービスの実績と見込量

#### ① 介護・訓練支援用具

【年度あたり】

介護・訓練支援用具			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	件	実績	6	4	4	5	6	5
		計画	11	12	12			
下田市	件		3	2	2	2	2	2
東伊豆町	件		0	1	1	1	1	1
河津町	件		2	1	0	1	1	1
南伊豆町	件		0	0	0	0	0	0
松崎町	件		1	0	1	1	1	1
西伊豆町	件		0	0	0	0	1	0

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## ② 自立生活支援用具

【年度あたり】

自立生活支援用具			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	件	実績	14	8	9	9	9	9
		計画	17	17	17			
下田市	件		4	3	2	2	2	2
東伊豆町	件		4	2	4	3	3	3
河津町	件		3	1	0	1	1	1
南伊豆町	件		2	1	0	1	1	1
松崎町	件		1	1	1	1	1	1
西伊豆町	件		0	0	2	1	1	1

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## ③ 在宅療養等支援用具

【年度あたり】

在宅療養等支援用具			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	件	実績	10	4	10	10	11	10
		計画	9	10	10			
下田市	件		1	0	4	4	4	4
東伊豆町	件		4	2	2	2	2	2
河津町	件		1	1	1	1	1	1
南伊豆町	件		0	0	0	0	0	0
松崎町	件		3	1	3	3	3	3
西伊豆町	件		1	0	0	0	1	0

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

④ 情報・意思疎通支援用具

【年度あたり】

情報・意思疎通 支援用具			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	件	実績	13	13	15	14	14	15
		計画	24	24	26			
下田市	件		0	4	8	6	6	6
東伊豆町	件		6	4	1	2	2	2
河津町	件		3	2	1	1	1	1
南伊豆町	件		1	0	0	1	1	1
松崎町	件		3	3	4	4	4	4
西伊豆町	件		0	0	1	0	0	1

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

⑤ 排せつ管理支援用具

【年度あたり】

排せつ管理支援用具			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	件	実績	1,512	1,607	1,642	1,633	1,633	1,633
		計画	1,796	1,796	1,796			
下田市	件		366	432	430	403	403	403
東伊豆町	件		395	451	430	430	430	430
河津町	件		152	169	180	180	180	180
南伊豆町	件		182	159	170	170	170	170
松崎町	件		102	117	142	150	150	150
西伊豆町	件		315	279	290	300	300	300

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## ⑥ 居宅生活動作補助用具

【年度あたり】

居宅生活動作 補助用具			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	件	実績	6	6	4	5	5	4
		計画	6	6	6			
下田市	件		1	2	2	2	2	2
東伊豆町	件		3	2	1	1	1	1
河津町	件		0	1	0	0	0	0
南伊豆町	件		0	0	0	0	0	0
松崎町	件		1	1	1	1	1	1
西伊豆町	件		1	0	0	1	1	0

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 6)手話通訳者等養成事業(手話奉仕員養成研修事業)

### ◆サービスの内容・対象者

ろう者が安心して生活できる社会を実現するために、広く地域住民を対象に、ろう者や手話に対する理解促進及び手話の普及に努めるとともに、手話通訳者を養成するために、手話奉仕員養成講座を実施します。

### ◆今後の方向性

ろう者や手話への理解を深めるための啓発活動を推進します。また、手話奉仕員養成講座等を開催し、手話通訳者の養成を促進します。

## ◆サービスの実績と見込量

【年度あたり】

手話通訳者等養成事業 (手話奉仕員養成講座)			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	件	実績	32	24	42	38	28	23
		計画	-	-	-			
下田市	件		12	10	15	10	15	10
東伊豆町	件		3	3	7	7	2	2
河津町	件		1	1	11	11	2	2
南伊豆町	件		5	3	6	6	5	5
松崎町	件		5	3	3	3	3	3
西伊豆町	件		6	4	0	1	1	1

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 7)移動支援事業

### ◆サービスの内容・対象者

屋外での移動に著しい困難を伴う全身性障害者等や、知的障害者等、またはひとりでの外出が困難な精神障害者などが社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加による外出の際の移動について支援します。

ただし、同様の支援が障害者総合支援法の障害福祉サービスにおいて利用できる場合又は介護保険法による訪問介護において利用できる場合は、これらのサービスが優先されます。なお、対象者は障害者等であって、市町村が移動の支援が必要と認めた人です。

### ◆今後の方向性

屋外での移動が困難な障害者にとって必要不可欠なサービスです。サービス供給体制の整備とともに周知を図り、利用を促進します。

◆サービスの実績と見込量

【年度あたり】

移動支援事業			第4期実績・計画			第5期計画		
			H.27年度	H.28年度	H.29年度	H.30年度	H.31年度	H.32年度
地区全体	人	実績	35	35	32	33	33	33
		計画	31	30	30			
	時間	実績	963	508	573	656	656	656
		計画	1,979	1,969	1,959			
	実事業所数	実績	12	12	13	13	13	13
		計画	9	9	9			
下田市	人		20	19	19	19	19	19
	時間		432	323	403	426	426	426
	実事業所数		4	4	4	4	4	4
東伊豆町	人		9	12	10	10	10	10
	時間		273	109	120	160	160	160
	実事業所数		2	2	3	3	3	3
河津町	人		2	2	2	2	2	2
	時間		30	25	30	30	30	30
	実事業所数		2	2	2	2	2	2
南伊豆町	人		1	1	0	1	1	1
	時間		44	17	0	10	10	10
	実事業所数		1	1	1	1	1	1
松崎町	人		0	0	0	0	0	0
	時間		0	0	0	0	0	0
	実事業所数		2	2	2	2	2	2
西伊豆町	人		3	1	1	1	1	1
	時間		184	34	20	30	30	30
	実事業所数		1	1	1	1	1	1

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 8)地域活動支援センター

### ◆サービスの内容・対象者

障害者等が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供等を通して、自立と社会との交流促進を図るとともに、家庭における介護の負担の軽減を図ります。

基礎的事業と機能強化事業に分けられ、

- (1) 基礎的事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等を実施します。
- (2) 機能強化事業として、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

### ◆今後の方向性

障害者の地域生活の場、社会参加の場として重要な役割を果たすことから、賀茂地区共同での運営を図ります。

### ◆サービスの実績と見込量

【年度あたり】

地域活動支援センター			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用登録者数	人	実績	138	138	123	130	130	130
		計画	143	147	152			
I型	箇所	実績	1	1	1	1	1	1
		見込	1	1	1			

注：上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

下段は第4期障害福祉計画の見込

## (2)任意事業

### 1)訪問入浴サービス

#### ◆サービスの内容・対象者

家庭において、入浴することが困難な身体障害者を対象に、入浴サービスを行います。看護師又は准看護師若しくは介護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、もって心身の健康増進及び、介護者の負担軽減を図ります。

#### ◆今後の方向性

第4期計画期間には、各年度2名の利用があり、今後も同様のサービス需要が見込まれることから、これまでのサービス提供体制の充実を促進するとともに、サービスの周知を図り、利用の促進を図ります。

#### ◆サービスの実績と見込量

【年度あたり】

訪問入浴サービス事業			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	2	2	2	2	2	2
		計画	144	144	144			
	回	実績	155	150	152	152	152	152
		計画	2	2	2			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	回	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	回	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	1	1	1	1	1	1	
	回	52	46	52	52	52	52	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	回	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	回	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	1	1	1	1	1	1	
	回	103	104	100	100	100	100	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

## 2)日中一時支援

### ◆サービスの内容・対象者

障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などの支援を行います。

### ◆今後の方向性

サービスの実績は緩やかな増加傾向にあり、今後も同様のサービス需要が見込まれ、これまでのサービス供給体制の充実を促進するとともに、サービス利用の促進を図り、障害者及びその家族の負担軽減を図ります。

## ◆サービスの実績と見込量

【年度あたり】

日中一時支援事業			第4期実績・計画			第5期計画		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地区全体	人	実績	23	26	26	28	28	28
		計画	1,076	1,076	1,076			
	回	実績	1,299	1,190	1,150	1,373	1,373	1,373
		計画	28	28	28			
	実事業 所数	実績	17	18	19	18	18	18
		計画	4	4	4			
下田市	人	5	8	8	10	10	10	
	回	306	275	296	480	480	480	
	実事業所数	4	4	4	3	3	3	
東伊豆町	人	9	8	7	7	7	7	
	回	735	772	633	650	650	650	
	実事業所数	6	7	6	6	6	6	
河津町	人	2	1	3	3	3	3	
	回	138	20	70	90	90	90	
	実事業所数	1	1	2	2	2	2	
南伊豆町	人	3	3	3	3	3	3	
	回	68	69	70	70	70	70	
	実事業所数	3	3	3	3	3	3	
松崎町	人	2	3	2	2	2	2	
	回	21	33	61	61	61	61	
	実事業所数	2	2	3	3	3	3	
西伊豆町	人	2	3	3	3	3	3	
	回	31	21	20	22	22	22	
	実事業所数	1	1	1	1	1	1	

注：地区全体の上段の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込

地区全体の下段は第4期障害福祉計画の見込

各市町の平成27年度、28年度は実績、平成29年度は見込



# 資料編



# 1. 用語の解説

---

## あ行

### ○アウトリーチ

「手を指しのばす」という意味で、福祉や医療における、地域で支援を必要とする状況にありながら専門的サービスに結びつきにくい人のもとに、専門家が出向いて支援するサービスのこと。

### ○アセスメント

「評価」「査定」の意味で用いられることが多く、「対象が周囲に及ぼす影響の評価をすること」「開発が環境に与える影響の程度や範囲、また対策について、事前に予測・評価すること」などを指す。

### ○医療的ケア

吸引、注入、導尿などの医療的な行為。吸引とは、電動又は手動の吸引器で、口腔や鼻腔などの痰や鼻汁、唾液などの分泌物を吸引すること。注入とは、呼吸障害、摂食障害などがある人に、経管による栄養及び水分、薬液の注入を行うこと。導尿とは、排尿困難のある人に対して、尿道からカテーテルを挿入し、排尿することをいう。

### ○エンパワメント

「能力をつける」、「権限を与える」という意味で、人が社会生活の上で抱える課題や問題を主体的に解決する力や、生活の意欲を高めようとする力を増強、もしくは回復させること。

### ○オストメイト用トイレ

人工肛門や人工膀胱保有者の方（オストメイト）が、排せつ物等の処理をしやすくする機能を備えたトイレ。

## か行

### ○介護保険制度

40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を納め、その保険料や税を財源に、介護が必要と認定されたときには、原則1割負担で介護保険サービスを利用できる制度。被保険者の要介護状態や要支援状態に関して必要な保険給付を行う。介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支え合う。

### ○ガイドヘルパー

視覚障害のある人及び脳性麻痺者等、全身性障害のある人等の移動を支援する人。

## ○学習障害(LD=Learning Disabilities)

基本的には、全般的な知能発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

## ○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。

## ○グループホーム(共同生活援助)

障害者総合支援法で共同生活援助という。地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において障害のある人が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。

## ○ケアマネジメント

本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図ると共に、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会的資源の改善及び開発を推進する援助方法。

## ○権利擁護

自己の権利を表明することが困難又は不十分な知的障害、精神障害のある人などが、地域社会で自立して生活するために必要な権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

## ○合理的配慮

障害のある方の人権が障害のない方と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。典型的な例として、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられる。平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。

## ○コーディネーター

物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人。

## さ行

### ○サービス等利用計画

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害のある人のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

### ○支援用具

日常生活用具の種類のひとつであり、点字器や人工喉頭などの障害のある人（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具のこと。

### ○静岡県ゆずりあい駐車場制度

車いす使用者駐車場（車いすマークの駐車場）の利用対象者（歩行が困難な身体障害者、高齢者や妊産婦等）に対し利用証を交付し、施設利用時に専用の案内表示がある駐車場に利用証を掲示し駐車させることにより、車いす使用者用駐車場の適正利用の促進と、「福祉のまちづくり」に対する県民の理解を深める取り組みのこと。平成25年2月1日より全県実施。

### ○指定特定相談支援事業者

平成24年4月の法の改正により、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業者を特定相談支援事業者という。障害福祉サービス等を申請した障害のある人及び障害のある児童について、サービス等利用計画の作成、サービス支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

### ○児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

### ○児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。

### ○社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業など、さまざまな社会福祉事業を実施している。

### ○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的知識及び技術を

もって、身体上もしくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人のこと。

### ○重症心身障害

障害の種別にかかわらず、2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。

### ○重度心身障害

障害の程度の重い人のことで、概ね身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上を指す。(同じ重度心身障害という表現を使っている、サービスによって障害の等級が異なる場合がある。)

### ○手話

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段の一手法で、手の型・位置・動きを組み合わせて意味を表すもの。

### ○手話通訳者

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として手話通訳士(厚生労働省認定資格)がいる。

### ○障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日(障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある間は年金が支給されるもの。

### ○障害支援区分

障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態を総合的に示すもの。介護給付における障害支援区分の認定は、2次判定を経て、障害支援区分や有効期間について認定等を行う。区分は、1から6までの6段階となっている。平成26年3月31日までは、障害程度区分という名称であった。

### ○障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

## ○障害者権利条約

障害（肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚障害などの身体障害、知的障害及び精神障害など）のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。

## ○障害者差別解消法

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行。

## ○障害者支援施設

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設のこと。

## ○障害者週間

平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして、12 月 3 日～12 月 9 日までの期間が設定された。

## ○障害者自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりにあたって、関係機関が情報を共有し、地域が抱える課題の解決に向け協議を行うために設置された組織。賀茂地区においては 1 市 5 町が共同で設置している。

## ○障害者自立支援法(平成18年4月1日～平成25年3月31日)

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念に則り、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて、自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。

## ○障害者総合支援法(平成25年4月1日～)

応益負担を原則とする障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする法律。平成 25 年 4 月から施行された。

## ○障害者優先調達推進法(平成25年4月1日～)

国や自治体が障害者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた法律。障害者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。

## ○障害福祉サービス

障害者総合支援法第 88 条に規定する法定サービスであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。

## ○身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

各種援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免や JR 運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となる場合がある。

## ○精神科病院

精神保健福祉法に基づいて、精神障害のある人を入院させて、必要な医療を受けさせ、また、保護する病院のこと。原則的に各都道府県は設置義務があり、民間の病院でも、厚生労働大臣の定める基準を満たしていれば指定病院になることができる。

## ○精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。税の控除・減免や公共施設の利用料減免などの優遇が受けられる。

## ○精神保健福祉士

平成 9 年 12 月に成立した精神保健福祉士法に基づく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

## ○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などのために、判断能力が十分ではない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人などを、家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

## ○相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う人。

## た行

### ○短期入所(ショートステイ)

障害のある人(児)、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張などのため一時的に養育・介護をすることができない、又は家族の精神的・身体的な負担の軽減などを図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのこと。

### ○地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設のこと。対象者は、創作的活動や生産活動を希望する人など。

### ○地域生活支援事業

市町村が地域の実情に合わせて、自立支援給付以外に障害のある人の地域における生活を支える様々なサービス。

### ○地域相談支援

①いろいろなサービスを必要とする、②長期にわたる入所(入院)生活のために退所(退院)後の生活に不安がある、③家族やまわりの人から支援が得られず孤立している、などの理由がある人を対象に、計画的なプログラムに基づいた自立支援サービス等利用計画を作成支援するサービスのこと。

### ○注意欠陥・多動性障害(ADHD)

衝動性や注意力をコントロールすることについて、脳機能の障害があるとされている。勉強や仕事等に細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴がみられる。

### ○点字

視覚障害のある人が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組みあわせて音を標記する文字。

### ○点字ブロック

視覚障害者が足裏の触覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック(プレート)のこと。

### ○点訳

印刷された文字や手書きの文字は墨字(すみじ)といい、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。

## ○特別支援学校

学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）により、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授ける特別支援学校として位置付けられたもの。

## ○特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障害の程度等に応じて、特別な場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

## な行

### ○内部障害

身体障害のうち、人体の内部の器官に障害があるもの。種別としては、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱または直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害がある。

### ○難病

原因が不明で治療法が確立していない、長期療養を必要とする希少な疾病。平成29年4月現在、特定疾患等医療給付制度の対象となる疾病は、指定難病は330疾病、小児慢性特定疾病は722疾病となっている。また、障害福祉サービス等の対象となる疾病は358疾病となっている。

### ○日常生活用具

障害者総合支援法第77条第1項第6号の規定による障害者又は障害児の日常生活上の便宜を図るための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を指す。

### ○ノーマライゼーション

ノーマライゼーション（Normalization）とは、障害のある人と健常者が区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

## は行

### ○排せつ管理支援用具

日常生活用具の種類のひとつであり、ストマ用装具などの障害のある人（児）の排せつ管理を支援する衛生用品のこと。

## ○発達障害

幼少期の発達過程によって獲得される認知、言語、社会性、運動などの機能が不十分な状態を「発達障害」と呼ぶ。広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などがある。

## ○ハード面

物事において、施設や設備、道具等、形のあるもの。

## ○バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年ではすべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

## ○ピアカウンセリング(ピア活動)

障害のある人などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障害のある人などの相談に応じ、問題解決のための助言を行うこと。

## ○PDCAサイクル

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

## ○避難行動要支援者名簿

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者（障害のある人や高齢者等）の名簿の作成が、市町村に義務づけられることになった。避難支援や安否確認のため避難支援者（消防署や警察署、民生委員児童委員等）に提供し、活用するもの。

## ○福祉施設

各種の法律により、社会福祉のためにつくられた施設のこと。職員には、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のほか、非常勤（一部施設は常勤）の医師や看護師、指導員、保育士などがいる。

## ○福祉的就労

障害などの理由により企業で働けない人のために、障害施設などで働く場を提供すること。

## ○補装具

身体障害のある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは損なわ

れた身体機能を補完・代替する用具。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いす、つえ、義眼、補聴器など。

### ○訪問系サービス

利用者の自宅での快適な療養・生活を目指し、医療度の高い介護サービスから、入浴・排せつ等の生活に即した介護サービス、そして自立生活に向けた生活支援サービスまで訪問して行うサービスのこと。

### ○ホームヘルパー(訪問介護員)

障害のある人などの家庭を訪問し、①入浴、排せつ、食事などの介護、②調理、洗濯、掃除などの家事、③生活などに関する相談、助言、④外出時における移動の介護などを行う職種のこと。

## ま行

### ○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

### ○モニタリング

個別支援計画の見直し・評価のこと。一定期間ごとに計画の目標、達成状況の評価、達成されない原因の分析・理由、今後の対応（支援内容・方法の変更、見直しなど）を行う。

## や行

### ○ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

### ○要約筆記

聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝えるもの。一般的には OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話し手の話の内容を透明なフィルムに書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。近年では、パソコンで入力した画面をプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障害のある人のために筆記を行う人のこと。

## ら行

### ○ライフステージ

人間の一生において節目となるできごと（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。

### ○理学療法士

身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせたり、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えたりする人のこと。国家資格である。

### ○リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

### ○療育

心身に障害のある児童に対し、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することをいう。

### ○療育手帳

平成3年の厚生労働省事務次官通知「療育手帳の実施」に基づいて、都道府県知事が発行するもの。知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、その障害程度を判定し、県知事が交付するもの。

## 2. 協議会の要綱、規約及び名簿

---

### 賀茂地区障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 賀茂地区（下田市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町及び賀茂郡西伊豆町の1市5町をいう。）に居住する障害者（障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）第2条第1号に規定する「障害者」をいう。以下この要綱において同じ。）の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、賀茂地区障害者自立支援協議会（以下「賀茂地区協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 賀茂地区協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 賀茂地区における障害福祉施策の総合的展開に係る検討及び調整
- (2) 賀茂地区内の障害福祉サービス及び困難事例への対応に係る総合的調整
- (3) 賀茂地区障害者計画及び賀茂地区障害福祉計画の作成並びに推進に係る調整
- (4) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性に係る運営評価
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 賀茂地区協議会は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 賀茂地区協議会に会長を置き、互選により賀茂地区の障害福祉主管課長の職にある者をもって充てる。
- 3 賀茂地区協議会に副会長を置き、互選により賀茂地区の障害福祉主管課長の職にある者及び静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課長をもって充てる。
- 4 会長は、賀茂地区協議会を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 賀茂地区協議会に運営会議、事務局会議及び必要に応じ専門部会を置くことができ、その内容は別に定める。

(会議)

第4条 賀茂地区協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 賀茂地区協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ、これを開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員でない者を出席させて意見又は説明を求めることができる。
- 4 構成員は、代理人を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 賀茂地区協議会に事務局を置き、静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。

(別表)

## 賀茂地区障害者自立支援協議会構成員

分野	所属	職名
相談支援	地域生活支援センター すまいる	施設長
	相談支援事業所 すぎのこ相談室	室長
	南伊豆地域生活支援センター ふれあい	施設長
	相談支援事業所 こだま	施設長
	相談支援事業所 オリブ	施設長
教育	県立東部特別支援学校 伊豆下田分校	副校長
	県立東部特別支援学校 伊豆松崎分校	副校長
	県立東部特別支援学校 伊豆高原分校	副校長
就労	下田公共職業安定所	上席職業指導官
	賀茂障害者就業・生活支援センター・わ	センター長
医療	河津浜病院	院長
	ふれあい南伊豆ホスピタル	院長
市町	下田市福祉事務所	所長
	東伊豆町住民福祉課	参事
	河津町保健福祉課	課長
	南伊豆町健康福祉課	課長
	松崎町健康福祉課	課長
	西伊豆町健康福祉課	課長
県健康福祉センター	静岡県賀茂健康福祉センター	福祉部長
		参事兼児童相談所長 兼相談課長
静岡県	静岡県健康福祉部障害者政策課	課長
		圏域 sv
		圏域 sv
	静岡県健康福祉部障害福祉課	課長

## 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を共同して策定し、当該計画等に基づく施策の実施に関する事務の連絡調整を行うことにより、賀茂地区における広域的な障害福祉サービスの向上を図ることを目的とする。

#### (名称)

第2条 協議会は、賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会という。

#### (構成市町)

第3条 協議会は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「関係市町」という。）で構成する。

#### (担任する事務)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 障害者計画等の策定に関する事務
- (2) 障害者計画等の実施についての関係機関との連携、調整及び情報交換に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者計画等を策定し、及びこれに基づく施策を推進するために必要な事務

#### (事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する関係市町の市町庁舎内に置く。

### 第2章 協議会の組織

#### (組織)

第6条 協議会は、関係市町の長をもってこれを組織する。

2 協議会の運営は、関係市町の障害福祉行政主管課長（以下「委員」という。）が行う。

#### (役員)

第7条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
- 2 会長及び副会長は、関係市町の長が協議して定めた市町長をもって充てる。
  - 3 役員は、非常勤とする。
  - 4 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期

間とする。

- 5 役員は、再任されることを妨げない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

### 第3章 協議会の会議

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員によりこれを行う。

- 2 会議は、会長が招集する。この場合において、会長は、会議の場所、日時及び会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長の属する関係市町の委員をもって充てる。
- 5 会議の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議の議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(幹事会)

第10条 協議会の事務の管理及び執行に関する事項で、会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、関係市町の障害福祉行政主管係長をもってこれを組織する。
- 3 幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、会長の属する関係市町の障害福祉行政主管課に置く。

### 第4章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第12条 協議会の担任する事務に要する経費は、関係市町の負担金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 前項の規定により関係市町が負担すべき負担金(以下「負担金」という。)の額は、均等割及び予算の属する年度の前年の10月1日現在における障害者手帳所持者の割合により、次に掲げる基準の定めるところによる。

(1) 均等割 4割

(2) 障害者手帳所持者割 6割

- 3 関係市町は、前項の規定による負担金を、事務局を置く市町に交付しなければならない。

4 負担金の交付の時期については、会議で定める。

(歳入歳出予算)

第 13 条 協議会の歳入歳出予算は、前条第 3 項の規定により交付される負担金その他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 前項の規定による予算は、事務局を置く市町の一般会計に計上するものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第 14 条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

3 第 1 項の規定により歳入歳出予算が会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに関係市町に送付しなければならない。

(出納員)

第 15 条 協議会に出納員を置き、会長の属する関係市町の会計管理者をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(決算報告)

第 16 条 協議会に関する決算は、予算を執行した市町（以下「予算執行市町」という。）において処理するものとする。

2 予算執行市町の長は、協議会に関する決算を予算執行市町の議会の認定に付したときは、速やかに、当該決算を予算執行市町以外の市町の長に報告しなければならない。

(契約)

第 17 条 協議会の予算の執行に伴う請書又は契約書の作成を必要とする契約は、会議を経なければ、これを締結することができない。

(その他の財務に関する事項)

第 18 条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続及び会長の属する関係市町の財務に関する手続の例による。

## 第 5 章 補則

(解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合においては、関係市町が、その協議によりその事務を承継する。

この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した関係市町の長においてこれを監査委員の監査に付し、その意見を徴しなければならない。

(補則)

第 20 条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるものを除くほか、協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、協議会に関し必要な手続きその他の行為は、この規約の施行の前日においても行うことができる。

(任期の特例)

2 第 7 条第 4 項本文の規定にかかわらず、初回の役員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

(読替規定)

3 この規約施行後最初に開かれる協機会の招集等に関しては、第 9 条第 2 項中「会長」とあるのは「西伊豆町長」と読み替えるものとする。

4 平成 18 年度における障害者手帳所持者割については、第 12 条第 2 項中「予算の属する年度の前年の 10 月 1 日」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日」と読み替えるものとする。

5 平成 18 年度に係る協議会の歳入歳出予算に関しては、第 14 条中「年度開始前に」とあるのは「この規約施行後速やかに」と読み替えるものとする。

賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会

市 町 名	役 職 名	氏 名	備 考
下 田 市	下 田 市 長	福 井 祐 輔	
東 伊 豆 町	東 伊 豆 町 長	太 田 長 八	会長
河 津 町	河 津 町 長	岸 重 宏	
南 伊 豆 町	南 伊 豆 町 長	岡 部 克 仁	
松 崎 町	松 崎 町 長	長 嶋 精 一	
西 伊 豆 町	西 伊 豆 町 長	星 野 淨 晋	副会長

賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会運営委員会

市 町 名	役 職 名	氏 名	備 考
下 田 市	福 祉 事 務 所 長	土 屋 悦 子	
東 伊 豆 町	住 民 福 祉 課 参 事	木 田 尚 宏	委員長
河 津 町	保 健 福 祉 課 長	川 尻 一 仁	
南 伊 豆 町	健 康 福 祉 課 長	渡 邊 雅 之	
松 崎 町	健 康 福 祉 課 長	新 田 徳 彦	
西 伊 豆 町	健 康 福 祉 課 長	白 石 洋 巳	副委員長

### 3. ヒアリング調査の事業所(一部、調査票による調査)

市町	事業所名	サービス内容	経営主体
下田市	伊豆つくし学園	生活介護、短期入所、施設入所支援、障害児保育	(福)伊豆つくし会
下田市	すぎのこ作業所	就労継続支援B型、計画相談支援	(福)覆育会
下田市	地域生活支援センターすまいる	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	(福)伊豆つくし会
南伊豆町	さしだ希望の里	生活介護、短期入所、共同生活援助、施設入所支援、計画相談支援、障害児相談支援	(福)南伊豆福祉会
南伊豆町	あしたば作業所	就労継続支援B型	NPO 法人あしたば作業所
南伊豆町	南伊豆地域生活支援センターふれあい	計画相談支援、地域移行支援	(医)社団辰五会
松崎町	オリブ	生活介護、短期入所、施設入所支援	(福)十字の園
松崎町	障害者相談支援事業所オリブ	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	(福)十字の園
下田市	下田市社会福祉協議会居宅介護事業所	居宅介護、重度訪問介護	(福)下田市社会福祉協議会
東伊豆町	東伊豆町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	居宅介護、同行援護、生活介護	(福)東伊豆町社会福祉協議会
河津町	河津町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	(福)河津町社会福祉協議会
南伊豆町	南伊豆町社会福祉協議会介護事業所	居宅介護、重度訪問介護	(福)南伊豆町社会福祉協議会
松崎町	松崎町社会福祉協議会		(福)松崎町社会福祉協議会
西伊豆町	西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	(福)西伊豆町社会福祉協議会

## 4. サービス種別事業所一覧

サービス種別	事業所名	市町
訪問系サービス		
居宅介護	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	下田市社会福祉協議会 居宅介護事業所	〒415-0024 下田市 4-1-1
	ケアセンターうばめ櫛 下田	〒415-0035 下田市東本郷 2-6-2
	東伊豆町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0304 東伊豆町白田 306
	河津町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0504 河津町田中 212-2
	南伊豆町社会福祉協議会 介護事業所	〒415-0304 南伊豆町加納 590-1
	エイジレス・ケア・スタッフ	〒410-3611 松崎町松崎 65-7
	ホームヘルパーステーション オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
	西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所	〒410-3501 西伊豆町宇久須 258-4
重度訪問介護	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	下田市社会福祉協議会 居宅介護事業所	〒415-0024 下田市 4-1-1
	ケアセンターうばめ櫛 下田	〒415-0035 下田市東本郷 2-6-2
	東伊豆町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0304 東伊豆町白田 306
	河津町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0504 河津町田中 212-2
	南伊豆町社会福祉協議会 介護事業所	〒415-0304 南伊豆町加納 590-1
	エイジレス・ケア・スタッフ	〒410-3611 松崎町松崎 65-7
	ホームヘルパーステーション オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
	西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所	〒410-3501 西伊豆町宇久須 258-4
同行援護	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	下田市社会福祉協議会 居宅介護事業所	〒415-0024 下田市 4-1-1
	ケアセンターうばめ櫛 下田	〒415-0035 下田市東本郷 2-6-2
	東伊豆町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0304 東伊豆町白田 306
	河津町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0504 河津町田中 212-2
	南伊豆町社会福祉協議会 介護事業所	〒415-0304 南伊豆町加納 590-1
	エイジレス・ケア・スタッフ	〒410-3611 松崎町松崎 65-7
	ホームヘルパーステーション オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
	西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所	〒410-3501 西伊豆町宇久須 258-4
行動援護	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	下田市社会福祉協議会 居宅介護事業所	〒415-0024 下田市 4-1-1

	ケアセンターうばめ櫛 下田	〒415-0035 下田市東本郷 2-6-2
	東伊豆町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0304 東伊豆町白田 306
	河津町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	〒413-0504 河津町田中 212-2
	南伊豆町社会福祉協議会 介護事業所	〒415-0304 南伊豆町加納 590-1
	エイジレス・ケア・スタッフ	〒410-3611 松崎町松崎 65-7
	ホームヘルパーステーション オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
	西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所	〒410-3501 西伊豆町宇久須 258-4
日中活動系サービス		
生活介護	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	ワークあおぞら	〒413-0715 下田市宇土金 209-1
	東伊豆ワークセンター	〒413-0302 東伊豆町奈良本 1366-78
	デイサービスさくらんぼ	〒413-0411 東伊豆町稲取 152-1
	さしだ希望の里	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2
	オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
自立訓練	デイサービスさくらんぼ	〒413-0411 東伊豆町稲取 152-1
就労継続支援 B型	すぎのこ作業所	〒413-0713 下田市加増野 376-4
	あしたば作業所	〒415-0312 南伊豆町入間 6-1
	ワークショップマナ	〒410-3515 西伊豆町田子 965-1
短期入所		
短期入所	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	さしだ希望の里	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2
	オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
居住系サービス		
共同生活援助	グループホームたんぼぼ	〒413-0715 下田市宇土金 64-1
	グループホームこすもす	〒413-0302 東伊豆町奈良本 1366-78
	なんぷう館	〒415-0312 南伊豆町入間 4-7
施設入所支援	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	さしだ希望の里	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2
	オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
福祉型障害児入所支援	伊豆つくし学園	〒413-0713 下田市加増野 375-1
計画相談支援		
計画相談支援	指定特定相談支援事業所 すぎのこ相談室	〒413-0711 下田市相玉 115
	指定相談支援事業所 すまいる	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	こだま	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2、4-7
	南伊豆地域生活支援センター ふれあい	〒415-0151 南伊豆町青市 868-2

障害児相談支援		
障害児相談支援	指定相談支援事業所 すまいる	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	こだま	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2、4-7
地域相談支援		
地域移行支援	指定特定相談支援事業所 すぎのこ相談室	〒413-0711 下田市相玉 115
	指定相談支援事業所 すまいる	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	こだま	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2、4-7
	南伊豆地域生活支援センター ふれあい	〒415-0151 南伊豆町青市 868-2
	一般相談支援事業所オリブ	〒410-3624 松崎町江奈 157
地域定着支援	指定特定相談支援事業所 すぎのこ相談室	〒413-0711 下田市相玉 115
	指定相談支援事業所 すまいる	〒413-0713 下田市加増野 375-1
	こだま	〒415-0312 南伊豆町入間 9-2、4-7
	南伊豆地域生活支援センター ふれあい	〒415-0151 南伊豆町青市 868-2
障害者就業・生活支援センター		
障害者就業・生活支援センター	賀茂障害者就業・生活支援センター・わ	〒415-0035 下田市東本郷 1-7-21

第 3 次 賀 茂 地 区 障 害 者 計 画  
第 5 期 賀 茂 地 区 障 害 福 祉 計 画  
第 1 期 賀 茂 地 区 障 害 児 福 祉 計 画

発行日                    平成 3 0 年 3 月  
企画・編集                賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会  
下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町